

平成十年大蔵省令第二十九号

外国為替の取引等の報告に関する省令

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（平成九年法律第五十九号）及び外国為替管理令の一部を改正する政令（平成九年政令第三百八十三号）の施行に伴い、並びに外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第五十五条の二、第五十五条の三及び第六十九条の五並びに外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十八条の四、第十八条の五、第十八条の七、第十八条の八、第二十一条及び第二十六条の規定に基づき、並びに同法及び同令の規定を実施するため、外国為替の取引等の報告に関する省令を次のように定める。

目次

- 第一章 支払等の報告等（第一条―第四条）
- 第二章 資本取引の報告等（第五条―第十三条）
- 第三章 外国為替業務に関する事項の報告等（第十四条―第二十四条）
- 第四章 対外の貸借及び国際収支に関する資料（第二十五条―第三十三条）
- 第五章 雑則（第三十四条―第三十八条）

附則
第一章 支払等の報告等

（報告を要しない支払等の範囲）

第一条 外国為替令（以下「令」という。）第十八条の四第一項第一号に規定する財務省令で定める小規模の支払等（支払又は支払の受領をいう。以下同じ。）は、三千万円に相当する額以下の支払等とする。

2 令第十八条の四第一項第三号に規定する財務省令で定める支払等は、非居住者がした本邦から外国へ向けた支払及び外国から本邦へ向けた支払の受領並びに次の各号に掲げる者がした当該各号に掲げる支払等とする。

一 居住者 次に掲げる支払等

イ 外国にある非居住者との間で行った預金契約（外国為替及び外国貿易法（以下「法」という。）第二十条第一号に規定する預金契約をいう。以下同じ。）に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引（以下「債権の発生等に係る取引」という。）に基づく支払等（銀行等（法第十六条の二に規定する銀行等をいう。以下同じ。）又は資金移動業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。以下同じ。）を経由しないものに限る。）

ロ 銀行等又は資金移動業者を経由しない支払等の報告に係る外国にある非居住者との間の取引又は行為に係る債務の決済のための支払であつて、当該支払について外国にある他の非居住者との間で一時的に行つた預金契約に基づく債権の発生又は消滅に係る取引（当該預金契約に基づく預入期間が十日以内のものに限る。以下この号において「短期の預金契約に基づく債権の発生又は消滅に係る取引」という。）に直接伴つてしたもの（当該預金契約に基づく債権の発生に係る取引について当該取引の相手方である非居住者に対する支払が本邦にある銀行等又は資金移動業者が行う為替取引によつてされたものに限る。）

ハ 銀行等又は資金移動業者を経由しない支払等の報告に係る外国にある非居住者との間の取引又は行為に係る債権の決済のための支払の受領であつて、当該支払の受領について外国にある他の非居住者との間で行つた短期の預金契約に基づく債権の発生又は消滅に係る取引に直接伴つてしたもの（当該預金契約に基づく債権の消滅に係る取引について当該取引の相手方である非居住者からの支払の受領が本邦にある銀行等又は資金移動業者が行う為替取引によつてされたものに限る。）

ニ 外国にある非居住者に対する外国における建設工事に係る役務の提供に伴い必要となる資金の受払いのため外国にある他の非居住者との間で行つた預金契約に基づく債権の発生等に係る取引に直接伴つてした当該建設工事に係る役務の提供に伴い必要となる材料の購入費、労務費、外注費その他の費用の支払又は当該建設工事代金の支払の受領（当該支払等をした日の属する月中の当該預金契約に基づく債権の発生等に係る取引に直接伴つてした支払等の合計額が一億円に相当する額以下である場合に限る。）

ホ 非居住者との間の対外支払手段の売買契約に基づく債権の発生等に係る取引に基づく支払等であつて、当該支払等の相手方との間で他の支払等をするもの又は当該支払等の相手方以外の支払等を委託し当該他の支払等を行うためにするもの（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十一項第四号又は第二十二項第五号に掲げる取引のうち、通貨に係るものに基づく支払等を除く。）

ヘ 支払手段及び電子決済手段等以外による支払等（債権債務を消滅させるものを除く。）

ト 支払手段及び電子決済手段等以外の財産的価値の交換に伴う債権債務の消滅に係る支払等であつて、当該交換に係る財産的価値のいずれもが証券以外の財産的価値であるもの

チ 電子決済手段等の売買又は他の電子決済手段等との交換に係る支払等のうち、当該売買又は他の電子決済手段等取引業者等（法第五十五条の三第二項に規定する電子決済手段等取引業者等をいう。以下同じ。）の媒介、取次ぎ又は代理（以下「媒介等」という。）によつてされるもの

リ その他法第五十五条第一項に基づく報告がされなくても法の目的を達成するため特に支障がないものとして財務大臣が指定した支払等

二 日本銀行 次に掲げる者との間においてした支払等
イ 外国中央銀行等又は国際機関（日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第四十条第一項に規定する外国中央銀行等又は国際機関をいう。第五条第二項第十一号イにおいて同じ。）
ロ 外国にある金融機関

三 特別国際金融取引勘定承認金融機関（令第十一条の二第五項第十一号に規定する特別国際金融取引勘定承認金融機関をいう。以下「承認金融機関」という。）のうち令第十一条の二第一項に規定する銀行、長期信用銀行、信用金庫、信用金庫連合会、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫（以下「承認銀行等」という。） 次に掲げる支払等

イ 第十四条第一項第三号、第四号若しくは第七号から第十号までに掲げる報告又は同条第三項若しくは第七項の規定による報告の対象となつた取引又は行為に基づく支払等

イに掲げるもののほか、法第五十五条の七に規定する外国為替業務（以下「外国為替業務」という。）に係る取引又は行為に基づく支払等
 三の二 承認金融機関のうち令第十一条の二第一項に規定する金融商品取引業者（以下「承認金融商品取引業者」という。） 第十四条の二第一項第三号から第六号までに掲げる報告又は同条第四項若しくは第五項の規定による報告の対象となった支払等及び当該報告の対象となった取引又は行為に基づく支払等
 三の三 承認金融機関のうち令第十一条の二第二項に規定する保険会社（以下「承認保険会社」という。） 第十四条の三第一項第三号から第八号までに掲げる報告又は同条第四項の規定による報告の対象となった支払等及び当該報告の対象となった取引又は行為に基づく支払等
 四 第十五条、第十六条、第十七条、第十九条、第二十一条又は第二十二条第一項、第二項、第五項若しくは第六項の規定による報告をする者 当該報告の対象となった支払等及び当該報告の対象となった取引又は行為に基づく支払等

五 削除

六 第二十三条の規定による報告をする銀行等 次に掲げる支払等（外国為替業務に係るものに限る。）

イ 非居住者との間で行った預金契約に基づく債権の発生等に係る取引に基づく当該非居住者との間で行った支払等

ロ 外国為替業務に関連して外国にある金融機関との間で行った支払等

（銀行等又は資金移動業者を経由しない支払等の報告）

第二条 居住者が法第五十五条第一項に規定する支払等（同条第二項に規定する銀行等又は資金移動業者が行う為替取引によってされた支払等を除く。以下この条において同じ。）をしたときは、当該居住者は、当該支払等が第一条に規定する支払等（同条第二項に規定する銀行等又は資金移動業者が行う為替取引によってされた支払等を除く。以下この条において同じ。）をしたときは、当該居住者を経由して財務大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定による報告をしなければならないとされる支払等をした居住者が当該支払等及び当該支払等をした日の属する月中にした当該支払等以外の前項の規定による報告をしなければならないとされる支払等の全部又は一部について一括して報告しようとするときは、当該居住者は、当該一括して報告しようとする支払等について、前項に規定する様式に代えて、別紙様式第二による報告書一通を作成し、当該支払等をした日の属する月の翌月二十日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

3 居住者が外国にある非居住者に対する外国における建設工事に係る役務の提供に伴い必要となる資金の受払いのため外国にある他の非居住者との間で行った預金契約に基づく債権の発生等に係る取引に直接伴って当該建設工事に係る役務の提供に伴い必要となる材料の購入費、労務費、外注費その他の費用の支払又は当該建設工事代金の支払の受領（当該支払等をした日の属する月中の当該預金契約に基づく債権の発生等に係る取引に直接伴ってした支払等の合計額が一億円に相当する額以下である場合を除く。）の報告をしようとするときは、当該居住者は、前二項に規定する報告の期限にかかわらず、第一項の規定による報告にあつては同項に規定する報告書一通を、前項の規定による報告にあつては同項に規定する報告書一通を作成し、当該支払等をした日の属する月の終了後三月以内に、日本銀行を経由して財務大臣に提出することができる。

（銀行等又は資金移動業者を経由する支払等の報告）

第三条 居住者が法第五十五条第一項に規定する支払等（同条第二項に規定する銀行等又は資金移動業者が行う為替取引によってされた支払等に限り、以下この条において同じ。）をしたときは、当該居住者は、当該支払等が第一条に規定する支払等に該当する場合を除き、当該支払等について、別紙様式第三による報告書一通を作成し、当該支払等をした日から十日以内に、当該支払等に係る為替取引を行った銀行等又は資金移動業者に提出しなければならない。ただし、当該報告の手續を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（次項及び第三項において「電子情報処理組織」という。）を使用して行う場合には、当該支払等をした日から二十日以内に、日本銀行に対して行うものとする。

2 前項の規定による報告をしなければならないとされる支払等をした居住者が、当該支払等及び当該支払等をした日の属する月中にした当該支払等以外の前項の規定による報告をしなければならないとされる支払等のうち、特定の銀行等又は資金移動業者が行う為替取引によってされた支払等の全部又は一部について一括して報告しようとするときは、当該居住者は、当該一括して報告しようとする支払等について、前項の規定にかかわらず、別紙様式第四による報告書一通を作成し、当該支払等をした日の属する月の翌月十日までに、当該特定の銀行等又は資金移動業者に提出しなければならない。ただし、当該報告の手續を、電子情報処理組織を使用して行う場合には、当該支払等をした日の属する月の翌月二十日までに、日本銀行に対して報告しようとするときは、当該居住者は、当該一括して報告しようとする期間の開始する日の前日までに、財務大臣に対し、当該支払等について一括して報告する旨を書面により通知しなければならない。ただし、前項の規定による報告の手續を、電子情報処理組織を使用して行う場合には、この限りでない。

4 第一項又は第二項の規定による報告書の提出を受けた銀行等又は資金移動業者は、当該報告書の提出を受けた日から十営業日以内に、当該報告書を日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

第四条 削除

第二章 資本取引の報告等

（報告を要しない資本取引の範囲）

第五条 令第十八条の五第一項第一号に規定する財務省令で定める小規模の資本取引は、次の各号に掲げる資本取引の区分に応じ、当該各号に掲げる資本取引とする。

一 法第五十五条の三第一項第一号から第六号までに掲げる資本取引（同項第六号に掲げる資本取引にあつては、第十条第一項第一号の二に掲げる証券の取得及び当該取得をした証券の非居住者に対する譲渡に限る。） 当該資本取引の額が一億円に相当する額以下のもの

二 法第五十五条の三第一項第六号から第九号までに掲げる資本取引（同項第六号に掲げる資本取引を除く。） 当該資本取引の額が十億円に相当する額に満たないもの

2 令第十八条の五第一項第三号に規定する財務省令で定める資本取引は、令第十一条第三項若しくは令第十一条の三第二項の規定に基づき財務大臣の許可を受けた者が当該許可を受けたところに従って行った資本取引、又は次に掲げる資本取引のいずれかに該当するものとする。

一 法第五十五条の三第一項第一号から第三号まで、第六号（法第二十条第二号（金銭の貸付契約に基づく債権の消滅に係る取引であつて、債権の放棄又は免除に係る取引を除く。）及び第十一号に掲げる資本取引に該当するものに限る。）及び第十号に掲げる資本取引

一の二 法第五十五条の三第一項第四号に掲げる資本取引のうち、居住者その他の居住者との間の対外支払手段又は債権の売買契約に基づく債権の発生等に係る取引及び同項第十一号に掲げる資本取引

一の三 法第五十五条の三第一項第五号又は第六号に掲げる資本取引のうち、居住者而非居住者との間の外貨証券又は円払証券の貸借取引に係るもの

二 法第五十五条の三第一項第五号に掲げる資本取引のうち、法第二十八条第一項の規定による届出をしたものによる対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年総理府、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省令第一号）第七條第一項の規定による報告の対象となる同項第一号に掲げる行為に該当する資本取引

三から七まで 削除

八 法第五十五条の三第一項第六号に掲げる資本取引のうち、金銭の貸付契約に基づく債権の消滅に係る取引（債権の放棄又は免除に係る取引に限り、居住者による次に掲げる外国法人（外国法令に基づいて設立された法人をいう。以下同じ。）に対する対外直接投資に係るものを除く。）

イ 当該居住者により所有される外国法人の株式の数又は出資の金額（以下「株式等」という。）の当該外国法人の発行済株式の総数又は出資の金額の総額（以下「発行済株式等」という。）に占める割合が百分の十以上である場合の当該外国法人

ロ 当該居住者により所有される外国法人の株式等と当該居住者により発行済株式等の全部を直接に所有されている者により所有される当該外国法人の株式等を合計した株式等の当該外国法人の発行済株式等に占める割合が百分の十以上である場合の当該外国法人

九 法第五十五条の三第一項第七号及び第九号に掲げる資本取引のうち、譲渡性預金の預金証書（外国為替に関する省令（昭和五十五年大蔵省令第四十四号）第二条第一項第一号に規定する譲渡性預金の預金証書をいう。）の発行又は募集

十 法第五十五条の三第一項第十二号に掲げる資本取引のうち、次のいずれかに該当する本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得

イ 非居住者が当該非居住者又は当該非居住者の親族若しくは使用人その他の従業者の居住の用に供するため行った本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得

ロ 本邦において非営利目的の業務を行う非居住者が当該業務の遂行の用に供するため行った本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得

ハ 非居住者が当該非居住者の事務所の用に供するため行った本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得

ニ 非居住者が他の非居住者から行った本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得

十一 日本銀行が次に掲げる者との間で行った法第五十五条の三第一項第五号（日本銀行法施行規則（平成十年大蔵省令第三号）第五条第一号及び第二号に規定するものを除く。）又は同項第六号

（証券の取得又は金銭の貸付に限り）に掲げる資本取引

イ 外国中央銀行等又は国際機関

ロ 外国にある金融機関

十二及び十三 削除

十四 承認金融機関又は第二十一条若しくは第二十二条第一項若しくは第二項の規定による報告をする者が行った法第五十五条の三第一項第五号に掲げる資本取引

十五から十九まで 削除

二十 前各号に掲げるもののほか、法第五十五条の三第一項に基づく報告がされなくても法の目的を達成するため特に支障がないものとして財務大臣が指定した資本取引

第六条 削除

（資本取引を一括して報告する者の帳簿書類）

第七条 銀行等及び金融商品取引業者（法第二十二條の二第一項に規定する金融商品取引業者をいう。以下同じ。）が、法第五十五条の三第五項の規定により、一定の期間内に当事者となり、又は媒介等をした資本取引（同条第一項第六号から第九号まで又は第十二号に掲げるものを除く。）について一括して報告をしたときは、当該銀行等及び金融商品取引業者は、令第十八条の五第七項の規定に基づき、当該報告をした日から一月以内に、法第五十五条の三第五項に定める帳簿書類を作成しなければならない。

2 法第五十五条の三第五項に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 資本取引の報告を要しないこととなった相手方（媒介等をしたときは、当該資本取引の当事者）の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

二 資本取引の内容

三 資本取引の実行の日

四 資本取引の報告をした日

五 法第五十五条の三第一項の規定により資本取引の当事者となつた都度財務大臣に報告しなければならない事項のうち、一括して報告した事項以外の事項

第八条 削除

（証券の取得又は譲渡に関する報告）

第九条 居住者が法第五十五条の三第一項第五号に掲げる資本取引を行ったときは、当該居住者は、第五条に規定する資本取引に該当する場合を除き、当該資本取引について、別紙様式第十三による報告書一通を作成し、当該資本取引を行った日又は当該資本取引に係る支払等をした日（当該資本取引に係る支払等を複数回する場合には、最初の支払等をした日とする。次条において同じ。）のいずれか遅い日（当該支払等をしない場合には当該資本取引を行った日とする。次条において同じ。）から二十日以内に、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

2 前項又は第十条第一項若しくは第三項の規定により別紙様式第十三による報告をしなければならないとされる資本取引を行った居住者（銀行等及び金融商品取引業者に限る。以下この項、第十条第四項及び第十一条第三項において同じ。）が、当該資本取引及び当該資本取引を行った日の属する月中において行った当該資本取引以外の資本取引（前項又は第十条第一項若しくは第三項の規定により別紙様式第十三による報告をしなければならないとされる資本取引に限る。）の全部又は一部について、法第五十五条の三第五項の規定により一括して報告しようとするときは、当該居住者は、当該一括して報告しようとする資本取引について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる様式による報告書一通を作成し、当該資本取引を行った日の属する月の翌月二十日まで、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

- 一 証券の売買の状況に関する報告 別紙様式第十四
- 二 証券の条件付売買の状況に関する報告 別紙様式第十五の一（対外直接投資に係る報告等）

第十条 居住者が法第五十五条の三第一項第六号に掲げる資本取引を行ったときは、当該居住者は、第五条に規定する資本取引に該当する場合を除き、次の各号に掲げる対外直接投資の区分に応じ、当該各号に掲げる様式による報告書一通を作成し、当該対外直接投資を行った日又は当該対外直接投資に係る支払等をした日（当該対外直接投資に係る支払等を複数回する場合には、最初の支払等をした日とする。）のいずれか遅い日（当該支払等をしない場合には当該対外直接投資を行った日とする。）から二十日以内に、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

- 一 対外直接投資に係る証券の取得であつて、次に掲げる外国法人の発行に係る証券の取得 別紙様式第十六
 - イ 当該居住者により所有される外国法人の株式等の当該外国法人の発行済株式等に占める割合が百分の十以上となる場合又は当該割合が百分の十以上である場合の当該外国法人
 - ロ 当該居住者により所有される外国法人の株式等と当該居住者により発行済株式等の全部を直接に所有されている者により所有される当該外国法人の株式等を合計した株式等の当該外国法人の発行済株式等に占める割合が百分の十以上となる場合又は当該割合が百分の十以上である場合の当該外国法人
- 二 対外直接投資に係る証券の取得であつて、前号に掲げるもの以外のもの 別紙様式第十三

2 前項第一号に掲げる対外直接投資又は対外直接投資に係る金銭の貸付契約に基づく債権の発生に係る取引を行った居住者は、第五条に規定する資本取引に該当する場合を除き、これらの取引又は行為について次に掲げる資本取引を行ったときは、当該資本取引について、別紙様式第十九による報告書一通を作成し、当該資本取引を行った日又は当該資本取引に係る支払等をした日のいずれか遅い日から二十日以内に、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

- 一 対外直接投資として取得した証券の非居住者に対する譲渡
- 二 対外直接投資として行った金銭の貸付契約に基づく債権の放棄又は免除に係る取引

3 第一項第一号の二に掲げる対外直接投資を行った居住者は、第五条に規定する資本取引に該当する場合を除き、当該対外直接投資として取得した証券の非居住者に対する譲渡をしたときは、当該譲渡について、別紙様式第十三による報告書一通を作成し、当該譲渡をした日又は当該譲渡に係る支払等を複数回する場合には、最初の支払等をした日とする。）のいずれか遅い日（当該支払等をしない場合には当該譲渡を行った日とする。）から二十日以内に、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定により別紙様式第十六又は第十九による報告をしなければならないとされる資本取引を行った居住者が、当該資本取引及び当該資本取引を行った日又は当該資本取引に係る支払等をした日の属する月中において行った当該資本取引以外の資本取引（第一項又は第二項の規定により一括して報告しようとするときは、当該居住者は、当該一括して報告しようとする資本取引のそれぞれについて、第一項又は第二項の規定による様式による報告書一通を作成し、当該資本取引を行った日又は当該資本取引に係る支払等をした日の属する月の翌月二十日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。）

- （証券の発行又は募集に関する報告）

第十一条 居住者が法第五十五条の三第一項第七号に掲げる資本取引を行ったときは、当該居住者は、第五条に規定する資本取引に該当する場合を除き、当該資本取引について、別紙様式第二十一による報告書一通を作成し、当該資本取引を行った日から二十日以内に、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

2 非居住者が法第五十五条の三第一項第八号又は第九号に掲げる資本取引を行ったときは、当該非居住者は、第五条に規定する資本取引に該当する場合を除き、当該資本取引について、前項に規定する様式による報告書一通を作成し、当該資本取引を行った日から二十日以内に、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

3 第一項の規定による報告をしなければならないとされる資本取引を行った居住者が、当該資本取引及び当該資本取引を行った日の属する月中において行った当該資本取引以外の同項の規定による報告をしなければならないとされる資本取引の全部又は一部について、法第五十五条の三第五項の規定により一括して報告しようとするときは、当該居住者は、当該一括して報告しようとする資本取引のそれぞれについて、第一項に規定する様式による報告書一通を作成し、当該資本取引を行った日の属する月の翌月二十日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

- （本邦にある不動産の取得等に関する報告）

第十二条 非居住者が法第五十五条の三第十二号に掲げる資本取引を行ったときは、当該非居住者は、第五条に規定する資本取引に該当する場合を除き、当該資本取引について、別紙様式第二十二による報告書一通を作成し、当該資本取引を行った日から二十日以内に、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

- （資本取引の媒介、取次ぎ又は代理に関する報告）

第十三条 銀行等及び金融商品取引業者が法第五十五条の三第一項第五号に掲げる資本取引の媒介等をしたときは、当該銀行等及び金融商品取引業者は、当該媒介等をした資本取引について、別紙様式第十三による報告書一通を作成し、当該媒介等をした日から二十日以内に、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

2 前項に規定する資本取引の媒介等をした銀行等及び金融商品取引業者が、当該媒介等をした資本取引及び当該資本取引の媒介等をした日の属する月中において媒介等をした当該資本取引以外の資本取引の全部又は一部について、法第五十五条の三第五項の規定により一括して報告しようとするときは、当該銀行等及び金融商品取引業者は、当該一括して報告しようとする資本取引につ

て、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる様式による報告書一通を作成し、当該資本取引の媒介等をした日の属する月の翌月二十日までに、日本銀行を經由して財務大臣に提出しなければならない。

- 一 証券の売買の媒介等の状況に関する報告 別紙様式第十四
- 二 証券の条件付売買の媒介等の状況に関する報告 別紙様式第十五の一
- 三 銀行等又は金融商品取引業者が第二十一条の規定により報告をした場合には、当該報告に係る証券の取得又は譲渡の媒介等の状況について、第一項の規定による報告をしたものとみなす。
- 四 銀行等又は金融商品取引業者が、第十四条第一項第八号、第九号若しくは第十号又は第二十二条第一項若しくは第二項の規定による報告をした場合には、当該銀行等又は金融商品取引業者は、当該報告に係る証券の取得又は譲渡の媒介等の状況について、第二項の規定による報告をしたものとみなす。
- 五 電子決済手段等取引業者等が法第五十五条の三第一項第三号（法第二十条の二の規定により資本取引とみなされる場合に限る。）に掲げる資本取引の媒介等（三千万円に相当する額を超える資本取引の媒介等に限る。）をしたときは、当該電子決済手段等取引業者等は、当該媒介等をした資本取引について、別紙様式第二十三による報告書一通を作成し、当該資本取引が行われた日から二十日以内に、日本銀行を經由して財務大臣に提出しなければならない。
- 六 前項に規定する資本取引の媒介等をした電子決済手段等取引業者等が、当該媒介等をした資本取引及び当該資本取引が行われた日の属する月中において行われた当該資本取引以外の資本取引（当該電子決済手段等取引業者等が媒介等をしたものに限る。）の全部又は一部について、法第五十五条の三第五項の規定により一括して報告しようとするときは、当該電子決済手段等取引業者等は、当該一括して報告しようとする資本取引について、別紙様式第二十四による報告書一通を作成し、当該媒介等をした資本取引が行われた日の属する月の翌月二十日までに、日本銀行を經由して財務大臣に提出しなければならない。

第三章 外国為替業務に関する事項の報告等

（承認銀行等の報告）

第十四条 承認銀行等は、その行った毎月中の外国為替業務に関する事項の状況について、次の各号に掲げる報告の区分に応じ、当該各号に掲げる様式による報告書一通を作成し、翌月十五日までに、日本銀行を經由して財務大臣に提出しなければならない。

- 一 特別国際金融取引勘定（法第二十一条第三項に規定する特別国際金融取引勘定をいう。以下同じ。）における資金の運用及び調達に関する報告 別紙様式第二十五
- 二 資産及び負債の状況に関する報告 別紙様式第二十六
- 三 デリバティブ取引（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第十四項に規定するデリバティブ取引のうち、同条第九項第二号、同条第十項第二号及び第三号（同項第二号に掲げる取引に類似する取引に限る。）同条第十一項第二号及び第三号（同項第二号に掲げる取引に類似する取引に限る。）並びに同条第十二項第二号及び第三号（同項第二号に掲げる取引に類似する取引に限る。）に掲げる取引を除く。以下同じ。）に関する報告 別紙様式第二十七
- 四 貸付債権の売買に関する報告 別紙様式第二十八
- 五 外国通貨又は旅行小切手の売買に関する報告 別紙様式第二十九
- 六 削除
- 七 非居住者との間の貸付けの実行等（貸付けの実行、貸付金の回収及び貸付債権の放棄をいう。以下同じ。）の状況に関する報告 別紙様式第三十一
- 八 非居住者との間の外貨証券又は円払証券（本邦において、かつ、本邦通貨をもって支払われる証券をいう。以下同じ。）の売買の契約（当該承認銀行等がした媒介等に係る居住者と非居住者との間における証券の売買契約を含む。）の状況に関する報告 別紙様式第三十二
- 九 非居住者との間の外貨証券又は円払証券の条件付売買（当該承認銀行等がした媒介等に係る居住者と非居住者との間における証券の条件付売買を含む。）の状況に関する報告 別紙様式第三十三の一
- 十 非居住者との間の外貨証券又は円払証券の貸借取引に係る担保金の受払（当該承認銀行等がした媒介等に係る居住者と非居住者との間における外貨証券又は円払証券の貸借取引に係る担保金の受払を含む。）の状況に関する報告 別紙様式第三十五の一
- 二 承認銀行等は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる様式による報告書の提出を要しない。
 - 一 第二十一条の規定による報告をする場合又は売買の契約の実績がない場合 前項第八号に掲げる様式
 - 二 条件付売買の実績がない場合 前項第九号に掲げる様式
 - 三 非居住者との間の外貨証券又は円払証券の貸借取引に係る担保金の受払の実績がない場合 前項第十号に掲げる様式
- 三 承認銀行等は、その行った外国為替業務に係る毎四半期中における対外支払手段等（令第三条第一項第十二号に規定する対外支払手段等をいい、同項第三号、同項第七号及び外国為替に関する省令第四条第二項第五号に掲げる取引を除く。第十五条、附則第五条第二号及び附則第六条において同じ。）の売買の状況について、別紙様式第三十二による報告書一通を作成し、翌四半期開始後十五日以内に、日本銀行を經由して財務大臣に提出しなければならない。
- 四 承認銀行等は、その行った外国為替業務に係る取引に基づく毎四半期末現在における非居住者及び居住者に対する債権又は債務の残高の状況について、別紙様式第三十三による報告書一通を作成し、翌四半期開始後一月以内に、日本銀行を經由して財務大臣に提出しなければならない。
- 五 承認銀行等（本邦に本店を有する者のうち、次に掲げる者に限る。）は、その行った外国為替業務に係る取引に基づく毎四半期末現在における非居住者に対する国籍及び所在国別の債権の残高の状況について、別紙様式第三十四による報告書一通を作成し、翌四半期開始後一月以内に、日本銀行を經由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、第二号に該当する者にあつては、当該者の最初に該当することとなった年度の第四四半期末現在における債権の残高の状況から当該報告書提出するものとする。
 - 一 外国に支店を有する者
 - 二 外国に支店を有しない者であつて、その行った外国為替業務に係る取引に基づく非居住者に対する債権の第三四半期末現在における残高の額が千億円に相当する額を超える者

6 承認銀行等は、その行った外国為替業務に係る取引に基づく毎年十二月末現在における証券投資又は保有の残高の状況について、次の各号に掲げる報告の区分に応じ、当該各号に掲げる様式による報告書一通を作成し、翌年一月末までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、第二十一条の規定による報告をする者を除き、次の各号に掲げる報告の対象となる十二月末現在の残高がない場合には、当該各号に掲げる様式による報告書の提出を要しない。

一 外貨証券又は円払証券の貸借取引の残高に関する報告 別紙様式第十五の三

二 円建外債（非居住者が本邦において発行した円払証券をいう。以下同じ。）に対する投資残高に関する報告 別紙様式第三十六

三 居住者が発行した円払証券に対する投資残高に関する報告 別紙様式第三十八

四 割引の方法により発行される公債又は社債の保有残高に関する報告 別紙様式第三十九

7 承認銀行等は、毎月における外国為替業務に付随する支払等の状況について、別紙様式第四十による報告書一通を作成し、翌年十五日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、当該様式による報告の対象となる月中の支払の額及び受領の額が百万円に相当する額に満たない場合には、当該報告書の提出を要しない。

（承認金融商品取引業者の報告）

第十四条の二 承認金融商品取引業者は、その行った毎月中の外国為替業務に関する事項の状況について、次の各号に掲げる報告の区分に応じ、当該各号に掲げる様式による報告書一通を作成し、翌年十五日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

一 特別国際金融取引勘定における資金の運用及び調達に関する報告 別紙様式第二十五

二 資産及び負債の状況に関する報告（特別国際金融取引勘定に関するものに限る。） 別紙様式第二十六

三 デリバティブ取引に関する報告 別紙様式第二十七

四 非居住者との間の外貨証券又は円払証券の売買の契約（当該承認金融商品取引業者がした媒介等に係る居住者と非居住者との間における証券の売買契約を含む。）の状況に関する報告 別紙様式第十四

五 非居住者との間の外貨証券又は円払証券の条件付売買（当該承認金融商品取引業者がした媒介等に係る居住者と非居住者との間における証券の条件付売買を含む。）の状況に関する報告 別紙様式第十五の一

六 非居住者との間の外貨証券又は円払証券の貸借取引に係る担保金の受払（当該承認金融商品取引業者がした媒介等に係る居住者と非居住者との間における外貨証券又は円払証券の貸借取引に係る担保金の受払を含む。）の状況に関する報告 別紙様式第十五の一

2 承認金融商品取引業者は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、次に掲げる様式による報告書の提出を要しない。

一 第二十一条の規定による報告をする場合又は売買の契約の実績がない場合 前項第四号に掲げる様式

二 条件付売買の実績がない場合 前項第五号に掲げる様式

三 非居住者との間の外貨証券又は円払証券の貸借取引に係る担保金の受払及び残高がない場合 前項第六号に掲げる様式

3 承認金融商品取引業者は、その行った外国為替業務に係る取引に基づく毎年十二月末現在における証券投資又は保有の残高の状況について、次の各号に掲げる報告の区分に応じ、当該各号に掲げる様式による報告書一通を作成し、翌年一月末までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、第二十一条の規定による報告をする者を除き、次の各号に掲げる報告の対象となる十二月末現在の残高がない場合には、当該各号に掲げる様式による報告書の提出を要しない。

一 外貨証券又は円払証券の貸借取引の残高に関する報告 別紙様式第十五の三

二 円建外債に対する投資残高に関する報告 別紙様式第三十六

三 居住者が発行した円払証券に対する投資残高に関する報告 別紙様式第三十八

四 割引の方法により発行される公債又は社債の保有残高に関する報告 別紙様式第三十九

4 承認金融商品取引業者は、毎月における外国為替業務に付随する支払等の状況について、別紙様式第四十による報告書一通を作成し、翌年十五日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、当該様式による報告の対象となる月中の支払の額及び受領の額が百万円に相当する額に満たない場合には、当該報告書の提出を要しない。

5 承認金融商品取引業者は、毎月中の証券取引に係る預り金及び貸付金並びに発行日取引（金融商品取引法第六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令（昭和二十八年大蔵省令第七十五号）第一条第二項に規定する発行日取引をいう。以下この項及び第二十二條第五項において同じ。）の状況について、別紙様式第四十三による報告書を作成し、翌年十五日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、第二十一条の規定による報告をする金融商品取引業者を除き、報告の対象となった月中に証券取引に係る預り金及び貸付金並びに発行日取引の実績及び残高がない場合には、当該報告書の提出を要しない。

（承認保険会社の報告）

第十四条の三 承認保険会社は、その行った毎月中の外国為替業務に関する事項の状況について、次の各号に掲げる報告の区分に応じ、当該各号に掲げる様式による報告書一通を作成し、翌年十五日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

一 特別国際金融取引勘定における資金の運用及び調達に関する報告 別紙様式第二十五

二 資産及び負債の状況に関する報告（特別国際金融取引勘定に関するものに限る。） 別紙様式第二十六

三 デリバティブ取引に関する報告 別紙様式第二十七

四 貸付債権の売買に関する報告 別紙様式第二十八

- 五 非居住者との間の貸付けの実行等の状況に関する報告 別紙様式第四十一
- 六 非居住者との間の外貨証券又は円払証券の売買の契約に関する報告 別紙様式第四十二
- 七 非居住者との間の外貨証券又は円払証券の条件付売買の状況に関する報告 別紙様式第四十三
- 八 非居住者との間の外貨証券又は円払証券の貸借取引に係る担保金の受払の状況に関する報告 別紙様式第四十四
- 九 承認保険会社は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、次に掲げる様式による報告書の提出を要しない。
 - 一 第二十一条の規定による報告をする場合又は売買の契約の実績がない場合 前項第六号に掲げる様式
 - 二 条件付売買の実績がない場合 前項第七号に掲げる様式
 - 三 非居住者との間の外貨証券又は円払証券の貸借取引に係る担保金の受払の実績及び残高がない場合 前項第八号に掲げる様式

三 承認保険会社は、その行った外国為替業務に係る取引に基づく毎年十二月末現在における証券投資又は保有の残高の状況について、次の各号に掲げる報告の区分に応じ、当該各号に掲げる様式による報告書一通を作成し、翌年一月末までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、第二十一条の規定による報告をする者を除き、次の各号に掲げる報告の対象となる十二月末現在の残高がない場合には、当該各号に掲げる様式による報告書の提出を要しない。

- 一 外貨証券又は円払証券の貸借取引の残高に関する報告 別紙様式第十五の三
- 二 外貨証券に対する投資残高に関する報告 別紙様式第三十六
- 三 円建外債に対する投資残高に関する報告 別紙様式第三十七
- 四 割引の方法により発行される公債又は社債の保有残高に関する報告 別紙様式第三十八
- 五 承認保険会社は、毎月中における外国為替業務に付随する支払等の状況について、別紙様式第四十による報告書一通を作成し、翌月十五日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、当該様式による報告の対象となる月中の支払の額及び受領の額が百万円に相当する額に満たない場合には、当該報告書の提出を要しない。

四 承認保険会社は、毎月中における外国為替業務に付随する支払等の状況について、別紙様式第四十による報告書一通を作成し、翌月十五日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、当該様式による報告の対象となる月中の支払の額及び受領の額が百万円に相当する額に満たない場合には、当該報告書の提出を要しない。

(対外支払手段等の売買に関する報告)

第十五条 令第十八条の七第二項第二号ハ、ヘ又はトに規定する外国為替業務に係る取引(令第三条第一項第十四号に規定する銀行等間外国為替市場において行われたものに限る。次項において同じ。)の月の合計額が百億円に相当する額を超える者(日本銀行及び承認銀行等を除く。)は、当該取引の月中の合計額が百億円に相当する額を超える月の属する四半期の翌四半期中の対外支払手段等の売買の状況について、別紙様式第三十二による報告書一通を作成し、報告の対象となった四半期の翌四半期開始後十五日以内に、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

2 令第十八条の七第二項第二号ハに規定する外国為替業務に係る取引の月中の合計額が百億円に相当する額を超える者として同項第三号の規定により財務大臣が指定した者は、指定期間中の毎四半期中の対外支払手段等の売買の状況について、前項に規定する様式による報告書一通を作成し、翌四半期開始後十五日以内に、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

(デリバティブ取引に関する報告等)

第十六条 令第十八条の七第二項第二号ハ、ヘ又はトに規定する外国為替業務に係る取引の月中の合計額が百億円に相当する額を超える者のうち、銀行等(日本銀行及び承認銀行等を除く。次条第一項、第十九条第一項並びに第二十二条第一項及び第三項において同じ。)、金融商品取引業者(承認金融商品取引業者を除く。第二十二条第一項及び第三項において同じ。)、保険会社(保険業法(平成七年法律第五号)第二条第二項に規定する保険会社及び同法第二条第七項に規定する外国保険会社等をい)、承認保険会社を除く。次条第一項、第十九条第一項並びに第二十二条第一項及び第三項において同じ。)、投資信託委託会社(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第十一項に規定する投資信託委託会社をいう。以下同じ。))又は資産運用会社(同条第二十一項に規定する資産運用会社をいう。以下同じ。))は、当該取引の月中の合計額が百億円に相当する額を超える月の翌月中のデリバティブ取引の状況について、別紙様式第二十七による報告書一通を作成し、報告の対象となった月の翌月十五日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、報告の対象となった月中にデリバティブ取引の実績がない場合には、当該報告書の提出を要しない。

2 令第十八条の七第二項第二号ハ、ヘ又はトに規定する外国為替業務に係る取引の月中の合計額が百億円に相当する額を超える者として同項第三号の規定により財務大臣が指定した銀行等、金融商品取引業者、保険会社、投資信託委託会社又は資産運用会社は、指定期間中の毎月中のデリバティブ取引の状況について、前項に規定する様式による報告書一通を作成し、翌月十五日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、報告の対象となった月中にデリバティブ取引の実績がない場合には、当該報告書の提出を要しない。

3 前二項の規定による報告をする者は、毎月中における当該報告に係る外国為替業務に付随する支払等の状況について、別紙様式第四十による報告書一通を作成し、報告の対象となった月の翌月十五日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、当該様式による報告の対象となる月中の支払の額及び受領の額が百万円に相当する額に満たない場合には、当該報告書の提出を要しない。

(貸付債権の売買に関する報告等)

第十七条 令第十八条の七第二項第二号ハに規定する外国為替業務に係る取引の月中の合計額が百億円に相当する額を超える者のうち、銀行等又は保険会社は、当該取引の月中の合計額が百億円に相当する額を超えた月の翌月中の貸付債権の売買の状況について、別紙様式第二十八による報告書一通を作成し、報告の対象となった月の翌月十五日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、報告の対象となった月中に貸付債権の売買の実績がない場合には、当該報告書の提出を要しない。

2 令第十八条の七第二項第二号ハに規定する外国為替業務に係る取引の月中の合計額が百億円に相当する額を超える者として同項第三号の規定により財務大臣が指定した銀行等又は保険会社は、指定期間中の毎月中の貸付債権の売買の状況について、前項に規定する様式による報告書一通を作成し、翌月十五日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、報告の対象となった月中に貸付債権の売買の実績がない場合には、当該報告書の提出を要しない。

3 前二項の規定による報告をする者は、毎月中における当該報告に係る外国為替業務に付随する支払等の状況について、別紙様式第四十による報告書一通を作成し、報告の対象となった月の翌月十五日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、当該様式による報告の対象となる月中の支払の額及び受領の額が百万円に相当する額に満たない場合には、当該報告書の提出を要しない。

(外国通貨又は旅行小切手の売買の状況に関する報告)

第十八条 令第十八条の七第二項第二号ニに規定する外国為替業務に係る取引の月中の合計額が百万円に相当する額を超える者のうち、本邦において両替業務(法第二十二條の三に規定する両替業務をいう。次項において同じ。)を行う者は、当該取引の月中の合計額が百万円に相当する額を超えた月の翌月中の外国通貨又は旅行小切手の売買の状況について、別紙様式第二十九による報告書一通を作成し、報告の対象となった月の翌月十五日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

2 令第十八条の七第二項第二号ニに規定する外国為替業務に係る取引の月中の合計額が百万円に相当する額を超える者として同項第三号の規定により財務大臣が指定した本邦において両替業務を行う者は、指定期間中の毎月中の外国通貨又は旅行小切手の売買の状況について、前項に規定する様式による報告書一通を作成し、翌月十五日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、報告の対象となった月中に外国通貨又は旅行小切手の売買の実績がない場合には、当該報告書の提出を要しない。

(貸付けの実行等の状況に関する報告等)

第十九条 令第十八条の七第二項第二号へに規定する外国為替業務に係る取引の月中の合計額が百億円に相当する額を超える者のうち、銀行等又は保険会社は、当該取引の月中の合計額が百億円に相当する額を超えた月の翌月中の貸付けの実行等の状況について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる様式による報告書一通を作成し、報告の対象となった月の翌月十五日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる報告書については、報告の対象となった月中に貸付けの実行等の実績がない場合には、当該報告書の提出を要しない。

一 銀行等 別紙様式第三十一

二 保険会社 別紙様式第四十一

2 令第十八条の七第二項第二号へに規定する外国為替業務に係る取引の月中の合計額が百億円に相当する額を超える者として同項第三号の規定により財務大臣が指定した銀行等又は保険会社は、指定期間中の毎月中の貸付けの実行等の状況について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる様式による報告書一通を作成し、翌月十五日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる報告書については、報告の対象となった月中に貸付けの実行等の実績がない場合には、当該報告書の提出を要しない。

一 銀行等 別紙様式第三十一

二 保険会社 別紙様式第四十一

3 前二項の規定による報告をする者は、毎月中における当該報告に係る外国為替業務に付随する支払等の状況について、別紙様式第四十による報告書一通を作成し、報告の対象となった月の翌月十五日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、当該様式による報告の対象となる月中の支払の額及び受領の額が百万円に相当する額に満たない場合には、当該報告書の提出を要しない。

第二十條 削除

(証券の売買の契約に関する報告)

第二十一条 令第十八条の七第二項第二号ト又はチに規定する外国為替業務に係る取引又は行為の月中の合計額が百億円に相当する額を超える者のうち、特に必要があると認めて財務大臣が指定した銀行等、金融商品取引業者、保険会社、投資信託委託会社若しくは資産運用会社又はこれらに準ずる者として同項第三号の規定により財務大臣が指定した銀行等、金融商品取引業者、保険会社、投資信託委託会社若しくは資産運用会社(以下この条において「指定報告機関」という。)は、指定期間中の毎営業日中の居住者と非居住者との間における証券の売買の契約(当該指定報告機関と非居住者との間における証券の売買契約及び当該指定報告機関の媒介等に係る居住者と非居住者との間における証券の売買契約をいう。)の状況について、別紙様式第十四による報告書一通を作成し、翌々営業日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

(証券の売買の契約等の状況に関する報告等)

第二十二条 令第十八条の七第二項第二号ト又はチに規定する外国為替業務に係る取引又は行為の月中の合計額が百億円に相当する額を超える者のうち、銀行等、金融商品取引業者、保険会社、投資信託委託会社又は資産運用会社(以下この項において「報告機関」という。)は、当該取引又は行為の月中の合計額が百億円に相当する額を超えた月の翌月中の居住者と非居住者との間における外貨証券又は円証証券の売買の契約等(当該報告機関と非居住者との間における証券の売買契約、条件付売買及び貸借取引に係る担保金の受払並びに当該報告機関の媒介等に係る居住者と非居住者との間における証券の売買契約、条件付売買及び貸借取引に係る担保金の受払をいう。)の状況について、報告の対象となった月中に売買の契約等の実績がない場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる様式による報告書一通を作成し、報告の対象となった月の翌月十五日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、前条の規定による報告をする者については第一号に掲げる様式による報告書の提出を要しない。

一 証券の売買の契約の状況に関する報告 別紙様式第十五

二 証券の条件付売買の状況に関する報告 別紙様式第十四

三 非居住者との間の外貨証券又は円証証券の貸借取引に係る担保金の受払の状況に関する報告 別紙様式第十五の二

2 令第十八条の七第二項第二号ト又はチに規定する外国為替業務に係る取引又は行為の月中の合計額が百億円に相当する額を超える者として同項第三号の規定により財務大臣が指定した銀行等、金融商品取引業者、保険会社、投資信託委託会社又は資産運用会社(以下この項において「報告機関」という。)は、指定期間中の毎月中の居住者と非居住者との間における外貨証券又は円証証券の売買の契約等(当該報告機関と非居住者との間における証券の売買契約、条件付売買及び貸借取引に係る担保金の受払並びに当該報告機関の媒介等に係る居住者と非居住者との間における証券の売買契約、条件付売買及び貸借取引に係る担保金の受払をいう。)の状況について、報告の対象となった月中に売買の契約等の実績がない場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、

当該各号に掲げる様式による報告書一通を作成し、報告の対象となった月の翌月十五日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、前条の規定による報告をする者については第一号に掲げる様式による報告書の提出を要しない。

一 証券の売買の契約に関する報告 別紙様式第十四

二 証券の条件付売買の状況に関する報告 別紙様式第十五の一

三 非居住者との間の外貨証券又は円払証券の貸借取引に係る担保金の受払の状況に関する報告 別紙様式第十五の二

3 令第十八条の七第二項第二号ト又はチに規定する外国為替業務に係る取引又は行為の月中の合計額が百億円に相当する額を超える者のうち、銀行等、金融商品取引業者、保険会社、投資信託委託会社又は資産運用会社は、当該取引又は行為の月中の合計額が百億円に相当する額を超えた月の属する年の十二月末現在における証券投資又は保有の残高の状況について、次の各号に掲げる報告の対象となる十二月末現在の残高がない場合には、当該各号に掲げる様式による報告書の提出を要しない。ただし、前条の規定による報告をする者を除き、次の各号に掲げる報告の対象となる十二月末現在の残高がない場合には、当該各号に掲げる様式による報告書の提出を要しない。

一 外貨証券又は円払証券の貸借取引の残高に関する報告 別紙様式第十五の三

二 円建外債に対する投資残高に関する報告 別紙様式第三十六

三 居住者が発行した円払証券に対する投資残高に関する報告 別紙様式第三十七

四 居住者が発行した円払証券に対する投資残高に関する報告 別紙様式第三十八

五 令第十八条の七第二項第二号ト又はチに規定する外国為替業務に係る取引又は行為の月中の合計額が百億円に相当する額を超える者として同項第三号の規定により財務大臣が指定した銀行等、金融商品取引業者、保険会社、投資信託委託会社又は資産運用会社は、指定期間中の十二月末現在における証券投資又は保有の残高の状況について、次の各号に掲げる報告の区分に応じ、当該各号に掲げる様式による報告書一通を作成し、翌年一月末までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、前条の規定による報告をする者を除き、次の各号に掲げる報告の対象となる十二月末現在の残高がない場合には、当該各号に掲げる様式による報告書の提出を要しない。

一 外貨証券又は円払証券の貸借取引の残高に関する報告 別紙様式第十五の三

二 円建外債に対する投資残高に関する報告 別紙様式第三十六

三 居住者が発行した円払証券に対する投資残高に関する報告 別紙様式第三十七

四 居住者が発行した円払証券に対する投資残高に関する報告 別紙様式第三十八

五 令第十八条の七第二項第二号ト又はチに規定する外国為替業務に係る取引又は行為の月中の合計額が百億円に相当する額を超える者として同項第三号の規定により財務大臣が指定した銀行等、金融商品取引業者、保険会社、投資信託委託会社又は資産運用会社は、指定期間中の十二月末現在における証券投資又は保有の残高の状況について、次の各号に掲げる報告の区分に応じ、当該各号に掲げる様式による報告書一通を作成し、翌年一月末までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、前条の規定による報告をする者を除き、次の各号に掲げる報告の対象となる十二月末現在の残高がない場合には、当該各号に掲げる様式による報告書の提出を要しない。

一 外貨証券又は円払証券の貸借取引の残高に関する報告 別紙様式第十五の三

二 円建外債に対する投資残高に関する報告 別紙様式第三十六

三 居住者が発行した円払証券に対する投資残高に関する報告 別紙様式第三十七

四 居住者が発行した円払証券に対する投資残高に関する報告 別紙様式第三十八

五 令第十八条の七第二項第二号ト又はチに規定する外国為替業務に係る取引又は行為の月中の合計額が百億円に相当する額を超える者として同項第三号の規定により財務大臣が指定した銀行等、金融商品取引業者、保険会社、投資信託委託会社又は資産運用会社は、指定期間中の十二月末現在における証券投資又は保有の残高の状況について、別紙様式第四十三による報告書一通を作成し、翌月十五日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、前条の規定による報告をする金融商品取引業者を除き、報告の対象となった月中に証券取引に係る預り金及び貸付金並びに発行日取引の実績及び残高がない場合には、当該報告書の提出を要しない。

6 前条又は第一項若しくは第二項の規定による報告をする銀行等、金融商品取引業者、保険会社、投資信託委託会社又は資産運用会社は、毎月中における当該報告に係る外国為替業務に付随する支払等の状況について、別紙様式第四十による報告書一通を作成し、報告の対象となった月の翌月十五日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、当該様式による報告の対象となる月中の支払の額及び受領の額が百万円に相当する額に満たない場合には、当該報告書の提出を要しない。

(銀行等の資産及び負債に関する報告)

第二十三条 第十五条から第十七条まで、第十九条及び第二十一条又は第二十二條の規定による報告をする銀行等は、当該報告に係る取引を行った日の属する月の月末現在における資産及び負債の残高の状況について、別紙様式第二十六による報告書一通を作成し、報告の対象となった月の翌月十五日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、報告の対象となった月末の残高がない場合には、当該報告書の提出を要しない。

(非居住者及び居住者に対する債権又は債務の残高に関する報告)

第二十三条の二 令第十八条の七第二項第二号ハ、ヘ及びトに規定する外国為替業務に係る取引又は行為に基づく月末の債権の残高の額が千億円に相当する額を超える銀行等のうち、特に必要があると認めて財務大臣が指定した者は、その行った外国為替業務に係る取引又は行為に基づく毎四半期末現在における非居住者及び居住者に対する債権又は債務の残高の状況について、別紙様式第三十三による報告書一通を作成し、翌四半期開始後一月以内に、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

(非居住者に対する国籍及び所在国別の債権の残高に関する報告)

第二十三条の三 令第十八条の七第二項第二号ハ、ヘ及びトに規定する外国為替業務に係る取引又は行為に基づく月末の債権の残高の額が千億円に相当する額を超える銀行等（本邦に本店を有する者に限る。）のうち、特に必要があると認めて財務大臣が指定した者は、その行った外国為替業務に係る取引又は行為に基づく毎四半期末現在における非居住者に対する国籍及び所在国別の債権の残高の状況について、別紙様式第三十四による報告書一通を作成し、翌四半期開始後一月以内に、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

第二十四条 財務大臣は、令第十八条の八第一項の規定により報告を求める場合には、同項に規定する者又は関係人に対し、告示又は通知する方法により、当該報告を求める事項を指定してするものとする。

2 令第十八条の八第二項に規定する財務省令で定める手続は、同条第一項の規定により指定された事項の報告書を提出する場所、当該報告書を提出する通数その他財務大臣が定める手続とする。

3 財務大臣は、第一項に規定する告示又は通知をするときは、併せて前項に規定する手続を告示又は通知するものとする。

第四章 対外の貸借及び国際収支に関する資料

第二十五条 削除

第二十五条の事業収支に関する報告

第二十六条 本邦の航空会社（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業を営む会社をいう。）のうち本邦と外国との間及び外国相互間において輸送事業を行う航空会社は、毎月中における当該事業に伴う収支の状況について、別紙様式第四十五による報告書一通を作成し、翌月二十日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、当該様式による報告の対象となる月中の収入の項目の額がいずれも百万円に満たない場合には、当該報告書の提出を要しない。

2 本邦にある外国の航空会社の支店及び代理店は、毎月中における本邦と外国との間及び外国相互間の輸送事業に伴う収支の状況について、別紙様式第四十六による報告書一通を作成し、翌月二十日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、当該様式による報告の対象となる月中の収入の項目の額がいずれも百万円に満たない場合には、当該報告書の提出を要しない。

（船会社の事業収支に関する報告）

第二十七条 本邦の船会社（海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業又は同条第七項に規定する船舶貸渡業を営む会社をいう。）のうち本邦と外国との間及び外国相互間において当該事業を行う船会社は、毎月中における当該事業に伴う収支の状況について、別紙様式第四十七による報告書一通を作成し、翌月二十日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、当該様式による報告の対象となる月中の収入の項目の額がいずれも百万円に満たない場合であつて、かつ、対非居住者取引に係る収入の項目の額及び支出の項目の額がいずれも千米ドルに満たない場合には、当該報告書の提出を要しない。

2 本邦にある外国の船会社の支店及び代理店は、毎月中における本邦と外国との間及び外国相互間の運輸事業に伴う収支の状況について、別紙様式第四十八による報告書一通を作成し、翌月二十日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、当該様式による報告の対象となる月中の収入の項目の額及び支出の項目の額がいずれも百万円に満たない場合には、当該報告書の提出を要しない。

（貨物の輸出入等に係る保険に関する報告）

第二十八条 本邦にある損害保険会社（保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社及び同条第九項に規定する外国損害保険会社等をいい、非居住者との間の貨物の輸出、輸入又は外国相互間の移動に係る保険契約に関する業務を行う者に限る。）は、毎月中における非居住者との間の貨物の輸出、輸入又は外国相互間の移動に係る保険契約に基づく保険料又は保険金の支払等の状況について、別紙様式第四十九による報告書一通を作成し、翌月二十日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、当該様式による報告の対象となる月中に当該保険契約に基づく保険料及び保険金の支払等の実績がない場合には、当該報告書の提出を要しない。

（外国法人の内部留保等に関する報告）

第二十九条 外国法人の総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の十以上の議決権を所有している居住者は、当該居住者の事業年度末（当該居住者が法人以外の場合にあつては、当該外国法人の事業年度末）における当該外国法人への出資比率及び当該外国法人の内部留保等の状況並びに当該居住者の事業年度末（当該居住者が法人以外の場合にあつては、次の各号に掲げる外国法人の事業年度末）における次の各号に掲げる外国法人（当該居住者に総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の十以上の議決権を所有されている外国法人を除く。）との間の金銭貸借残高及び債券投資残高（報告の対象となる残高が十億円に満たない場合における当該残高を除く。）の状況について、別紙様式第五十一による報告書一通を作成し、当該居住者が法人の場合にあつては翌事業年度（当該報告の対象となる事業年度の終了日の属する当該居住者の事業年度の翌事業年度をいう。）開始後四月以内に、法人以外の場合にあつては翌年（当該報告の対象となる事業年度の終了日の属する年の翌年をいう。）開始後四月以内に、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、当該居住者に総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の十以上の議決権を所有されている外国法人の報告の対象となる事業年度末における当該居住者による出資の帳簿価額が十億円に満たない場合は、この限りでない。

一 当該居住者が総株主、総社員又は総出資者の議決権の過半数を所有する外国法人により総株主、総社員又は総出資者の議決権の過半数を所有されている外国法人

二 前号に掲げる外国法人により総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の二十以上の議決権を所有されている外国法人（同号に掲げる外国法人を除く。）

三 当該居住者が総株主、総社員又は総出資者の議決権の過半数を所有する外国法人により総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の二十以上の議決権を所有されている外国法人（前二号に掲げる外国法人を除く。）

（本邦にある会社等の内部留保等に関する報告）

第三十条 一のもの（法第二十六条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げるもののうち非居住者に限る。次項において同じ。）により総株主又は総社員の議決権（法第二十六条第一項第三号に規定する議決権をいう。）の百分の十以上の議決権を所有されている本邦にある会社は、当該一のもの（出資比率及び当該会社の内部留保等の状況並びに次の各号に掲げる外国法人（当該一のもの（除く。）との間の金銭貸借残高及び債券投資残高（報告の対象となる残高が十億円に満たない場合における当該残高を除く。）の状況について、別紙様式第五十二による報告書一通を当該会社の事業年度ごとで作成し、翌事業年度開始後三月以内に、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、当該会社の資本金の額が十億円に満たない場合は、この限りでない。

一 当該一のものにより総株主、総社員又は総出資者の議決権の全部を所有されている外国法人

二 前号に掲げる外国法人により総株主、総社員又は総出資者の議決権の全部を所有されている外国法人及び当該外国法人により総株主、総社員又は総出資者の議決権の全部を所有されている外国法人

（当該一のものにより総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の十以上の議決権を所有されている外国法人（第一号に掲げる外国法人を除く。）

三 当該一のものにより総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の十以上の議決権を所有されている外国法人（第一号に掲げる外国法人を除く。）

四 当該一のものにより総株主、総社員又は総出資者の議決権の過半数を所有する外国法人及び当該外国法人の総株主、総社員又は総出資者の議決権の過半数を所有する外国法人（前各号に掲げる外国法人を除く。）

五 当該一のものにより総株主、総社員又は総出資者の議決権の過半数を所有する外国法人により総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の十以上の議決権を所有されている外国法人（前二号に掲げる外国法人を除く。）

2 一のものにより特定出資（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第六項に規定する特定出資をいう。）の総口数の百分の十以上を所有されている本邦にある特定目的会社（同条第三項に規定する特定目的会社をいう。）は、当該一のものの出資比率及び当該特定目的会社の内部留保等の状況並びに次の各号に掲げる外国法人（当該一ものを除く。）との間の金銭貸借残高及び債券投資残高（報告の対象となる残高が十億円に満たない場合における当該残高を除く。）の状況について、別紙様式第五十二による報告書一通を当該特定目的会社の事業年度ごとに作成し、翌事業年度開始後三月以内に、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、当該特定目的会社の特定資本金の額（同法第十六条第二項第四号に規定する特定資本金の額をいう。）と優先資本金の額（同法第四十二條第一項第一号に規定する優先資本金の額をいう。）を合計した金額が十億円に満たない場合は、この限りでない。

二 前号に掲げる外国法人により総株主、総社員又は総出資者の議決権の全部を所有されている外国法人及び当該外国法人により総株主、総社員又は総出資者の議決権の全部を所有されている外国法人

三 当該一のものにより総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の十以上の議決権を所有されている外国法人（第一号に掲げる外国法人を除く。）

四 当該一のもの総株主、総社員又は総出資者の議決権の過半数を所有する外国法人及び当該外国法人の総株主、総社員又は総出資者の議決権の過半数を所有する外国法人（前各号に掲げる外国法人を除く。）

五 当該一のもの総株主、総社員又は総出資者の議決権の過半数を所有する外国法人により総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の十以上の議決権を所有されている外国法人（前二号に掲げる外国法人を除く。）

（証券の償還等に関する報告）

第三十一条 証券の発行又は募集をすることについて第十一条第一項又は第二項の規定による報告（同条第二項の規定による報告については、法第五十五条の三第一項第八号に掲げる資本取引に該当するものに限る。）をした居住者又は非居住者（外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（平成九年法律第五十九号）の施行の日（平成十年四月一日）前に法第二十条第六号に掲げる資本取引を行った居住者又は非居住者を含む。）は、毎年十二月末現在における当該証券の償還等（元本の全部若しくは一部の償還、買入消却又は当該証券の株式への転換をいう。）の状況について、別紙様式第五十三による報告書一通を作成し、翌年一月二十日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。ただし、当該報告に係る証券の十二月末現在における発行残高の額が十億円に相当する額に満たない場合は、この限りでない。

（海外預金の残高に関する報告等）

第三十二条 居住者（日本銀行、承認銀行等及び第二十三条の規定による報告をする銀行等を除く。）は、非居住者との間の預金契約に基づく債権の発生等に係る取引に基づく当該債権の月末現在における残高が一億円に相当する額を超えたときは、当該債権の残高の状況について、別紙様式第五十四による報告書一通を作成し、報告の対象となった月の末日の属する月の翌月二十日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定による報告のうち、居住者が非居住者に対する外国における建設工事に係る役務の提供に伴い必要となる資金の受払いのため他の非居住者との間で行った預金契約に基づく債権の発生等に係る取引に基づく当該債権の残高に関する報告については、前項に規定する報告の期限にかかわらず、前項に規定する様式による報告書一通を作成し、当該債権の額の月末における残高が一億円に相当する額を超えた月の終了後三月以内に、提出することができる。

（対外の貸借及び国際収支に関する統計）

第三十三条 財務大臣は、第二十六条から前条までの規定による報告のほか、令第十八条の九第三項の規定に基づき、対外の貸借及び国際収支に関する統計を作成するため必要な資料の提出を求める場合には、関係行政機関及び同項各号に掲げる者に対し、告示又は通知する方法により、当該提出を求める資料を指定するものとする。

第五章 雑則

（財務局長等が求めるその他の報告）

第三十四条 財務局長又は福岡財務支局長は、令第二十五条第五項の規定に基づき、同条第二項及び第四項の規定の実施に必要な限度において、外国為替業務を行う者から報告を徴することができる。

（報告書作成上の換算等）

第三十五条 令第二十一条に規定する本邦通貨と外国通貨との間又は異種の外国通貨相互間の換算（この省令の規定により報告書を作成する場合における換算に限る。）に係る財務省令で定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより換算する方法とする。

一 第二条第二項、第三条第二項、第十三条第五項及び第六項、第十四条第二項第三号、第十四条の三第三項第三号、第十六条第一項及び第二項、第二十三条の三、第三十条並びに第三十二条第一項の規定による報告 当該報告に係る取引、行為若しくは支払等が行われた日又はその日の属する月の末日における実勢外国為替相場を用いて換算する方法

二 第九条第二項、第十三条第二項、第十四条（同条第一項第一号及び第三号、第五項並びに第六項第一号の二から第四号までを除く。）、第十四条の二（同条第一項第一号及び第三号並びに第三項第一号の二から第四号までを除く。）、第十四条の三（同条第一項第一号及び第三号並びに第三項第一号の二から第四号までを除く。）、第十五条、第十六条第三項、第十七条から第十九条まで、第二十一条から第二十三条の二まで（第二十二條第三項第一号の二から第四号まで及び第四項第一号の二から第四号までを除く。）及び第二十六条から第二十八条までの規定による報告 財務大臣が定めるところに従い、日本銀行において公示する相場を用いて換算する方法

三 第十四条第一項第一号、第十四条の二第一項第一号及び第十四条の三第一項第一号の規定による報告 承認金融機関が特別国際金融取引勘定において取引又は行為を経理する場合に使用する相場を用いて換算する方法

第三十六条 令第二十一条に規定する本邦通貨と外国通貨との間の換算（この省令の規定により報告書の提出の要否を判断する場合における換算に限る。）に係る財務省令で定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより換算する方法とする。

- 一 第一条第一項に規定する支払等のうち外国通貨によりされるものであって、当該支払等について本邦通貨と外国通貨との売買を伴うもの 当該本邦通貨と外国通貨との売買において適用される実勢外国為替相場を用いて換算する方法
- 二 第一条第二項第一号二かつ三書きに規定する支払等 当該支払等をした日における実勢外国為替相場を用いて換算する方法
- 三 第十五条第一項、第十六条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項若しくは第十九条第一項に規定する取引の合計額 第十四条第五項第二号に規定する債権の残高の額又は第二十二條第一項に規定する取引若しくは行為の合計額 当該取引の合計額、当該債権の残高の額又は当該取引若しくは行為の合計額について、前条第二号に規定する方法により換算する方法
- 四 第三十二条第一項に規定する債権の額の月末における残高の額 当該債権の額の月末における残高について、前条第一号に規定する方法により換算する方法
- 第三十六条の二 法第五十五条第一項に規定する支払等のうち電子決済手段等によりされるものであって、当該規定を適用する場合における本邦通貨と電子決済手段等との間又は異種の電子決済手段等相互間の換算は、当該規定においてその額について当該換算をすべき支払等が行われた日における当該支払等の対象となる電子決済手段等の相場を用いる方法その他の合理的と認められる方法により行うものとする。
- 2 電子決済手段等取引業者等が第十三条第五項又は第六項の規定による報告をする場合における異種の電子決済手段等相互間の換算は、これらの規定においてその額について当該換算をすべき資本取引が行われた日における当該資本取引の対象となる電子決済手段等の相場を用いる方法その他の合理的と認められる方法により行うものとする。
- 第三十七条 この省令に規定する報告書を作成する場合において、次の各号に掲げる事項について番号により記載する必要があるときは、当該番号は、当該各号に掲げる番号を使用してするものとする。
- 一 国際収支項目 別表第一に掲げる国際収支項目番号
 - 二 国又は地域 別表第二に掲げる国又は地域番号
 - 三 業種 別表第三に掲げる業種番号
- (事務の委任)
- 第三十八条 令第二十六条第七号、第八号及び第十号に掲げる事務のうち、日本銀行に取り扱わせる事務として財務省令で定めるものは、次に掲げる事務とする。
- 一 第二条、第三条、第九条から第十九条まで、第二十一条から第二十三条の三まで又は第二十六条から第三十二条までの規定に基づく報告書の受理に関する事務
 - 二 削除
 - 三 対外の貸借及び国際収支に関する統計の作成に関する事務
 - 四 前三号に掲げる事務のほか、この省令の施行のため必要な事務のうち、財務大臣が定めるもの
- 附則
- (施行期日)
- 第一条 この省令は、外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（平成九年法律第五十九号）の施行の日（平成十年四月一日）から施行する。ただし、第六条第一項及び第二項の規定は、公布の日から施行する。
- (外国為替取引等の報告に関する省令の廃止)
- 第二条 外国為替取引等の報告に関する省令（昭和五十五年大蔵省令第四十七号）は、廃止する。
- (経過措置)
- 第三条 この省令による廃止前の外国為替取引等の報告に関する省令（以下「旧省令」という。）の規定に基づき報告をしなければならないとされている事項のうち、外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（平成九年法律第五十九号）第三項において「改正法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた取引、行為又は支払等に係る報告については、なお従前の例による。
- 2 外国為替管理令の一部を改正する政令による改正前の外国為替管理令第二十一条第一項の規定に基づき条件として付された事項のうち、施行日前に行われた取引、行為又は支払等に係る報告については、なお従前の例による。
- 3 第五条第一項第一号、同条第二項第七号及び第八号並びに第十条第三項の規定の適用については、改正法による改正前の外国為替及び外国貿易管理法第二十二條第一項第四号の規定によりされた届出に係る対外直接投資で、施行日前に行われているもの及び改正法の附則第四条第一項の規定の適用を受けるものは、法第二十三条第一項の規定により届け出られたものとみなす。
- 第四条 法第五十五条の三第三項の規定に基づき届出をしようとする居住者が自己の資本取引の相手方となる者の報告を要しないこととした期間を平成十年四月中に開始しようとするときは、当該居住者は、この省令の公布の日から、第六条第一項の規定の例により届け出ることができる。この場合において、同項中「一月前」とあるのは「十日前」と読み替えるものとする。
- 2 前項の規定による届出が行われる場合における当該届出に関する大蔵大臣の事務の委任については、第三十八条第二号の規定の例による。
- (移行期間中の報告の特例)
- 第五条 承認金融機関は、平成十年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間（以下「移行期間」という。）に行つた外国為替業務に係る取引又は行為について報告をするときは、第十四条第一項第二号、同項第三号、同項第七号から同項第九号まで、同条第二項及び同条第六項の規定にかかわらず、当該各号及び各項に規定する様式に代えて、次の各号に掲げる報告の区分に応じ、当該各号に掲げる様式により報告することができる。
- 一 資産及び負債の状況に関する報告 別紙様式第五十五
 - 二 対外支払手段等の売買に関する報告 別紙様式第五十六
 - 三 デリバティブ取引に関する報告 別紙様式第五十七から第六十まで

- 四 貸付金の実行状況に関する報告 別紙様式第六十一
- 五 外貨証券の売買状況に関する報告 別紙様式第六十二
- 六 円払証券の売買状況に関する報告 別紙様式第六十三
- 七 利子、配当金又は手数料の支払等に関する報告 別紙様式第六十四
- 第六条 第十五条の規定による対外支払手段等の売買に関する報告をする者のうち、銀行等又は証券会社は、移行期間中に行った対外支払手段等の売買の状況について、同条の規定にかかわらず、同条に規定する様式に代えて、銀行等にあつては別紙様式第五十六により、証券会社にあつては別紙様式第六十五により報告することができる。
- 第七条 第十六条の規定によるデリバティブ取引に関する報告をする者は、移行期間中に行ったデリバティブ取引の状況について、同条の規定にかかわらず、同条に規定する様式に代えて、銀行等にあつては別紙様式第五十七から第六十までにより、証券会社にあつては別紙様式第五十九及び第六十六により、保険会社、証券投資信託委託業者及び金融先物取引業者にあつては別紙様式第六十六により報告することができる。
- 第八条 第十九条第一項又は第二項の規定による貸付金の実行の状況に関する報告をする銀行等は、移行期間中に行った貸付けの実行等の状況について、同項の規定にかかわらず、同項に規定する様式に代えて、別紙様式第六十一により報告することができる。
- 第九条 第二十一条の規定による証券の売買の契約の状況に関する報告をする者は、移行期間中に行った居住者と非居住者との間における証券の売買の状況について、同条の規定にかかわらず、同条に規定する様式に代えて、銀行等にあつては別紙様式第六十七及び第六十八により、証券会社にあつては別紙様式第六十八及び第六十九により、保険会社及び証券投資信託委託業者にあつては別紙様式第六十七により報告することができる。
- 第十条 第二十二条第一項又は第二項の規定による外貨証券の売買の状況に関する報告をする者は、移行期間中に行った居住者と非居住者との間における外貨証券の売買の状況について、同項の規定にかかわらず、同項に規定する様式に代えて、銀行等にあつては別紙様式第六十二により、証券会社にあつては別紙様式第七十により、保険会社及び証券投資信託委託業者にあつては別紙様式第七十一により報告することができる。
- 2 第二十二條第一項又は第二項の規定による円払証券の売買の状況に関する報告をする者は、移行期間中に行った居住者と非居住者との間における円払証券の売買の状況について、同項の規定にかかわらず、同項に規定する様式に代えて、銀行等にあつては別紙様式第六十三により、証券会社にあつては別紙様式七十二により、保険会社及び証券投資信託委託業者にあつては別紙様式第七十三により報告することができる。
- 第十一条 第二十三条の規定による銀行等の資産及び負債の状況に関する報告をする銀行等は、移行期間中の毎月末現在における資産及び負債の残高の状況について、同条の規定にかかわらず、同条に規定する様式に代えて、別紙様式第五十五により報告することができる。
- 第十二条 第十六条第三項、第十七条第三項、第十九条第三項又は第二十二條第六項の規定による外国為替業務に係る利子、配当金又は手数料の支払等に関する報告をする者は、移行期間中に行った外国為替業務に係る利子、配当金又は手数料の支払等の状況について、同項の規定にかかわらず、同項に規定する様式に代えて、銀行等にあつては別紙様式第六十四により、証券会社にあつては別紙様式第七十四により、保険会社にあつては別紙様式第七十五により報告することができる。
- 第十三条 附則第五条から前条までに規定する報告書については、旧省令に規定する報告書を取り繕い使用することができる。
- 2 この省令の別紙様式第三による報告書については、当分の間、旧省令第十条第一項に規定する別紙様式第九(一)及び第九(二)による報告書を取り繕い使用することができる。
- 第十四条 この省令に基づく報告書の作成を機械処理により行う場合にあつては、同省令に規定する様式については、各様式に必要なコード番号を付し、若しくは各様式の規格を調整し、又は報告をしなければならないこととされている事項以外の部分を割愛する等所要の修正を加えたものを使用することができる。
- (罰則に関する経過措置)
- 第十五条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- (平成三十一年四月中にした支払等に係る報告の特例)
- 第十六条 第三条第一項の規定による支払等の報告をする場合において、次の表の上欄に掲げる日にした当該支払等については、同項中「当該支払等をした日から十日以内」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

平成三十一年四月二十四日	平成三十一年五月八日までに
平成三十一年四月二十五日	平成三十一年五月九日までに
平成三十一年四月二十六日から同月二十九日まで	平成三十一年五月十日までに

2 第三条第二項の規定による支払等の報告をする場合において、平成三十一年四月中にした当該支払等については、同項中「当該支払等をした日の属する月の翌月十日までに」とあるのは、「平成三十一年五月十四日までに」とする。

(新型コロナウイルス感染症に起因して生じた事態に対応するための特例)

第十七条 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)に起因するやむを得ない事情により、この省令に基づく報告義務の全部又は一部を履行することができないときは、そのできない報告義務について履行することを要しない。この場合において、当該報告義務を履行しなかった者は、履行しなかった報告義務の全部又は一部を履行することができることとなつた後、遅滞なく、当該報告義務を履行するものとする。

附則(平成一〇年六月一八日大蔵省令第九七号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、金融監督庁設置法の施行の日(平成十年六月二十二日)から施行する。

附則（平成一〇年一月三〇日大蔵省令第一五四号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成十年十二月一日）から施行する。

（外国為替の取引等の報告に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 前条の規定による改正前の別紙様式第十四、第二十三、第二十四及び第七十は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附則（平成一〇年二月一〇日大蔵省令第一六四号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十一年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正前の外国為替の取引等の報告に関する省令別紙様式第三十二及び第三十三に基づき報告をしなければならないとされている事項のうち、この省令の施行の日前に行われた取引、行為又は支払等に係る報告については、なお従前の例による。

2 改正前の別紙様式第五、第十、第十三から第十五まで、第三十二、第三十三、第四十二、第四十四、第五十四、第五十六、第五十七、第五十九、第六十二、第六十三及び第六十五から第七十二までについては、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附則（平成一一年二月二六日大蔵省令第三号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第三十五条第二号の改正規定中「同条第一項第三号」を「同条第一項第一号、第三号」に改める部分、同条に一号を加える改正規定及び別紙様式第五十九の改正規定 公布の日

二 第十四条第四項の改正規定、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に一項を加える改正規定、第二十条の改正規定、第三十五条第一号の改正規定、同条第二号の改正規定中「、第四項第二号並びに第五項を除く。」を「、第四項並びに第六項を除く。」に改める部分、別紙様式第三十四及び第三十五の改正規定並びに別紙様式第三十四の次に様式を加える改正規定 平成十二年一月一日

（経過措置）

第二条 この省令による改正後の別紙様式第十二、第三十四、第三十五及び第五十九による報告書については、当分の間、改正前の別紙様式第十二、第三十四、第三十五及び第五十九による報告書を取り繕い使用することができる。

附則（平成一二年六月二六日大蔵省令第五九号）

この省令は、平成十二年七月一日から施行する。

附則（平成一二年八月二一日大蔵省令第六九号）抄

1 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

2 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附則（平成一二年八月三〇日大蔵省令第七一号）

（施行期日等）

第一条 この省令は、平成十二年九月一日から施行する。ただし、次に掲げる改正規定は、それぞれ次に掲げる報告から適用する。

一 別紙様式第三十三の改正規定中記入要領3に係る部分及び別紙様式第三十四の改正規定中記入要領3に係る部分 平成十三年三月末現在分の報告

二 別紙様式第三十五の改正規定中記入要領4に係る部分 平成十三年六月末現在分の報告

（経過措置）

第二条 この省令による改正後の別紙様式第十二、第十四（付表（年 月分）を含む。）、第十五、第二十九、第三十三から第三十五まで及び第四十四による報告書については、当分の間、改正前の別紙様式第十二、第十四（付表（年 月分）を含む。）、第十五、第二十九、第三十三から第三十五まで及び第四十四による報告書を取り繕い使用することができる。

附則（平成一二年一月三〇日大蔵省令第八四号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中外国為替に関する省令第四条第二項及び第二条中外国為替の取引等の報告に関する省令第十五条第一項の改正規定 平成十二年十二月一日

二 第一条中外国為替に関する省令第二条第二項及び第二条中外国為替の取引等の報告に関する省令第二十二条第五項の改正規定 平成十三年一月六日

附則（平成一四年三月二八日財務省令第二二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

（外国為替の取引等の報告に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第二条中外国為替の取引等の報告に関する省令による改正後の別紙様式第十三、第十四（付表（年 月分）を含む。）、第十五（裏面）「共通項目」欄のコード表等を含む。）、第三十六及び第三十八による報告書については、当分の間、改正前の別紙様式第十三、第十四（付表（年 月分）を含む。）、第十五（裏面）「共通項目」欄のコード表等を含む。）、第三十六及び第三十八による報告書を取り繕い使用することができる。

附則（平成一四年七月二日財務省令第四三三号）

（施行期日等）

第一条 この省令は、次の各号に掲げる改正規定の区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別紙様式第三十四の改正規定 公布の日
 - 二 第二十三条の二及び第二十三条の三を加える改正規定及び別紙様式第三十二の改正規定 公布の日
 - 三 第一条第一項の改正規定 平成十五年四月一日
 - 四 第一号から第三号に掲げる改正規定以外の改正規定 平成十七年一月一日
- 2 前項各号に掲げる改正規定による改正後の規定は、それぞれ次の各号に定める報告から適用する。
- 一 前項第一号に係る改正後の規定 平成十四年六月末現在分の報告（施行日以降に提出されるものに限る。）
 - 二 前項第二号に係る改正後の規定 平成十四年九月末現在分の報告
 - 三 前項第三号に係る改正後の規定 平成十五年四月一日以降の支払又は支払の受領に係る報告
 - 四 前項第四号に係る改正規定 平成十七年一月一日以降の取引若しくは行為又は支払若しくは支払の受領に係る報告

（経過措置）

第二条 この省令による改正後の別紙様式第三十四による報告書については、平成十六年十二月三十一日までの間、改正前の別紙様式第三十四による報告書を取り繕い使用することができる。

2 この省令による改正前の別紙様式第二及び別紙様式第四の様式中「五百万円」とあるのは、平成十五年四月一日から平成十六年十二月三十一日までの間に行われた支払又は支払の受領に係る報告に関し、「三千万円」と読み替えるものとする。

附則（平成一四年八月一六日財務省令第四八号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十四号）の施行の日から施行する。

附則（平成一五年三月二七日財務省令第一四号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、次の各号に掲げる改正規定の区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条中別紙様式第四十二の改正規定 平成十七年一月一日
- 二 第三条の改正規定（同条中第一条の改正規定、別紙様式第三の改正規定及び別紙様式第二十九の改正規定を除く。） 平成十七年一月一日
- 三 第一号及び第二号に掲げる改正規定以外の改正規定 平成十五年四月一日

（外国為替の取引等の報告に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定による改正前の外国為替の取引等の報告に関する省令の別紙様式第三十三から別紙様式第三十五までは、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附則（平成一五年六月三〇日財務省令第六七号）

（施行期日）

第一条 この省令は、次の各号に掲げる改正規定の区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別紙様式第三十三及び別紙様式第三十四の改正規定 平成十七年一月一日
- 二 前号に掲げる改正規定以外の改正規定 平成十五年七月一日
- 2 前項各号に掲げる改正規定以外の改正規定は、それぞれ次の各号に定める報告から適用する。
 - 一 前項第一号に係る改正後の規定 平成十六年十二月末現在分の報告
 - 二 前項第二号に係る改正後の規定 平成十五年七月一日以降の取引又は行為に係る報告

（経過措置）

第二条 この省令による改正後の別紙様式第二十五による報告書については、当分の間、改正前の別紙様式第二十五による報告書を取り繕い使用することができる。

2 この省令による改正後の別紙様式第二十六による報告書については、平成十六年十二月末現在分の報告までの間、改正前の別紙様式第二十六による報告書を取り繕い使用することができる。

附則（平成一六年三月一九日財務省令第一三三号）

この省令は、平成十六年三月二十六日から施行する。ただし、第一条中第十条の改正規定は同年三月二十九日から、第一条中第四条の改正規定並びに第二条の規定は同年四月一日から施行する。

附則（平成一六年二月一日財務省令第七二号）抄

この省令は、平成十七年一月四日から施行する。

附則（平成一七年二月八日財務省令第三号）

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第十八条第一項の改正規定は同年三月一日から、第一条第二項第一号ハ及び第五号の改正規定、第五条第二項第十九号の改正規定、第十四条第一項第十号の改正規定、第三十五条第一号及び第二号の改正規定、第三十六条第三号の改正規定並びに第三十八条第一号の改正規定は公布の日から施行し、改正後の別紙様式第二十九による報告書の提出は、同年四月分の報告から適用する。

附則（平成一七年六月二〇日財務省令第五四号）

この省令は、平成十七年七月一日から施行する。

附 則 (平成一七年九月二八日財務省令第六七号)

この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則 (平成一八年四月二八日財務省令第四〇号)

この省令は、平成十八年五月一日から施行する。

附 則 (平成一九年九月一四日財務省令第四九号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (平成二〇年六月一八日財務省令第四二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年九月三〇日財務省令第六一号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則 (平成二一年四月二二日財務省令第三三三号)

この省令は、平成二十一年五月十二日から施行し、同日以降の支払又は支払の受領に係る報告から適用する。

附 則 (平成二二年三月一日財務省令第六号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第一条中外国為替に関する省令第二条第二項第三号の改正規定並びに第二条中外国為替の取引等の報告に関する省令第十四条第一項及び第二項、第二十五条、第三十三条、第三十五条第二号並びに第三十八条第一号の改正規定並びに同令別紙様式第三十及び第四十四の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正後の外国為替に関する省令別紙様式第二及び第五から第十四までによる申請書並びに改正後の外国為替の取引等の報告に関する省令別紙様式第一から第四までによる報告書については、当分の間、改正前の外国為替に関する省令別紙様式第二及び第五から第十四までによる申請書並びに改正前の外国為替の取引等の報告に関する省令別紙様式第一から第四までによる報告書を取り繕い使用することができる。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二二年六月一六日財務省令第四一七号)

この省令は、平成二十二年七月六日から施行し、同日以降の支払又は支払の受領に係る報告から適用する。

附 則 (平成二三年四月二一日財務省令第一八号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十三年五月一日から施行する。

2 この省令による改正後の外国為替の取引等の報告に関する省令(以下「新省令」という。)の規定は、それぞれ次の各号に定める報告から適用する。

一 第二十九条の改正規定による改正後の規定 平成二十三年四月末以降に終了する対外直接投資に係る外国法人の事業年度に係る報告

二 第三十条の改正規定及び別紙様式第五十二の改正規定による改正後の規定 平成二十三年四月末以降に終了する事業年度に係る報告

三 第三十二条、第三十六条第四号及び別紙様式第五十四の改正規定による改正後の規定 平成二十三年四月末現在の報告

四 前三号に掲げる規定以外のこの省令による改正後の規定 平成二十三年五月一日以降の取引又は行為に係る報告

(経過措置)

第二条 承認金融機関又は外国為替の取引等の報告に関する省令第二十一条又は第二十二条第一項若しくは第二十二条の規定による報告をする者(以下「承認金融機関等」という。)は、財務大臣が定める日までの間、新省令第十条第一項の規定により別紙様式第十三による報告をしなければならないとされる資本取引について、同項の規定にかかわらず、当該様式に代えて、別紙様式第十六により報告することができる。

2 承認金融機関等は、財務大臣が定める日までの間、新省令第十条第三項の規定により報告をしなければならないとされる資本取引について、同項の規定にかかわらず、同項に規定する様式に代えて、別紙様式第十九により報告することができる。

3 この省令の施行日前に、この省令による改正前の外国為替の取引等の報告に関する省令第十条第一項の規定により対外直接投資について報告をした者又は外国為替に関する省令(昭和五十五年大蔵省令第四十四号)第二十二条第一項又は第二十四条第一項の規定により対外直接投資について届出をした者は、当該対外直接投資として取得した証券の非居住者に対する譲渡について、新省令第十条第三項の規定にかかわらず、同項に規定する様式に代えて、別紙様式第十九により報告することができる。

4 この省令による改正後の別紙様式第二、第十四、第十六、第十七、第十八、第十九、第五十二及び第五十四による報告書については、当分の間、改正前の別紙様式第二、第十四、第十六、第十七、第十八、第十九、第五十二及び第五十四による報告書を取り繕い使用することができる。

附 則 (平成二三年二月二八日財務省令第九六号)

(施行期日)

第一条 この省令は平成二十六年一月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定、第五条の改正規定(同条第二項第一号の二の次に一号を加える部分を除く。)、第九条第一項の改正規定、第十条の改正規定、第十三条の改正規定(同条第三項第三号を除く。)、第十四条第一項第三号の改正規定、第二十八条の改正規定(同条にただし書を加える部分に限る。)、第三十五条の改正規定並びに別紙様式第十六から第十八まで、別紙様式第二十三及び第二十四の改正規定並びに附則第一条第二項の規定(同項第一号に係る部分に限る。)、並びに附則第三条及び第四条の規定は、平成二十四年一月十七日から施行する。

2 この省令による改正後の外国為替の取引等の報告に関する省令の規定は、それぞれ次の各号に定める報告から適用する。

一 第一条の改正規定、第五条の改正規定(同条第二項第一号の二の次に一号を加える部分を除く。)、第九条第一項の改正規定、第十条の改正規定、第十三条の改正規定、第十三条の改正規定(同条第三項第三号を削る部分を除く。)、第十四条第一項第三号の改正規定並びに別紙様式第十六から第十八まで、別紙様式第二十三及び第二十四の改正規定による改正後の規定 平成二十四年一月十七日以降の取引又は行為に係る報告

二 第二十八条の改正規定(同条にただし書を加える部分に限る。))による改正後の規定 平成二十四年一月分の報告

三 第二十九条 第三十条及び別紙様式第五十から第五十二までの改正規定による改正後の規定 平成二十六年一月以降に終了する事業年度末に係る報告(第二十九条並びに別紙様式第五十及び第五十一の改正規定による改正後の規定に関し、当該規定に係る報告をする者が法人以外の場合にあつては平成二十六年末に係る報告)

四 前号に掲げる規定以外のこの省令による改正後の規定 平成二十六年一月一日以降の取引又は行為に係る報告

(経過措置)

第二条 外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令(平成二十三年財務省令第十八号)附則第二条第一項及び第二項に規定する財務大臣が定める日は、平成二十六年一月一日とする。

第三条 当分の間、別紙様式第十四中「第13条第4項又は第5項」とあるのは「第13条第3項又は第4項」と、別紙様式第十五の一及び第十五の二中「第13条第5項」とあるのは「第13条第4項」と読み替えるものとする。

第四条 この省令による改正後の別紙様式による報告については、当分の間、改正前の別紙様式による報告書を取り繕い使用することができる。

附則(平成二十五年二月二日財務省令第六二号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中別紙様式第十六の改正規定は平成二十六年一月二日から、第一条中別紙様式第十九の改正規定は同月一日から施行し、改正後の別紙様式第十九による報告書の提出は、同日以降の取引又は行為に係る報告から適用する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正後の別紙様式による報告については、当分の間、改正前の別紙様式による報告書を取り繕い使用することができる。

附則(平成二十六年七月四日財務省令第四八号)

この省令は、平成二十六年七月四日から施行し、同日以降の支払又は支払の受領に係る報告から適用する。

附則(平成二十六年二月一日財務省令第九一号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正後の外国為替の取引等の報告に関する省令別紙様式第十三による報告書については、当分の間、改正前の外国為替の取引等の報告に関する省令別紙様式第十三による報告書を取り繕い使用することができる。

附則(平成二十七年五月二十九日財務省令第五六号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正後の別紙様式第三十三及び第三十四による報告書については、当分の間、改正前の別紙様式第三十三及び第三十四による報告書を取り繕い使用することができる。

附則(平成二十九年八月二十五日財務省令第五三三号)

この省令は、平成二十九年十月一日から施行する。

附則(平成三〇年五月一八日財務省令第四〇号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十年六月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正後の外国為替に関する省令別紙様式第二による申請書並びに改正後の外国為替の取引等の報告に関する省令別紙様式第一及び第二による報告書については、当分の間、改正前の外国為替に関する省令別紙様式第二による申請書並びに改正前の外国為替の取引等の報告に関する省令別紙様式第一及び第二による報告書を取り繕い使用することができる。

附則(平成三〇年六月八日財務省令第四五号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十年七月一日から施行する。ただし、第三条第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正後の別紙様式による報告書については、当分の間、改正前の別紙様式による報告書を取り繕い使用することができる。

附 則 (平成三十二年四月一七日財務省令第三五号)

この省令は、平成三十一年四月二十四日から施行する。

附 則 (令和元年六月二四日財務省令第九号)

(施行期日)

1 この省令は、令和元年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則 (令和元年二月一三日財務省令第三八号)

(施行期日)

第一条 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年十二月十六日)から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正後の様式による報告書については、当分の間、改正前の様式による報告書を取り繕い使用することができる。

附 則 (令和二年三月二日財務省令第六号)

この省令は、公布の日から施行し、令和二年二月二十五日から適用する。

附 則 (令和二年四月三日財務省令第三九号)

(施行期日)

第一条 この省令は、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和二年五月一日)から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正後の外国為替に関する省令別紙様式第二による申請書並びに改正後の外国為替の取引等の報告に関する省令別紙様式第一及び第二による報告書については、当分の間、改正前の外国為替に関する省令別紙様式第二による申請書並びに改正前の外国為替の取引等の報告に関する省令別紙様式第一及び第二による報告書を取り繕い使用することができる。

附 則 (令和二年四月三〇日財務省令第四二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年一〇月三〇日財務省令第六八号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による施行の際、現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則 (令和三年三月二九日財務省令第九号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の外国為替の取引等の報告に関する省令(以下「新省令」という。)第一条第二項第一号イ及びトの規定は、新省令の施行の日(以下「施行日」という。)以降にする支払等について適用し、施行日前にした支払等については、なお従前の例による。

第三条 新省令別紙様式第一及び第二による報告書については、当分の間、改正前の外国為替の取引等の報告に関する省令別紙様式第一及び第二による報告書を取り繕い使用することができる。

附 則 (令和四年五月九日財務省令第四二号)

(施行期日)

1 この省令は、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行の日(令和四年五月十日)から施行する。

(経過措置)

2 第二条の規定による改正後の外国為替の取引等の報告に関する省令(以下この項及び次項において「新報告省令」という。)第一条第二項第一号チ並びに第十三条第五項及び第六項の規定は、令和四年六月一日以後に行われる外国為替及び外国貿易法第五十五条第一項に規定する支払等及び新報告省令第十三条第五項に規定する資本取引について適用する。

3 この省令による改正後の外国為替に関する省令別紙様式第二及び第五から第十四までの様式による申請書並びに新報告省令別紙様式第三及び第四の様式による報告書については、当分の間、改正前の外国為替に関する省令別紙様式第二及び第五から第十四までの様式による申請書並びに改正前の外国為替の取引等の報告に関する省令別紙様式第三及び第四の様式による報告書を取り繕い使用することができる。

附 則 (令和五年五月二十六日財務省令第三十九号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、令和五年六月一日から施行する。
(経過措置)

3 この省令による改正後の外国為替に関する省令別紙様式第二及び第五から第十四までの様式による申請書並びに改正後の外国為替の取引等の報告に関する省令別紙様式第一、第二、第二十三及び第二十四の様式による報告書については、当分の間、改正前の外国為替に関する省令別紙様式第二及び第五から第十四までの様式による申請書並びに改正前の外国為替の取引等の報告に関する省令別紙様式第一、第二、第二十三及び第二十四の様式による報告書を取り繕い使用することができる。

4 この省令の施行の際現に行われている改正前の外国為替の取引等の報告に関する省令第六条第一項、第五項及び第七項の規定による届出は、施行日の前日限り、その効力を失う。

別表第一 国際収支項目番号 (第三十七条関係)

国際収支項目番号 国際収支項目

(財貨)

〇一 貴金属の売買代金 (輸出入に該当するもの)

〇二 金の地金のうち当該金の地金の全重量に占める金の含有量が百分の九十以上のもの (以下この表において「金の地金」という。) の売買代金 (輸出入に該当せず、かつ、金融商品に該当するもの)

〇三 金の地金の売買代金 (輸出入に該当せず、かつ、金融商品又は割賦販売に該当しないもの)

〇四 金の地金以外の貴金属の売買代金 (輸出入に該当せず、かつ、割賦販売に該当しないもの)

〇五 貴金属以外の金属の売買代金 (輸出入に該当せず、かつ、金融商品に該当するもの)

〇六 割賦販売の対象商品の売買代金 (輸出入又は仲介貿易に該当しないもの)

〇七 割賦販売の対象商品の割賦代金 (元本部分)

〇八 ファイナンシャルリースの対象となる商品の売買代金 (輸出入に該当しないもの)

〇九 ファイナンシャルリースのリース料 (元本部分)

一〇 現地転売貨物の売買代金

一一 仲介貿易貨物以外のその他貨物の売買代金等 (輸出入に該当せず、かつ、割賦販売に該当しないもの)

一二 仲介貿易貨物の売買代金

一三 貨物の輸出入に関連する価格調整金

一四 貨物の輸入に関連する価格調整金

一五 仲介貿易及び現地転売に関連する価格調整金

一六 貨物の売買に関連するその他費用等 (価格調整金に該当しないもの)

一七 加工賃 (再輸出入を伴うもの)

一八 加工賃 (再輸出入を伴わないもの)

一九 動産修理費及び保守点検費

(旅行)

二〇 クレジットカードの決済代金

二一 旅行に係る経費 (旅行会社間のもの) 又は長期留学に係る経費

二二 旅行に係る経費 (旅行会社間以外のもの)、医療費又は短期留学に係る経費

(輸送)

二三 (運航事業収支報告書又は国際航空輸送事業収支報告書を提出する者が行ったもの)

二四 海上貨物運賃

二五 航空貨物運賃

二六 海上旅客運賃

二七 航空旅客運賃

二八 船用油等港湾調達財貨の売買代金

二九 用船料

二二七	用機料	
二二八	海上輸送経費	
二二九	航空輸送経費	
二二一	(運航事業収支報告書又は国際航空輸送事業収支報告書を提出する者以外の者が行ったもの)	
二二二	海上貨物運賃	
二二三	航空貨物運賃	
二二四	海上旅客運賃	
二二五	航空旅客運賃	
二二六	海上輸送及び航空輸送以外の貨物運賃	
二二七	海上輸送及び航空輸送以外の旅客運賃	
二二八	船用油等港湾調達財貨の売買代金	
二二九	用船料(乗員を含む輸送設備の貸借料)	
二三〇	用船料(輸送設備のみの貸借料)	
二三一	用機料(乗員を含む輸送設備の貸借料)	
二三二	用機料(輸送設備のみの貸借料)	
二三三	その他海上輸送経費	
二三四	その他航空輸送経費	
	(その他(輸送サービスに係るもののうち、以上の項目に該当しないもの)	
	(保険)	
三一一	貨物運送保険料	
三一二	貨物運送保険金	
三一三	損害保険料	
三一四	損害保険金	
三一五	生命保険料及び年金保険料	
三一六	生命保険金及び年金	
三一七	再保険料	
三一八	再保険金	
三一九	保険、年金事務に関連する手数料	
	(その他サービス)	
四一一	通信に関連する費用	
四一二	建設工事に関連する費用	
四一三	金融取引に関連する手数料等(証券の発行又は募集に関連するものを除く。)	
四一四	証券の発行又は募集に関連する手数料	
四一五	ソフトウェア、システム開発又はコンピュータの維持管理等に関連する費用	
四一六	情報に関連する費用	
四一七	知的財産権(著作権に関連するものを除く。)の使用料、技術指導料	
四一八	著作権等使用料	
四一九	鉱業権等使用料	
四二〇	リース料(ファイナンシャルリース料を除く。)	
四二一	広告宣伝又は市場調査に関連する費用	
四二二	法務、会計に関連する指導料、代行費用又は監査料等	
四二三	研究開発費	
四二四	その他専門業務に関連する費用	
四二五	事務所の管理運営費(建設工事に係るものを除く。)	
四二六	文化又は教育サービスに関連する費用	
四二七		

四七二	音楽、映像又は興行等に関連する費用
四八一	政府機関又は国際機関等に関連する経費
四九一	貸借記又は相殺の決済尻 (所得、資本)
五一一	給料、賃金
五一二	支店収益
五二一	配当金(清算配当金を除く。)(外国親会社等又は外国子会社等との間)
五二九	配当金(清算配当金を除く。)(外国親会社等及び外国子会社等との間以外)
五三一	貸付利息又は借入利息(外国親会社等、外国子会社等、対外投資に係る外国関連企業又は対内投資に係る外国関連企業との間(金融会社間以外))
五三二	貸付利息又は借入利息(外国親会社等、外国子会社等、対外投資に係る外国関連企業又は対内投資に係る外国関連企業との間(金融会社間))
五三三	貸付利息又は借入利息(外国親会社等、外国子会社等、対外投資に係る外国関連企業及び対内投資に係る外国関連企業との間以外)
五四一	債券利子(外国親会社等、外国子会社等、対外投資に係る外国関連企業又は対内投資に係る外国関連企業との間(金融会社間以外))
五四二	債券利子(外国親会社等又は外国子会社等との間(金融会社間))
五四三	債券(中期)利子(対外投資に係る外国関連企業又は対内投資に係る外国関連企業との間(金融会社間))
五四四	債券(短期)利子(対外投資に係る外国関連企業又は対内投資に係る外国関連企業との間(金融会社間))
五四五	債券(中期)利子(外国親会社等、外国子会社等、対外投資に係る外国関連企業及び対内投資に係る外国関連企業との間以外)
五四六	債券(短期)利子(外国親会社等、外国子会社等、対外投資に係る外国関連企業及び対内投資に係る外国関連企業との間以外)
五五一	投資信託に係る株式及び受益証券の収益分配金
五六三	預金利息
五六四	貿易信用に係る利子
五六五	不動産賃貸借料
五六六	割賦販売に係る利子
五六七	ファイナンシャルリース料(利子部分)
五六八	欠損補填金(外国親会社等又は外国子会社等との間)
五七〇	証券貸借料
五七三	組合その他の団体に対する出資に係る収益分配金
五七九	その他投資収益
六一一	政府間の贈与
六一二	国際機関に対する分担金又は拠出金
六一五	個人間の贈与等、労働者の留守宅送金
六一六	移住に伴う資産の移転
六一七	相続、遺贈に伴う資産の移転
六一八	相続税又は贈与税
六一九	固定資産の取得のための贈与
六二一	消費税等(内国税に限る。)
六二二	日本府と非居住者との間のその他税(内国税に限る。)
六二三	付加価値税、天然資源に係る税等(外国税に限る。)
六二四	その他外国税
六二五	日本政府と非居住者との間のその他移転
六二六	寄付金、損害賠償金又は負担金等
七一一	在外公館又は在外分館の土地の取得又は処分代金
七二〇	産業財産権の取得又は譲渡代金
七二一	著作権の取得又は譲渡代金(コンピュータソフトウェアに係るもの)
七二二	著作権の取得又は譲渡代金(コンピュータソフトウェア以外の著作物に係るもの)
七二三	その他権利の取得又は譲渡代金 (対外投資)

九一五	外国親会社等による本邦子会社等又は対内投資に係る外国関連企業による本邦関連企業発行債券の取得、処分代金又は償還金（金融会社間以外）
九一六	外国子会社等による本邦親会社等発行債券の取得、処分代金又は償還金（金融会社間）
九一七	外国子会社等による本邦親会社等又は対外投資に係る外国関連企業による本邦関連企業発行債券の取得、処分代金又は償還金（金融会社間以外）
九二〇	本邦子会社等による外国親会社等又は本邦関連企業による対内投資に係る外国関連企業からの借入金（金融会社間以外）
九二二	本邦親会社等による外国子会社等又は本邦関連企業による対外投資に係る外国関連企業からの借入金（金融会社間以外）
九二三	本邦親会社等による外国子会社等又は本邦関連企業による対外投資に係る外国関連企業からの借入金（金融会社間以外）
九二四	対内投資に係る外国関連企業又は対外投資に係る外国関連企業による本邦関連企業発行債券（中期）の取得、処分代金又は償還金（金融会社間）
九二五	対内投資に係る外国関連企業又は対外投資に係る外国関連企業による本邦関連企業発行債券（短期）の取得、処分代金又は償還金（金融会社間）
九二六	本邦子会社等による外国親会社等、本邦関連企業による対内投資に係る外国関連企業、本邦親会社等による外国子会社等又は本邦関連企業による対外投資に係る外国関連企業からの の中長期借入金（金融会社間）
九二七	本邦子会社等による外国親会社等、本邦関連企業による対内投資に係る外国関連企業、本邦親会社等による外国子会社等又は本邦関連企業による対外投資に係る外国関連企業からの の短期借入金（金融会社間）
九三一	〔証券投資（対内投資に係るもの）〕 居住者が外国において発行した、発行時の満期が一年を超える証券の発行代わり金又は償還金
九三二	居住者が外国において発行した、発行時の満期が一年以内の証券の発行代わり金又は償還金
九四三	〔その他の対内証券投資〕 居住者発行株式等の取得又は処分代金（清算配当金を含む。）
九四四	居住者発行債券（中長期）の取得、処分代金又は償還金（外国親会社等、外国子会社等、対内投資に係る外国関連企業及び対外投資に係る外国関連企業との間以外）
九四五	居住者発行債券（短期）の取得、処分代金又は償還金（外国親会社等、外国子会社等、対内投資に係る外国関連企業及び対外投資に係る外国関連企業との間以外）
九四七	居住者発行新株予約権等の取得又は処分代金
九四九	証券の売現先の売却又は買戻し
九五〇	その他居住者発行中長期証券の取得、処分代金又は償還金
九五一	その他居住者発行短期証券の取得、処分代金又は償還金
九七〇	〔その他投資（対内投資に係るもの）〕 非居住者（邦銀海外店）からの中長期借入金又は短期借入金
九七一	非居住者からの中長期借入金（邦銀海外店、外国親会社等、外国子会社等、対内投資に係る外国関連企業及び対外投資に係る外国関連企業との間の借入れ以外）
九七二	非居住者からの短期借入金（邦銀海外店、外国親会社等、外国子会社等、対内投資に係る外国関連企業及び対外投資に係る外国関連企業との間の借入れ以外）
九七三	居住者に対する貸付債権の売買代金（ローンパーティシペーションを含む。）
九七四	本邦にある不動産の取得又は処分代金（在日外国公館分を除く。）
九七五	保証の履行
九七七	組合その他の団体に対する出資（親子会社等又は関連企業への対内投資及び証券投資（対内投資に係るもの）に該当するもの以外）
九七九	保証金及び担保金（居住者側の負債に計上されるもの）
九八〇	その他の資本取引（原契約期間等が一年を超えるもの）
九八一	その他の資本取引（原契約期間等が一年以内のもの） （金融派生商品）
九九一	先物取引及び先渡取引に係る差損益
九九二	オプション取引に係るプレミアム
九九三	オプション取引に係る差損益
九九四	通貨スワップ取引に係る元本交換
九九五	スワップ取引に係る金利、配当金又はキャピタルゲイン等
九九六	オプション取引に係る転売又は買戻し （その他）
一〇〇一	為替売買
一〇〇二	他の居住者と非居住者との決済のための預り金
一〇〇三	居住者間の取引又は行為に係る海外への支払又は支払の受領
一〇〇〇	その他（上記各項目に該当しない取引又は行為に係る支払又は支払の受領）

注 この表における用語については、次に定めるところによる。

一 「親子会社等又は関連企業への対外投資」とは、居住者による次に掲げるもの（当該投資により次に掲げるものに該当することとなるものを含む。以下この号において同じ。）への投資をいい、「親子会社等又は関連企業への対内投資」とは、次に掲げるものからの居住者への投資をいう。

イ 当該居住者の外国にある本店又は外国支店

ロ 当該居住者の総議決権等（会社の総株主若しくは総社員の議決権（法第二十六条第一項第三号に規定する議決権をいう。）、特定目的会社の特定出資の総口数、組合その他の団体の総構成員若しくは総出資者の議決権（業務執行を決定できるものに限る。）、又は外国法人の総株主、総社員若しくは総出資者の議決権をいう。以下この注において同じ。）の百分の十以上の議決権等（会社の議決権（法第二十六条第一項第三号に規定する議決権をいう。）、特定目的会社の特定出資の口数、組合その他の団体の議決権又は外国法人の議決権をいう。以下この注において同じ。）を所有する非居住者（この表において「外国親会社等」という。）

ハ 当該居住者により総議決権等の百分の十以上の議決権等を所有されている外国法人（組合その他の団体を含む。以下この注において同じ。）（ロに掲げるものを除き、この表において「外国子会社等」という。）

ニ 当該居住者により総議決権等の過半数を所有されている者により総議決権等の過半数を所有されている外国法人（ロ及びハに掲げるものを除く。）

ホ 前号に掲げる外国法人により総議決権等の百分の二十以上の議決権等を所有されている外国法人（ロからニまでに掲げるものを除く。）

ヘ 当該居住者により総議決権等の過半数を所有されている者により総議決権等の百分の二十以上の議決権等を所有されている外国法人（ロからホまでに掲げるものを除く。）

ト 外国親会社等又は当該居住者の総議決権等の百分の十以上の議決権等を所有する居住者（この表において「特定親会社」という。）により、総議決権等の全部を所有されている外国法人（ロ及びニからヘまでに掲げるものを除く。）

チ トに掲げる外国法人により総議決権等の全部を所有されている外国法人及び当該外国法人により総議決権等の全部を所有されている外国法人（ロ及びホに掲げるものを除く。）

リ 外国親会社等又は特定親会社により総議決権等の百分の十以上の議決権等を所有されている外国法人（ハからトまでに掲げる外国法人を除く。）

ル 外国親会社等又は特定親会社の総議決権等の過半数を所有する外国法人及び当該外国法人の総議決権等の過半数を所有する外国法人（ロからリまでに掲げるものを除く。）

るものを除く。）

二 「対外投資に係る外国関連企業」とは、一の二から八までに掲げる外国法人をいう。

三 「対内投資に係る外国関連企業」とは、一のトからルまでに掲げる外国法人をいう。

四 「本邦子会社等」とは、親子会社等又は関連企業への対外投資又は親子会社等又は関連企業への対内投資において外国親会社等への投資を受ける居住者をいう。

五 「本邦親会社等」とは、親子会社等又は関連企業への対外投資又は親子会社等又は関連企業への対内投資において外国子会社等への投資をする又は外国子会社等から投資を受ける居住者をいう。

六 「本邦関連企業」とは、親子会社等又は関連企業への対外投資又は親子会社等又は関連企業への対内投資において対外投資に係る外国関連企業又は対内投資に係る外国関連企業への投資をする又はこれらからの投資を受ける居住者をいう。

別表第二 国又は地域番号（第三十七条関係）

国又は地域名	番号
日本	一〇〇
(アジア)	一〇一
大韓民国	一〇二
北朝鮮	一〇三
中華人民共和国	一〇四
台湾	一〇五
モンゴル	一〇六
香港	一〇七
ベトナム	一〇八
タイ	一〇九
シンガポール	一一〇
マレーシア	一一一
ブルネイ	一一二
フィリピン	一一三
インドネシア	一一四
カンボジア	一一五
ラオス	一一六
ミャンマー	一一七
インド	一一八
	一一九
	一二〇
	一二一
	一二二
	一二三

パキスタン	一一二四
スリランカ	一一二五
モルディブ	一一二六
パングレラデシユ	一一二七
東ティモール	一一二八
マカオ	一一二九
アフガニスタン	一一三〇
ネパール	一一三一
ブータン	一一三二
英領インド洋地域	五五七
(中東)	
イラン	一一三三
イラク	一一三四
バーレーン	一一三五
サウジアラビア	一一三七
クウェート	一一三八
カタール	一一四〇
オマーン	一一四一
イスラエル	一一四三
ヨルダン	一一四四
シリア	一一四五
レバノン	一一四六
アラブ首長国連邦	一一四七
ヨルダン川西岸地区及びガザ地区	一一四八
イエメン	一一四九
リビア	五〇五
エジプト	五〇六
(東欧)	
アゼルバイジャン	一一五〇
アルメニア	一一五一
ウズベキスタン	一一五二
カザフスタン	一一五三
キルギス	一一五四
タジキスタン	一一五五
トルクメニスタン	一一五六
ジョージア	一一五七
ポーランド	一一二三
ロシア	一一二四
ハンガリー	一一二七
アルバニア	一一二九
ルーマニア	一一三一
ブルガリア	一一三二
エストニア	一一三五
ラトビア	一一三六
リトアニア	一一三七
ウクライナ	一一三八

ベラルーシ	二二二
モルドバ	二二四
チエコ	二二五
スロバキア	二二六
(西欧)	
ガーンジー	〇四一
ジャージー	〇四三
マン島	〇六一
アイスランド	二二〇
ノルウエー	二二〇
スウェーデン	二二〇
デンマーク	二二〇
英国	二二〇
アイルランド	二二〇
オランダ	二二〇
ベルギー	二二〇
ルクセンブルク	二二〇
フランス	二二〇
モナコ	二二〇
アンドラ	二二〇
ドイツ	二二〇
スイス	二二〇
アゼレス	二二〇
ポルトガル	二二〇
スペイン	二二〇
ジブラルタル	二二〇
イタリヤ	二二〇
マルタ	二二〇
フィンランド	二二〇
オーストリア	二二〇
モンテネグロ	二二〇
セルビア	二二〇
ギリシャ	二二〇
キプロス	二二〇
トルコ	二二〇
クロアチア	二二〇
スロベニア	二二〇
ボスニア・ヘルツェゴビナ	二二〇
北マケドニア	二二〇
コソボ	二二〇
リヒテンシュタイン	二二〇
サンマリノ	二二〇
バチカン	二二〇
セウタ及びメリリヤ	二二〇
カナリー諸島	二二〇
(北米)	

五二三	二二二
五〇二	二二四
二九九	二二五
二九八	二二六
二九七	二二七
二四七	二二八
二四四	二二九
二四三	二三〇
二四二	二三一
二四一	二三二
二四〇	二三三
二三九	二三四
二三八	二三五
二三七	二三六
二三六	二三七
二三五	二三八
二三四	二三九
二三三	二四〇
二三二	二四一
二三一	二四二
二三〇	二四三
二二九	二四四
二二八	二四五
二二七	二四六
二二六	二四七
二二五	二四八
二二四	二四九
二二三	二五〇
二二二	二五一
二二一	二五二
二二〇	二五三
二一九	二五四
二一八	二五五
二一七	二五六
二一六	二五七
二一五	二五八
二一四	二五九
二一三	二六〇
二一二	二六一
二一一	二六二
二一〇	二六三
二〇九	二六四
二〇八	二六五
二〇七	二六六
二〇六	二六七
二〇五	二六八
二〇四	二六九
二〇三	二七〇
二〇二	二七一
二〇一	二七二
二〇〇	二七三
一九九	二七四
一九八	二七五
一九七	二七六
一九六	二七七
一九五	二七八
一九四	二七九
一九三	二八〇
一九二	二八一
一九一	二八二
一九〇	二八三
一八九	二八四
一八八	二八五
一八七	二八六
一八六	二八七
一八五	二八八
一八四	二八九
一八三	二九〇
一八二	二九一
一八一	二九二
一八〇	二九三
一七九	二九四
一七八	二九五
一七七	二九六
一七六	二九七
一七五	二九八
一七四	二九九
一七三	三〇〇
一七二	三〇一
一七一	三〇二
一七〇	三〇三
一六九	三〇四
一六八	三〇五
一六七	三〇六
一六六	三〇七
一六五	三〇八
一六四	三〇九
一六三	三一〇
一六二	三一〇
一六一	三一〇
一六〇	三一〇
一五九	三一〇
一五八	三一〇
一五七	三一〇
一五六	三一〇
一五五	三一〇
一五四	三一〇
一五三	三一〇
一五二	三一〇
一五一	三一〇
一五〇	三一〇
一四九	三一〇
一四八	三一〇
一四七	三一〇
一四六	三一〇
一四五	三一〇
一四四	三一〇
一四三	三一〇
一四二	三一〇
一四一	三一〇
一四〇	三一〇
一三九	三一〇
一三八	三一〇
一三七	三一〇
一三六	三一〇
一三五	三一〇
一三四	三一〇
一三三	三一〇
一三二	三一〇
一三一	三一〇
一三〇	三一〇
一二九	三一〇
一二八	三一〇
一二七	三一〇
一二六	三一〇
一二五	三一〇
一二四	三一〇
一二三	三一〇
一二二	三一〇
一二一	三一〇
一二〇	三一〇
一一九	三一〇
一一八	三一〇
一一七	三一〇
一一六	三一〇
一一五	三一〇
一一四	三一〇
一一三	三一〇
一一二	三一〇
一一一	三一〇
一一〇	三一〇
一〇九	三一〇
一〇八	三一〇
一〇七	三一〇
一〇六	三一〇
一〇五	三一〇
一〇四	三一〇
一〇三	三一〇
一〇二	三一〇
一〇一	三一〇
一〇〇	三一〇
九九	三一〇
九八	三一〇
九七	三一〇
九六	三一〇
九五	三一〇
九四	三一〇
九三	三一〇
九二	三一〇
九一	三一〇
九〇	三一〇
八九	三一〇
八八	三一〇
八七	三一〇
八六	三一〇
八五	三一〇
八四	三一〇
八三	三一〇
八二	三一〇
八一	三一〇
八〇	三一〇
七九	三一〇
七八	三一〇
七七	三一〇
七六	三一〇
七五	三一〇
七四	三一〇
七三	三一〇
七二	三一〇
七一	三一〇
七〇	三一〇
六九	三一〇
六八	三一〇
六七	三一〇
六六	三一〇
六五	三一〇
六四	三一〇
六三	三一〇
六二	三一〇
六一	三一〇
六〇	三一〇
五九	三一〇
五八	三一〇
五七	三一〇
五六	三一〇
五五	三一〇
五四	三一〇
五三	三一〇
五二	三一〇
五一	三一〇
五〇	三一〇
四九	三一〇
四八	三一〇
四七	三一〇
四六	三一〇
四五	三一〇
四四	三一〇
四三	三一〇
四二	三一〇
四一	三一〇
四〇	三一〇
三九	三一〇
三八	三一〇
三七	三一〇
三六	三一〇
三五	三一〇
三四	三一〇
三三	三一〇
三二	三一〇
三一	三一〇
三〇	三一〇
二九	三一〇
二八	三一〇
二七	三一〇
二六	三一〇
二五	三一〇
二四	三一〇
二三	三一〇
二二	三一〇
二一	三一〇
二〇	三一〇
一九	三一〇
一八	三一〇
一七	三一〇
一六	三一〇
一五	三一〇
一四	三一〇
一三	三一〇
一二	三一〇
一一	三一〇
一〇	三一〇
九	三一〇
八	三一〇
七	三一〇
六	三一〇
五	三一〇
四	三一〇
三	三一〇
二	三一〇
一	三一〇
〇	三一〇

グリーンランド	三〇一
カナダ	三〇二
サンピエール及びミクロン島	三〇三
アメリカ合衆国	三〇四
(中南米)	
メキシコ	三〇五
グアテマラ	三〇六
ホンジュラス	三〇七
ベリーズ	三〇八
エルサルバドル	三〇九
ニカラグア	三一〇
コスタリカ	三一〇
パナマ	三一〇
バミューダ諸島	三一〇
バハマ	三一四
ジャマイカ	三一五
タークス及びカイコス諸島	三一六
バルバドス	三一七
トリニダード・トバゴ	三一七
キューバ	三一九
ハイチ	三二〇
ドミニカ共和国	三二〇
プエルトリコ	三二二
パーリン諸島	三二二
仏領西インド諸島	三二二
ケイマン諸島	三二二
グレナダ	三二二
セントルシア	三二二
アンティグア・バーブーダ	三二二
英領バーリン諸島	三二二
ドミニカ	三二二
モントセラト	三三二
セントクリストファー・ネービス	三三四
セントビンセント	三三五
アンギラ	三三六
アルバ	三三七
キュラソー	三三八
セント・マーチン	三三九
コロンビア	三四〇
ベネズエラ	四〇一
ガイアナ	四〇二
スリナム	四〇三
仏領ギアナ	四〇四
エクアドル	四〇五
ペルー	四〇六
ボリビア	四〇七

四〇八	四〇七	四〇六	四〇五	四〇四	四〇三	四〇二	四〇一	三四〇	三三九	三三八	三三七	三三六	三三五	三三四	三三三	三三二	三三一	三三〇	三二九	三二八	三二七	三二五	三二四	三二三	三二二	三二一	三二〇	三一九	三一七	三一六	三一五	三一四	三一二	三一一	三〇九	三〇八	三〇七	三〇六	三〇五	三〇四	三〇三	三〇二	三〇一
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

チリ	四〇九
ブラジル	四一〇
パラグアイ	四一一
ウルグアイ	四一二
アルゼンチン	四一三
フオー克蘭ド諸島	四一四
英領南極地域	四一五
(アフリカ)	
モロッコ	五〇一
アルジェリア	五〇二
チュニジア	五〇三
スーダン	五〇四
西サハラ	五〇七
モーリタニア	五〇八
セネガル	五〇九
ガンビア	五一〇
ギニアビサウ	五一〇
ギニア	五一〇
シエラレオネ	五一〇
リベリア	五一〇
コートジボワール	五一〇
ガーナ	五一〇
トーゴ	五一〇
ベナン	五一〇
マリ	五一〇
ブルキナファソ	五一〇
カーボベルデ	五一〇
ナイジェリア	五一〇
ニジェール	五一〇
ルワンダ	五一〇
カメルーン	五一〇
チャド	五一〇
中央アフリカ	五一〇
赤道ギニア	五一〇
ガボン	五一〇
コンゴ共和国	五一〇
コンゴ民主共和国	五一〇
ブルンジ	五一〇
アンゴラ	五一〇
サントメ・プリンシペ	五一〇
セントヘレナ	五一〇
エチオピア	五一〇
ジブチ	五一〇
ソマリア	五一〇
ケニア	五一〇
ウガンダ	五一〇

五四二	五四一	五三九	五三八	五三七	五三六	五三五	五三四	五三三	五三二	五三一	五三〇	五二九	五二八	五二七	五二六	五二五	五二四	五二三	五二二	五二一	五二〇	五一九	五一八	五一七	五一六	五一五	五一四	五一三	五一二	五一〇	五〇九	五〇八	五〇七	五〇四	五〇三	五〇一	四一五	四一四	四一三	四一二	四一一	四一〇	四〇九
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

タンザニア	五四三
セーシェル	五四四
モザンビーク	五四五
マダガスカル	五四六
モーリシヤス	五四七
レユニオン	五四八
ジンバブエ	五四九
ナミビア	五五〇
南アフリカ共和国	五五一
レソト	五五二
マラウイ	五五三
ザンビア	五五四
ボツワナ	五五五
エスワティニ	五五六
コモロ	五五七
エリトリア	五五八
南スーダン	五五九
(大洋州)	五六〇
オーストラリア	六〇一
パプアニューギニア	六〇二
その他のオーストラリア領	六〇三
ニュージールランド	六〇四
クック諸島	六〇五
トケラウ諸島	六〇六
ニウエ島	六〇七
サモア	六〇八
バヌアツ	六〇九
フィジー	六一〇
ソロモン	六一一
トンガ	六一二
キリバス	六一三
ピットケルン	六一四
ナウル	六一五
ニューカレドニア	六一六
グアム	六一七
米領サモア	六一八
米領オセアニア	六一九
ツバル	六二〇
マーシャル	六二一
ミクロネシア	六二二
北マリアナ諸島	六二三
パラオ	六二四
フランス・フテユナ諸島	六二五
仏領ポリネシア	六二六
(その他)	六二七
欧州連合 (証券発行体が欧州連合である場合に限り、欧州投資銀行である場合を除く。)	六二八
	六二九
	六三〇

その他 (国際機関)	別表第三 業種番号 (第三十七条関係)	業種番号	業種 (製造業)
		一〇〇	食料品
		一〇一	繊維
		一〇二	木材・パルプ
		一〇三	化学・医薬
		一〇四	石油
		一〇五	ゴム・皮革
		一〇六	ガラス・土石
		一〇七	鉄・非鉄・金属
		一〇八	一般機械器具
		一〇九	電気機械器具
		一一〇	輸送機械器具
		一一一	精密機械器具
		一一二	その他製造業
		一一三	(非製造業)
		一一四	農・林業
		一一五	漁・水産業
		一一六	鉱業
		一一七	建設業
		一一八	運輸業
		一一九	通信業
		一二〇	卸売・小売業
		一二一	金融・保険業
		一二二	不動産業
		一二三	サービス業
		一二四	その他非製造業

九九九
〇〇九

別紙様式第一

根拠法規：外国為替の取引等の
報告に関する省令
主務官庁：財務省

支払又は支払の受領に関する報告書
(銀行等又は資金移動業者を経由しない支払又は支払の受領)

報告年月日：

財務大臣殿 (日本銀行経由)		支払又は支払の受領の実行日
1 報告者 氏名又は 及び代表者の氏名 住所又は 所在地 責任者の 氏名 担当者の氏名 (電話番号)	報告者の区分 (14) (該当分に○) 1. 銀行 2. その他金融機関 3. その他政府 4. 中央銀行 5. その他 業種番号(上記5のうち国際収支項目番号が記入要領3に 該当する場合に記入) () (15~17)	
2 取引の相手方 (非居住者発行証券への投資に係る支払等) については証券の発行体 氏名又は名称 _____ (18~20) 業種番号(国際収支項目番号が記入要領3に該当す る場合に記入)		
3 電子決済手段等の本邦通貨への換算方法 (該当分に○ この場合には () 内に使用した換算レートを記入すること。)		
所在国又は地域 _____		

		イ. 実勢相場		ロ. 月中平均レート		ハ. 月末レート		ニ. その他 ()	
支払又は支払の受領の目的		支払の区分	金額 (決済通貨により記入すること。)	日本銀行使用欄 (通貨)					
(21～23)	国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	(24) 支 払	(25～36)	(37～39)					
(40)	国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	(40) 支払の受領	(41～52)	(53～55)					
(56～58)	国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	(59) 支 払	(60～71)	(72～74)					
(75)	国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	(75) 支払の受領	(76～87)	(88～90)					
(91～93)	国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	(94) 支 払	(95～106)	(107～109)					
(110)	国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	(110) 支払の受領	(111～122)	(123～125)					
(126～128)	国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	(129) 支 払	(130～141)	(142～144)					
(145)	国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	(145) 支払の受領	(146～157)	(158～160)					
				日本銀行使用欄 (国)					
				(161～163)					

(記入要領)

- 1 西暦により記入すること。
- 2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授權された者の氏名を記入すること。
- 3 業種番号については、本省令別表第3に定める業種番号を記入すること。ただし、報告者の業種番号については、支払又は支払の受領（以下「支払等」という。）の目的が、国際収支項目番号512, 521, 531, 541, 568, 813, 817, 823, 911, 912, 915, 920に該当する場合に、取引の相手方の業種番号については、支払等の目的が、国際収支項目番号512, 521, 531, 541, 568, 811, 812, 815, 820, 913, 917, 923に該当する場合に記入すること。
- 4 取引の相手方は原取引（支払等の原因となった取引をいう。）の相手方（非居住者発行証券への投資に係る支払等にあつては証券の発行体）を記入すること。ただし、原取引の相手方を記入することが困難な場合は、支払等の相手方を記入して差し支えない。
- 5 「支払又は支払の受領の目的」欄には、本省令別表第1に定める国際収支項目番号及び支払等の目的を記入すること。なお、発行済株式等の売買に伴うものとして国際収支項目番号912にて報告する場合には、当該株式等の発行体の名称と業種番号についても記入すること。
- 6 支払又は支払の受領の金額については、原則として決済通貨により記入するが、支払又は支払の受領が電子決済手段等（法第6条第1項第9号に規定する電子決済手段等をいう。）により行われた場合には、当該電子決済手段等を本邦通貨に換算した上で記入すること。
- 7 記入欄が不足する場合には、本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次業として報告すること。
- 8 債権債務の相殺及び証券の交換その他現物による支払等についても報告を要する。この場合、債権及び債務の総額（相殺尻として決済する部分を含む。）について本報告書により国際収支項目ごとに分類して報告し、相殺尻の支払等については国際収支項目番号を「491（貸借記又は相殺の決済尻）」として支払等の報告を行うことができる。

(注) 1 貨物の輸出入代金については、本報告の対象外である。

- 2 月末における海外預金の残高が、1億円相当額を超えるものについては、別途「海外預金の残高に関する報告書」の提出を要するので留意すること。

(日本産業規格 A 4)

別紙様式第二

根拠法規：外国為替の取引等の
報告に関する省令
主務官庁：財務省

支払又は支払の受領に関する報告書

(銀行等又は資金移動業者を經由しない支払又は支払の受領(取りまとめ分))

財務大臣 殿
(日本銀行経由)

報告年月日： _____

報告者： _____

氏名又は名称

及び代表者の氏名

報告者の区分 (該当分に○)

1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般政府 4. 中央銀行 5. その他

報告者の業種番号 (上記5のうち国際収支項目番号が記入要領2に該当する場合に記入)

住所又は所在地

責任者の氏名

担当者の氏名 (電話番号)

1 支払又は支払の受領の実行日： _____ 年 _____ 月 _____ 日から末日まで

2 報告通貨 (該当分に○) 1. 円 (3又は4に換算方法を記入) 2. 円以外 () () 内に通貨名を記入すること。

3 外国通貨の本邦通貨への換算方法 (該当分に○) ハの場合には () 内に使用した換算レートを記入すること。

1. 月中平均レート 2. 月末レート 3. その他<社内レート等>
()

4 電子決済手段等の本邦通貨への換算方法 (該当分に○) ニの場合には () 内に使用した換算レートを記入すること。

国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	支	払									
	支払の受領										

(記入要領) 1 西暦により記入すること。

2 「報告者の業種番号」欄には、支払又は支払の受領（以下「支払等」という。）の目的が、国際収支項目番号 512, 521, 531, 541, 568, 813, 817, 823, 911, 912, 915, 920に該当する場合、本省令別表第3に定める業種番号を記入すること。

3 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授權された者の氏名を記入すること。

4 支払等を行った通貨により報告する場合は、当該決済通貨の種類ごとに別業として作成すること。また、電子決済手段等(法第6条第1項第9号に規定する電子決済手段等をいう。以下同じ。)による支払等を報告する場合にも別業として作成すること。

5 「支払又は支払の受領の目的」欄には、本省令別表第1に定める国際収支項目番号及び支払等の目的を記入すること。

6 支払等が電子決済手段等により行われた場合には、当該電子決済手段等を本邦通貨に換算した上で記入すること。

7 月中の支払等を国際収支項目番号別かつ所在国又は地域別に集計すること。

8 「取引の相手方の所在国又は地域」欄は原取引（支払等の原因となった取引をいう。）の相手方（非居住者発行証券への投資に係る支払等にあつては証券の発行体）の所在国又は地域別により区分すること。ただし、原取引の相手方により区分することが困難な場合には、支払等の相手方により区分して差し支えない。

9 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次業として報告すること。

10 債権債務の相殺及び証券の交換その他現物による決済による支払等についても報告を要する。この場合、債権及

び債務の総額（相殺戻として決済する部分を含む。）について本報告書により国際収支項目ごとに分類して報告し、相殺戻の支払等については国際収支項目番号を「491（貸借記又は相殺の決済戻）」として支払等の報告を行うことができる。

11 支払等の目的が、国際収支項目番号512, 521, 531, 541, 568, 811, 812, 813, 815, 817, 820, 823, 911, 912, 913, 915, 917, 920, 923に該当する場合は、(2)により報告すること。

- (注) 1 貨物の輸出入代金については、本報告の対象外である。
2 月末における海外預金の残高が、1億円相当額を超えるものについては、別途「海外預金の残高に関する報告書」の提出を要するので留意すること。

(日本産業規格 A 4)

(2/1)

報告者の氏名又は名称

(2) 支払又は支払の受領 (国際収支項目番号が記入要領1に該当する場合に限る。)

(単位：百万円・千通貨単位)

支払又は支払の受領の目的	取引の相手方の業種	支払の区分	合計	(非居住者発行証券への投資に係る支払等にあつては証券の発行体の所在国又は地域) 取引の相手方の所在国又は地域										
国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	業種番号：	支払												
国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	業種番号：	支払の受領												
国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	業種番号：	支払												
国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	業種番号：	支払の受領												
国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	業種番号：	支払												
国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	業種番号：	支払の受領												

国際収支項目番号： 支払又は支払の受領 の目的：	業種番号：	支 払																
		支払の受領																
国際収支項目番号： 支払又は支払の受領 の目的：	業種番号：	支 払																
		支払の受領																
国際収支項目番号： 支払又は支払の受領 の目的：	業種番号：	支 払																
		支払の受領																
国際収支項目番号： 支払又は支払の受領 の目的：	業種番号：	支 払																
		支払の受領																

(記入要領) 1 支払又は支払の受領 (以下「支払等」という。) の目的が、国際収支項目番号512, 521, 531, 541, 568, 811,

812, 813, 815, 817, 820, 823, 911, 912, 913, 915, 917, 920, 923に該当する場合に報告すること。

2 「支払又は支払の受領の目的」欄には、本省令別表第1に定める国際収支項目番号及び支払等の目的を記入すること。なお、発行済株式等の売買に伴うものとして国際収支項目番号912にて報告する場合には、当該株式等の発行体の名称と業種番号についても記入すること。

3 「取引の相手方の業種」欄には、支払等の目的が、国際収支項目番号512, 521, 531, 541, 568, 811, 812, 815, 820, 913, 917, 923に該当する場合、本省令別表第3に定める業種番号を記入すること。

4 支払等が電子決済手段等により行われた場合には、当該電子決済手段等を本邦通貨に換算した上で記入すること。

- 5 月中の支払等を国際収支項目番号別かつ所在国又は地域別かつ業種番号別に集計すること。
- 6 「取引の相手方の所在国又は地域」欄は原取引（支払等の原因となった取引をいう。）の相手方（非居住者発行証券への投資に係る支払等にあつては証券の発行体）の所在国又は地域別により区分すること。ただし、原取引の相手方により区分することが困難な場合には、支払等の相手方により区分して差し支えない。
- 7 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次業として報告すること。
- 8 債権債務の相殺及び証券の交換その他現物による支払等についても報告を要する。この場合、債権及び債務の総額（相殺戻として決済する部分を含む。）について本報告書により国際収支項目ごとに分類して報告し、相殺戻の支払等については国際収支項目番号を「491（貸借記又は相殺の決済戻）」として支払等の報告を行うことができる。

（日本産業規格 A 4）

（2 / 2）

別紙様式第三

根拠法規：外国為替の取引等の
報告に関する省令
主務官庁：財務省

支払又は支払の受領に関する報告書
(銀行等又は資金移動業者を経由する支払又は支払の受領)

(該当分に○)		報告年月日: _____	
1. 支払 2. 支払の受領			
財務大臣殿 (日本銀行経由)		支払又は支払の受領の実行日	
1 報告者 氏名又は 名称 及び代表者の氏名			
住所又は 所在地			
担当者の氏名(電話番号)			
2 取引の相手方(非居住者発行証券への投資に係る支払等にあつては証券の発行体)			
氏名又は 名称			
所在国又は地域			
業種番号(15~17) (「4 国際収支項目番号」 が記入要領3に該当する場合に記入)			
3 金額(決済通貨により記入すること。)(18~29)			
(記入要領)			
1 西暦により記入すること。			
2 「2 取引の相手方」欄には、原取引(支払又は支払の受領(以下「支払等」という。))の原因となった取引の相手方(非居住者発行証券への投資に係る支払等にあつては証券の発行体)を記入すること。ただし、原取引の相手方を記入することが困難な場合には、支払等の相手方を記入して差し支えない。			
3 業種番号については、本省令別表第3に定める業種番号を記入すること。ただし、報告者の業種番号については、支払等の目的が、国際収支項目番号512, 521, 531, 541, 568, 813, 817, 823, 911, 912, 915, 920に該当する場合に、取引の相手方の業種番号については、支払等の目的が、国際収支項目番号512, 521, 531, 541, 568, 811, 812, 815, 820, 913, 917, 923に該当する場合に記入すること。 なお、発行済株式等の売買に伴うものとして国際収支項目番号912にて報告する場合には、報告者の業種番号に代えて当該株式等の発行体の業種番号を記入すること。			
4 非居住者との間の債権債務の決済に伴い、他の非居住者への一時的な預金(預入期間が十日以内のものに限る。)を行う場合であつて、本省令第1条第2項第1号ロ又はハに該当する場合には、当該債権債務の決済の相手方である非居住者を取引の相手方として記入し、当該債権債務の決済の内容に従つて国際収支項目番号を記入すること。			
(注)			
1 貨物の輸出入代金については、本報告の対象外である。			
2 月末における海外預金の残高が、1億円相当額を超えるものについては、別途「海外預金の残高に関する報告書」の提出を要するので留意すること。			
(日本産業規格A5)			
日本銀行使用欄			
国	(37~39)	通貨	(40~42)
銀行等又は資金移動業者使用欄			
整理番号等(43~47)			
取扱店舗名			

別紙様式第四

根拠法規：外国為替の取引等の
報告に関する省令
主務官庁：財務省

支 払 又 は 支 払 の 受 領 に 関 す る 報 告 書
(銀行等又は資金移動業者を経由する支払又は支払の受領(取りまとめ分))

財務大臣 殿
(日本銀行経由)

報告年月日： _____
 報 告 者：
 氏名又は名称
 及び代表者の氏名 _____
 報告者の区分(該当分に○)
1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般政府 4. 中央銀行 5. その他 _____
 報告者の業種番号(上記5のうち国際収支項目番号が記入要領2に該当する場合に記入)

 住所又は所在地 _____
 責任者の氏名 _____
 担当者の氏名(電話番号) _____

- 1 支払又は支払の受領の実行日： 年 月1日から末日まで
- 2 報告通貨(該当分に○) イ. 円(3に換算方法を記入) ロ. 円以外() (()内に通貨名を記入すること。)
- 3 外国通貨の本邦通貨への換算方法(該当分に○ ハの場合には()内に使用した換算レートを記入すること。)
- イ. 月中平均レート ロ. 月末レート ハ. その他<社内レート等>
()
- 4 3千万円相当額以下の支払又は支払の受領(該当分に○) イ. 含む ロ. 含まない
- (注 3千万円相当額以下の支払又は支払の受領を除外して報告することが困難な場合には、当該支払又は支払の受領を含めて報告して差し支えない。)
- (1) 支払又は支払の受領(国際収支項目番号が記入要領10に該当する場合を除く。)

(単位：百万円・千通貨単位)

支払又は支払の受領の目的	支払の区分	合 計	取引の相手方の所在国又は地域 (非居住者発行証券への投資に係る支払等にあつては証券の発行体の所在国又は地域)					
国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	支 払 支払の受領							
国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	支 払 支払の受領							
国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	支 払 支払の受領							

銀行等又は資金移動業者使用欄	
整理番号等	
取扱店舗名	

- (記入要領) 1 西暦より記入すること。
 2 「報告者の業種番号」欄には、支払又は支払の受領(以下「支払等」という。)の目的が、国際収支項目番号512, 521, 531, 541, 568, 813, 817, 823, 911, 912, 915, 920に該当する場合、本省令別表第3に定める業種番号を記入すること。
 3 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授權された者の氏名を記入すること。

- 4 支払等を行った通貨により報告する場合には、当該決済通貨の種類ごとに別業として作成すること。
 - 5 「支払又は支払の受領の目的」欄には、本省令別表第1に定める国際収支項目番号及び支払等の目的を記入すること。
 - 6 月中の支払等を国際収支項目番号別かつ所在国又は地域別に集計すること。
 - 7 「取引の相手方の所在国又は地域」欄は原取引(支払等の原因となった取引をいう。)の相手方(非居住者発行証券への投資に係る支払等にあつては証券の発行体の所在国又は地域別により区分すること。ただし、原取引の相手方により区分することが困難な場合には、支払等の相手方により区分して差し支えない。
 - 8 記入欄が不足する場合は、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次業として報告すること。
 - 9 非居住者との間の債権債務の決済に伴い、他の非居住者への一時的な預金(預入期間が十日以内のものに限る。)を行う場合であつて、本省令第1条第2項第1号ロ又はハに該当するときには、当該債権債務の決済の相手方である非居住者を取引の相手方として所在国又は地域により区分して記入し、当該債権債務の決済の内容に従つて国際収支項目番号を記入すること。
 - 10 支払等の目的が、国際収支項目番号512, 521, 531, 541, 568, 811, 812, 813, 815, 817, 820, 823, 911, 912, 913, 915, 917, 920, 923に該当する場合は、(2)により報告すること。
- (注) 1 貨物の輸出入代金については、本報告の対象外である。
- 2 月末における海外預金の残高が、1億円相当額を超えるものについては、別途「海外預金の残高に関する報告書」の提出を要するので留意すること。
 - 3 本報告の手續を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う場合については、本省令第3条第2項に規定する特定の銀行等又は資金移動業者ごとに区分して行う必要はなく、当該特定の銀行等又は資金移動業者を取りまとめて当該手續を行つて差し支えない。

(日本産業規格A4)

(4/1)

報告者の氏名又は名称 _____

(2) 支払又は支払の受領(国際収支項目番号が記入要領1に該当する場合に限る。) (単位: 百万円・千通貨単位)

支払又は支払の受領の目的	取引の相手方の業種	支払の区分	合 計	取引の相手方の所在国又は地域 (非居住者発行証券への投資に係る支払等にあつては証券の発行体の所在国又は地域)						
国際収支項目番号: 支払又は支払の受領の目的:	業種番号:	支 払								
		支払の受領								
国際収支項目番号: 支払又は支払の受領の目的:	業種番号:	支 払								
		支払の受領								
国際収支項目番号: 支払又は支払の受領の目的:	業種番号:	支 払								
		支払の受領								
国際収支項目番号: 支払又は支払の受領の目的:	業種番号:	支 払								
		支払の受領								
国際収支項目番号: 支払又は支払の受領の目的:	業種番号:	支 払								
		支払の受領								
国際収支項目番号: 支払又は支払の受領の目的:	業種番号:	支 払								
		支払の受領								
国際収支項目番号: 支払又は支払の受領の目的:	業種番号:	支 払								
		支払の受領								
国際収支項目番号: 支払又は支払の受領の目的:	業種番号:	支 払								
		支払の受領								

- (記入要領) 1 支払又は支払の受領(以下「支払等」という。)の目的が、国際収支項目番号512, 521, 531, 541, 568, 811, 812, 813, 815, 817, 820, 823, 911, 912, 913, 915, 917, 920, 923に該当する場合に報告すること。
- 2 「支払又は支払の受領の目的」欄には、本省令別表第1に定める国際収支項目番号及び支払等の目的を記入すること。
なお、発行済株式等の売買に伴うものとして国際収支項目番号912にて報告する場合には、当該株式等の発行体の名称と業種番号についても記入すること。
- 3 「取引の相手方の業種」欄には、支払等の目的が、国際収支項目番号512, 521, 531, 541, 568, 811, 812, 815, 820, 913, 917, 923に該当する場合、本省令別表第3に定める業種番号を記入すること。
- 4 月中の支払等を国際収支項目番号別かつ所在国又は地域別かつ業種番号別に集計すること。
- 5 「取引の相手方の所在国又は地域」欄は原取引(支払等の原因となった取引をいう。)の相手方(非居住者発行証券への投資に係る支払等にあつては証券の発行体)の所在国又は地域別により区分すること。ただし、原取引の相手方により区分することが困難な場合には、支払等の相手方により区分して差し支えない。

-
- 6 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。
- 7 非居住者との間の債権債務の決済に伴い、他の非居住者への一時的な預金(預入期間が十日以内のものに限る。)を行う場合であつて、本省令第1条第2項第1号ロ又はハに該当するときは、当該債権債務の決済の相手方である非居住者を取引の相手方として所在国又は地域により区分して記入し、当該債権債務の決済の内容に従って国際収支項目番号を記入すること。

(4/2)

(日本産業規格A4)

別紙様式第五 削除
 別紙様式第六 削除
 別紙様式第七 削除
 別紙様式第八 削除
 別紙様式第九 削除
 別紙様式第十及び第十一 削除
 別紙様式第十二 削除
 別紙様式第十三

別紙様式第十三 (平23財令96・全改、平26財令91・令元財令9・令2財令88・一部改正)

根拠法規：外国為替の取引等の
 報告に関する省令

主務官庁：財 務 省

証券の取得又は譲渡に関する報告書

財 務 大 臣 殿 報告年月日： _____
 (日本銀行経由) 報 告 者： _____
 氏名又は名称及び
 代表者の氏名 _____
 報告者の区分 (該当分に○)
 1. 銀行 2. その他金融機関
 3. 一般政府 4. 中央銀行 5. その他
 住所又は所在地 _____
 責任者の氏名 _____
 担当者の氏名 (電話番号) _____

1 取引の区分	<input type="checkbox"/> (下記の中から選びその番号を枠内に記入すること。) 1)自己取引 2)委託取引
	取引の当事者 (委託取引の場合に記入する。) 譲受者の氏名又は名称： 譲受者の住所又は所在地： 譲渡者の氏名又は名称： 譲渡者の住所又は所在地：
2 取引の種類	<input type="checkbox"/> (下記の中から選びその番号を枠内に記入すること。)
1) 証券の取得 (一般売買) 2) 証券の譲渡 (一般売買) 3) 証券の買現先の買入 (条件付売買) 4) 証券の買現先の売戻し (条件付売買) 5) 証券の売現先の売却 (条件付売買) 6) 証券の売現先の買戻し (条件付売買) 7) その他 ()	
3 証券の種類	<input type="checkbox"/> (下記の中から選びその番号を枠内に記入すること。)
1) 株式 (6) 会社型投資信託に係る株式に該当するものを除く。) 2) 株式配当 3) 新株予約権等 4) 中長期債券 (原契約期間が1年を超えるもの) 5) 短期証券 (原契約期間が1年以内のもの) 6) 会社型投資信託に係る株式 7) 契約型投資信託に係る受益証券 8) その他 (原契約期間が1年を超えるもの) 9) その他 (原契約期間が1年以内のもの)	

4 証券発行体の 区分	(下記の中から選びその番号を枠内に記入すること。)							
	<table border="1"><tr><td><input type="checkbox"/></td><td>1) 外貨証券：非居住者発行</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/></td><td>2) 外貨証券：居住者発行</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/></td><td>3) 円払証券：非居住者発行</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/></td><td>4) 円払証券：居住者発行</td></tr></table>	<input type="checkbox"/>	1) 外貨証券：非居住者発行	<input type="checkbox"/>	2) 外貨証券：居住者発行	<input type="checkbox"/>	3) 円払証券：非居住者発行	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	1) 外貨証券：非居住者発行							
<input type="checkbox"/>	2) 外貨証券：居住者発行							
<input type="checkbox"/>	3) 円払証券：非居住者発行							
<input type="checkbox"/>	4) 円払証券：居住者発行							
	<table border="1"><tr><td><input type="text"/></td><td><input type="text"/></td><td><input type="text"/></td><td><input type="text"/></td></tr></table> 3)及び4)は銘柄コード番号を記入する。	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>			
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>					

(日本産業規格 A 4)

(裏面)

5 非居住者の所在国等	所在国又は地域名 ()
	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 本省令別表第2に定める国又は地域番号を記入すること。
非居住者発行証券を用いた条件付売買における相手方の所在国等	所在国又は地域名 ()
	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 本省令別表第2に定める国又は地域番号を記入すること。
6 取引の実行年月日	(実行日) <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 年 <input type="text"/> <input type="text"/> 月 <input type="text"/> <input type="text"/> 日
	(契約日:「2 取引の種類」が1)、2)、7)の場合に限る。) <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 年 <input type="text"/> <input type="text"/> 月 <input type="text"/> <input type="text"/> 日
7 取引金額等	()

(記入要領)

- 西暦により記入すること。
- 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。
- 銀行等又は金融商品取引業者が取引の媒介、取次ぎ又は代理をしたときは、「1 取引の区分」欄には資本取引の当事者となった者の氏名又は名称及び住所又は所在地を記入すること。
- 「2 取引の種類」欄中「1) 証券の取得(一般売買)」及び「2) 証券の譲渡(一般売買)」は、証券の取得又は譲渡のうち、証券の受渡決済を伴うものをいい、「7) その他」は、1)～6)以外の証券の取得又は譲渡(証券に係る先物取引、オプション取引、先渡取引、スワップ取引又はその他デリバティブ取引(ただし法第6条第1項第14号に規定する金融指標等先物契約に該当するものを除く。))並びに新株予約権等の予約権の行使等に係る取得譲渡等をいい、かつこ内に具体的に取引内容を記入すること。また、新株予約権等の権利行使に当たっては、権利行使した新株予約権付社債の新株予約権相当部分、新株予約権証券又は新投資口予約権証券の金額も「7 取引金額等」欄に記入するほか、社債を代用払込みした場合は、当該社債の金額をかつこ書すること。
- 「4 証券発行体の区分」欄中、「外貨証券」とは法第6条第1項第12号に規定する外貨証券をいい、「円払証券」とは外貨証券以外の証券をいう。また、円払証券の銘柄コード番号は、証券コード協議会(金融商品取引所が選出した委員及び専門委員をもって組織されたもの)により制定された、当該円払証券のコード番号を記入すること(非上場証券の場合は銘柄コード番号欄は9999とすること)。なお、コード番号が不明な場合は、日本銀行(又は財務省)へ照会すること。
- 「5 非居住者の所在国等」欄には、非居住者発行証券(「4 証券発行体の区分」の1)又は3))の場合は発行体の所在国等を記入し、居住者発行証券(「4 証券発行体の区分」の2)又は4))の場合は取引の相手方(委託取引の場合は非居住者たる取引の当事者)の所在国等を記入すること。また、条件付売買(「2 取引の種類」の3)から6))について非居住者発行証券を用いた

場合は、取引の相手方（委託取引の場合は非居住者たる取引の当事者）の所在国等も記入すること。

7 「6 取引の実行年月日」欄は、当該取引の決済日を記入すること。また、一般売買と「2 取引の種類 7) その他」に定める取引については、当該取引の契約日も記入すること。

8 「7 取引金額等」欄には、実際の取引通貨をもって記入すること。

別紙様式第十四 (平00財令46・金融、令元財令9・令2財令88・一部改正)

証券承継書
(証券譲渡証券)

証券承継契約状況等報告書

報告書種別：其他債権の取得等の報告に類する報告書
報告書種別：証券承継

報告年月日：_____
報告者：_____
証券種類名称：_____
発行元証券会社名：_____
報告書の区分(証券種別)：_____
1. 譲渡 2. 受託継続相続 3. 一般取得
4. 申告譲渡 5. その他
証券承継の種別：_____
証券承継の目的：_____
証券承継の理由(証券承継)：_____
証券承継の目的：_____
証券承継の理由(証券承継)：_____
(証券承継：証券承継、証券承継：証券承継)

Table with 4 columns: 取引区分, 証券区分, 証券種別, 証券種別コード. Includes a section for '証券承継の種別(証券承継)' with options 1, 2, 3.

Main table with columns: 証券承継の種別, 証券承継の目的, 証券承継の理由, 証券承継の種別, 証券承継の目的, 証券承継の理由, 証券承継の種別, 証券承継の目的, 証券承継の理由. Includes a section for '証券承継の種別(証券承継)' with options 1, 2, 3.

【記入事項】
1 所得により記入すること。
2 「取得者の氏名」欄には、報告の趣旨について説明されたものと異なることを記入すること。
3 「取得者の住所上の住所」欄には、報告書の趣旨を踏まえられた住所を記載すること。また、報告の趣旨に照らす場合又は報告書第2条第3項又は第4項の規定に照らす場合には、報告書の趣旨を踏まえ、住所を記載すること。
4 本報告書は、証券承継(譲渡)と証券承継(受託継続)とを区別して記載すること。また、証券承継(譲渡)と証券承継(受託継続)とを区別して記載すること。
5 本報告書は、証券承継(譲渡)と証券承継(受託継続)とを区別して記載すること。また、証券承継(譲渡)と証券承継(受託継続)とを区別して記載すること。
6 本報告書は、証券承継(譲渡)と証券承継(受託継続)とを区別して記載すること。また、証券承継(譲渡)と証券承継(受託継続)とを区別して記載すること。
7 本報告書は、証券承継(譲渡)と証券承継(受託継続)とを区別して記載すること。また、証券承継(譲渡)と証券承継(受託継続)とを区別して記載すること。
8 本報告書は、証券承継(譲渡)と証券承継(受託継続)とを区別して記載すること。また、証券承継(譲渡)と証券承継(受託継続)とを区別して記載すること。
9 本報告書は、証券承継(譲渡)と証券承継(受託継続)とを区別して記載すること。また、証券承継(譲渡)と証券承継(受託継続)とを区別して記載すること。

(証券承継の種別)

別紙様式第十五の一 (平28財令98・金融、令元財令9・令2財令98・一部改正)

留意事項：当該銘柄の取引等の報告に関する者
証券取引：財 務 省

証券会社
(日本銀行発行)

証券の条件付売買状況報告書(現先取引)

報告年月日:

共 通 欄 目				
取引 種別	証券発行体の 区分	発 行 年 月	買 入 者 コード	譲渡区分

本報告の発行上の範囲(譲渡区分)： 1. 当該証券の譲渡 2. 当該証券の譲渡

報告者： _____
 氏名又は名称 _____
 及び代表者の氏名 _____
 報告者の区分(以下各記号)
 1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般取引 4. 中央銀行 5. その他
 住所又は所在地 _____
 実務者の氏名 _____
 担当役員(印刷欄) _____

(特記事項：子案F#欄、印刷欄：注方同欄)

期数	発行日 証券の発行日又は起算日	証券種別	証券種類コード	証券 区分	取引金額			譲渡区分コード
					月 中 ス タ ー ト 【買入又は買入前額】 【売却又は売却前額】	月 中 エ ン ド 【買入又は買入前額】 【売却又は売却前額】	月 末 結 算	
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

- (記入要領)
- 1 内訳により記入すること。
 - 2 「発行者の名称」欄には、報告の発行について認識された者の名称を記入すること。
 - 3 「本報告の発行上の範囲」欄には、本報告の発行を認めた者として認める範囲を記入すること。また本報告目録第4項の規定に該当する場合には、両方の欄に○を付すること。
 - 4 本報告は、特記事項(注方F#欄)に規定する証券をいう。及び特記事項(特記事項)に規定する証券を指す証券以外の証券をいう。に該当する証券の発行の決済状況を記入すること。
 - 5 「証券発行」並びに「特記事項」欄は、報告の発行に必要に応じて記入すること。
 - 6 本報告は、「特記事項」欄(特記事項)の欄(特記事項)の欄の内容が異なることに影響して作成すること。
 - 7 特記事項に関する事項については、注方F#欄の記入事項に従って、特記事項に必要事項について注方F#欄で記入すること。(特記事項欄参照)
 - 8 先に所有する証券又は(金融機関)取引先を報告して買入者として行なった証券の取引等は、本報告の発行に必要に応じて記入すること。前記の欄に記入する証券の取得を認めた銀行等は金融機関を指し、当該欄を改めて記入すること。
 - 9 記入欄が不足する場合は、本様式を用いて次頁として記入すること。
- (日本銀行発行)

【報告書欄】
【共通項目】

取引種別	証券発行体の区分	[注1]		[注4]		[注5]	
		コード	名称	コード	名称	取引区分(債権譲渡有無等)	定款
30	所在者の買付先	01	外国証券: 証券発行者	30	日本銀行が追加する	00	発行確定
32	所在者の売却先	02	外国証券: 証券発行者	YYMM	納付年月	10	買付確定
		03	外国証券: 証券発行者			<プランク>	債権譲渡を保有しない報告者

【明細項目】

[注1]	[注2]	証券発行者の所在国又は地域		証券種類		多額区分		取引条件		償還日コード	
		コード	名称	コード	名称	コード	名称	月中央スタート	月中央ストップ	有無	コード
外国証券 (3桁)	本報告書対象外に定める国又は地域	510	国債	00	普通債 (1年)						(3桁) <下表参照>
		520	その他の証券 (普通債)								
		599	その他の証券								
外国証券 (3桁)	本報告書対象外に定める国又は地域	510	国債	00	普通債 (1年)						(3桁) <下表参照>
		520	その他の証券 (普通債等)	01	短期 (1年以内)						
		599	その他の証券								

[注6]

通貨名称	コード	通貨名称	コード	通貨名称	コード	通貨名称	コード	通貨名称	コード
日本円	01	イタリヤ・リラ	11	シンガポール・ドル	33	パルーエ・ペソ	49	モロッコ・ディナール	185
オーストラリア・ドル	02	インド・ルピー	12	韓国ウォン	34	パプアニューギニア・キナ	50	ミャンマー・kyat	186
ペルギー・フラン	03	インドネシア・ルピア	13	スベイン・ペセタ	35	パキスタン・ルピア	51	ルーマニア・レイ	187
カナダ・ドル	04	パキスタン・ルピア	14	スリランカ・ルピー	36	フィジー・ドル	52	ロシア・ルーブル	188
韓国ウォン	05	タイ・バーツ	15	スロバキア・コルナ	37	フィリピン・ペソ	53	ECU	189
フランス・フラン	06	オーストラリア・ドル	16	チェコスロバキア・コルナ	38	フィンランド・マルカ	54	S.D.R.	190
ドイツ・マルク	07	オーストリア・シリング	17	タイ・バーツ	39	ブラジル・レアル	55	ユーロ	191
イタリア・リラ	08	オーストリア・シリング	18	オーストラリア・ドル	40	アルゼンチン・ペソ	56	ポリア・ペソ	192
オランダ・ギルダー	09	カタール・リヤル	19	チリ・ペソ	41	ペルー・ヌボバ・ソル	57	ハンガリー・フォリント	193
スウェーデン・クローナ	10	韓国ウォン	20	アンゴラ・クワンザ	42	ポルトガル・エスクード	58	ポーランド・ズロチ	194
スイス・フラン	11	トルコ・リラ	21	リビア・ディナール	43	西ドイツ・マルク	59	ブラジル・フラン	195
スウェーデン・クローナ	12	クウェート・ディナール	22	トルコ・リラ	44	マレーシア・リンギット	60	イスラエル・シェケル	196
アラブ首長国連邦・ディラム	13	クウェート・ディナール	23	カタール・リヤル	45	南アフリカ・ランド	61	南アフリカ・ランド	197
アラブ首長国連邦・ディラム	14	カタール・リヤル	24	カタール・リヤル	46	シンガポール・ドル	62	ペトナム・ドン	198
アラブ首長国連邦・ディラム	15	カタール・リヤル	25	カタール・リヤル	47	シンガポール・ドル	63	オーストラリア・ドル	199
アラブ首長国連邦・ディラム	16	カタール・リヤル	26	カタール・リヤル	48	シンガポール・ドル	64	その他	999
アラブ首長国連邦・ディラム	17	カタール・リヤル	27	カタール・リヤル	49	シンガポール・ドル	65		
アラブ首長国連邦・ディラム	18	カタール・リヤル	28	カタール・リヤル	50	シンガポール・ドル	66		
アラブ首長国連邦・ディラム	19	カタール・リヤル	29	カタール・リヤル	51	シンガポール・ドル	67		
アラブ首長国連邦・ディラム	20	カタール・リヤル	30	カタール・リヤル	52	シンガポール・ドル	68		
アラブ首長国連邦・ディラム	21	カタール・リヤル	31	カタール・リヤル	53	シンガポール・ドル	69		
アラブ首長国連邦・ディラム	22	カタール・リヤル	32	カタール・リヤル	54	シンガポール・ドル	70		
アラブ首長国連邦・ディラム	23	カタール・リヤル	33	カタール・リヤル	55	シンガポール・ドル	71		
アラブ首長国連邦・ディラム	24	カタール・リヤル	34	カタール・リヤル	56	シンガポール・ドル	72		
アラブ首長国連邦・ディラム	25	カタール・リヤル	35	カタール・リヤル	57	シンガポール・ドル	73		
アラブ首長国連邦・ディラム	26	カタール・リヤル	36	カタール・リヤル	58	シンガポール・ドル	74		
アラブ首長国連邦・ディラム	27	カタール・リヤル	37	カタール・リヤル	59	シンガポール・ドル	75		
アラブ首長国連邦・ディラム	28	カタール・リヤル	38	カタール・リヤル	60	シンガポール・ドル	76		
アラブ首長国連邦・ディラム	29	カタール・リヤル	39	カタール・リヤル	61	シンガポール・ドル	77		
アラブ首長国連邦・ディラム	30	カタール・リヤル	40	カタール・リヤル	62	シンガポール・ドル	78		
アラブ首長国連邦・ディラム	31	カタール・リヤル	41	カタール・リヤル	63	シンガポール・ドル	79		
アラブ首長国連邦・ディラム	32	カタール・リヤル	42	カタール・リヤル	64	シンガポール・ドル	80		
アラブ首長国連邦・ディラム	33	カタール・リヤル	43	カタール・リヤル	65	シンガポール・ドル	81		
アラブ首長国連邦・ディラム	34	カタール・リヤル	44	カタール・リヤル	66	シンガポール・ドル	82		
アラブ首長国連邦・ディラム	35	カタール・リヤル	45	カタール・リヤル	67	シンガポール・ドル	83		
アラブ首長国連邦・ディラム	36	カタール・リヤル	46	カタール・リヤル	68	シンガポール・ドル	84		
アラブ首長国連邦・ディラム	37	カタール・リヤル	47	カタール・リヤル	69	シンガポール・ドル	85		
アラブ首長国連邦・ディラム	38	カタール・リヤル	48	カタール・リヤル	70	シンガポール・ドル	86		
アラブ首長国連邦・ディラム	39	カタール・リヤル	49	カタール・リヤル	71	シンガポール・ドル	87		
アラブ首長国連邦・ディラム	40	カタール・リヤル	50	カタール・リヤル	72	シンガポール・ドル	88		
アラブ首長国連邦・ディラム	41	カタール・リヤル	51	カタール・リヤル	73	シンガポール・ドル	89		
アラブ首長国連邦・ディラム	42	カタール・リヤル	52	カタール・リヤル	74	シンガポール・ドル	90		
アラブ首長国連邦・ディラム	43	カタール・リヤル	53	カタール・リヤル	75	シンガポール・ドル	91		
アラブ首長国連邦・ディラム	44	カタール・リヤル	54	カタール・リヤル	76	シンガポール・ドル	92		
アラブ首長国連邦・ディラム	45	カタール・リヤル	55	カタール・リヤル	77	シンガポール・ドル	93		
アラブ首長国連邦・ディラム	46	カタール・リヤル	56	カタール・リヤル	78	シンガポール・ドル	94		
アラブ首長国連邦・ディラム	47	カタール・リヤル	57	カタール・リヤル	79	シンガポール・ドル	95		
アラブ首長国連邦・ディラム	48	カタール・リヤル	58	カタール・リヤル	80	シンガポール・ドル	96		
アラブ首長国連邦・ディラム	49	カタール・リヤル	59	カタール・リヤル	81	シンガポール・ドル	97		
アラブ首長国連邦・ディラム	50	カタール・リヤル	60	カタール・リヤル	82	シンガポール・ドル	98		
アラブ首長国連邦・ディラム	51	カタール・リヤル	61	カタール・リヤル	83	シンガポール・ドル	99		

- [注1] 取引種別
- [注2] 証券発行者の区分
- [注3] 証券種類
- [注4] 日本銀行 (国債) が追加する額コードを記入すること。
- [注5] 取引区分
- [注6] 証券発行者の所在国又は地域
- [注7] 証券種類
- [注8] 多額区分
- [注9] 取引条件
- [注10] 償還日コード

(注) 本報告書の提出に際しては、この欄を転写することはない。

【提出書類】
【提出項目】

区分	種別	取引年月	提出コード		提出区分 (得意種別区分別)
			コード	区分	
4-0	得意者の得意金の請求	TYTON	西暦年月 (4桁)	5桁 (12桁)	得意種別 100 銀行振込 200 前金 300 前金 400 前金 500 前金 600 前金 700 前金 800 前金 900 前金 999 前金
4-2	得意者の得意金の入金				得意種別 100 銀行振込 200 前金 300 前金 400 前金 500 前金 600 前金 700 前金 800 前金 900 前金 999 前金

【提出項目】

区分	種別	提出コード			
		得意種別	得意種別	得意種別	得意種別
4-0	得意者の得意金の請求	得意種別 100 銀行振込 200 前金 300 前金 400 前金 500 前金 600 前金 700 前金 800 前金 900 前金 999 前金	得意種別 100 銀行振込 200 前金 300 前金 400 前金 500 前金 600 前金 700 前金 800 前金 900 前金 999 前金	得意種別 100 銀行振込 200 前金 300 前金 400 前金 500 前金 600 前金 700 前金 800 前金 900 前金 999 前金	得意種別 100 銀行振込 200 前金 300 前金 400 前金 500 前金 600 前金 700 前金 800 前金 900 前金 999 前金

得意種別	得意種別	得意種別	得意種別	得意種別	得意種別	得意種別	得意種別	得意種別	得意種別
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
400	400	400	400	400	400	400	400	400	400
500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
600	600	600	600	600	600	600	600	600	600
700	700	700	700	700	700	700	700	700	700
800	800	800	800	800	800	800	800	800	800
900	900	900	900	900	900	900	900	900	900
999	999	999	999	999	999	999	999	999	999

【注1】 得意種別
得意種別は得意種別区分で指定し、得意種別「100」から「999」まで記入すること。得意種別区分の記入も同じ。)

【注2】 得意種別
得意種別「100」から「999」まで記入すること。

【注3】 得意種別
得意種別「100」から「999」まで記入すること。

【注4】 得意種別
得意種別「100」から「999」まで記入すること。

【注5】 得意種別
得意種別「100」から「999」まで記入すること。

【注6】 得意種別
得意種別「100」から「999」まで記入すること。

【注7】 得意種別
得意種別「100」から「999」まで記入すること。

(注) 得意種別区分に異なると、この得意種別区分は異ならない。

【報告書項目】
【共通項目】

【01】		【02】		【03】		【04】		【05】	
発行種別	証券発行の区分	証券名	証券コード	発行額	発行年	発行額	発行年	発行額	発行年
01	01	01	01	01	01	01	01	01	01
02	02	02	02	02	02	02	02	02	02
03	03	03	03	03	03	03	03	03	03
04	04	04	04	04	04	04	04	04	04

【詳細項目】

【01】		【02】		【03】		【04】		【05】	
証券発行の区分	証券名	証券コード	発行額	発行年	発行額	発行年	発行額	発行年	発行額
01	01	01	01	01	01	01	01	01	01
02	02	02	02	02	02	02	02	02	02
03	03	03	03	03	03	03	03	03	03
04	04	04	04	04	04	04	04	04	04

【01】

証券発行の区分	証券名	証券コード	発行額	発行年	発行額	発行年	発行額	発行年	発行額	発行年
01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01
02	02	02	02	02	02	02	02	02	02	02
03	03	03	03	03	03	03	03	03	03	03
04	04	04	04	04	04	04	04	04	04	04

- 【01】 証券発行の区分
- 【02】 証券発行の区分
- 【03】 証券発行の区分
- 【04】 証券発行の区分
- 【05】 証券発行の区分
- 【06】 証券発行の区分
- 【07】 証券発行の区分
- 【08】 証券発行の区分
- 【09】 証券発行の区分
- 【10】 証券発行の区分
- 【11】 証券発行の区分
- 【12】 証券発行の区分
- 【13】 証券発行の区分
- 【14】 証券発行の区分
- 【15】 証券発行の区分
- 【16】 証券発行の区分
- 【17】 証券発行の区分
- 【18】 証券発行の区分
- 【19】 証券発行の区分
- 【20】 証券発行の区分

※ 本報告書の記載に誤り等は、この意味を転写することはありません。

別紙様式第十六 (平25財令02・金改、令元財令9・令2財令08・一部改正)

根拠法規：外国為替の取引等の
報告に関する省令

主務官庁：財 務 省

対外直接投資に係る証券の取得に関する報告書

財 務 大 臣 殿

(日本銀行経由)

報告年月日： _____

報 告 者：

氏名又は名称及び

代表者の氏名 _____

住所又は所在地 _____

職業又は業種 _____

責任者の氏名 _____

担当者の氏名(電話番号) _____

1 取 引 手 の 方	(1) 氏名又は名称	
	(2) 住所又は所在地	
2 投 資 先 の 概 要	(1) 名称及び所在地 (該当分に○)	イ 上記1に同じ ロ その他(具体的に記入すること。)
	(2) 資本金(取得後)	
	(3) 事業内容	
3 取 得 の 時 期 等	(1) 取得する証券 (該当分に○)	取得の対価
		種 類
		イ 株式・出資の持分・設立・増資・発行済 ロ 社債(普通・転換) ハ その他(具体的に記入すること。)
	(2) 取得年月日	
(3) 支払年月日		
4	その他の事項	

(記入要領)

- 1 西暦により記入すること。

- 2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。
 - 3 「1 取引の相手方」欄中「(2) 住所又は所在地」欄には、所在国名（国に該当しない場合は地域名）のみの記入とすることで差支えない。
 - 4 「2 投資先の概要」欄中「(1) 名称及び所在地」欄の所在地には、所在国名（国に該当しない場合は地域名）のみの記入とすることで差支えない。なお、「(2) 資本金」欄には、原通貨をもって記入し、「(3) 事業内容」欄には、定款に従って主要事業内容を簡潔に記入すること。
 - 5 「3 取得の時期等」欄中「取得の対価」欄には実際の取引通貨をもって記入すること。
 - 6 「3 取得の時期等」欄中「(2) 取得年月日」欄は、支払を行った日を提出期限の起算日とする場合は、記入を要しない。
 - 7 「4 その他の事項」欄には、資金使途が再投資資金の場合は、再投資先の①名称、②所在国又は地域、③出資比率（投資先から再投資先への出資比率が10%以上かどうか。）及び④事業内容を記入すること。
 - 8 一括して報告をする場合は、2通目以降の報告書の「報告者」欄には、「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄を除き記入を要しない。
- (日本産業規格 A 4)

別紙様式第十九 (平23財令18・全改、平25財令62・令元財令9・令2財令88・一部改正)

根拠法規：外国為替の取引等の
報告に関する省令

主務官庁：財 務 省

対外直接投資に係る証券の譲渡並びに債権の放棄及び免除に関する報告書

財務大臣 殿

(日本銀行経由)

報告年月日： _____

報 告 者： _____

氏名又は名称及び
代表者の氏名 _____

住所又は所在地 _____

職業又は業種 _____

投融资先法人名

(所在国又は地域名)

責任者の氏名 _____

() 担当者の氏名(電話番号) _____

1		報告事由の発生年月日		
2	報 告 の 内 容	(1) 証券の譲渡	譲 渡 金 額	譲 渡 数 量
		(2) 貸放 付棄 又は 債権 免除 の除	放棄又は免除の金額	
3		その他の事項		

(記入要領)

- 西暦により記入すること。
- 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。
- 一括して報告をする場合は、2通目以降の報告書の「報告者」欄には、「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄を除き記入を要しない。

(日本産業規格 A 4)

別紙様式第二十 削除 (平23財令18)

別紙様式第二十一 (平成30財令45・全改、令元財令9・令2財令88・一部改正)
 根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令
 主務官庁：財務省

財務大臣 殿
 (日本銀行経由)

証券の発行又は募集に関する報告書

報告年月日： _____
 報告者： _____
 氏名又は名称及び代表者の氏名 _____
 所在国又は地域 _____ 居住者(該当分に○)
 非居住者 _____
 報告者の区分(該当分に○)
 1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般政府
 4. 中央銀行 5. その他() _____
 住所又は所在地 _____
 代理人： _____
 氏名又は名称及び代表者の氏名 _____
 住所又は所在地 _____
 責任者の氏名 _____
 担当者の氏名(電話番号) _____

(単位：百万円・千通貨単位)

1 発行又は募集した証券	(1) 種類	
	(2) 額面総額	
2 発行又は募集の時期等	(1) 発行又は募集を行った日(払込日を記入)	□□□□年□□月□□日
	(2) 発行又は募集の場所	
3 発行又は募集の条件	(1) 発行価格	
	(2) 利率(年率%)	
	(3) 最終償還期限	□□□□年□□月□□日
	(4) 手数料	
4 主たる引受人又は買取人(氏名又は名称及び所在国又は地域を記入)		
5 販売額(払込金額)	(1) 居住者	
	(2) 非居住者	
	(3) 合計	
6 その他の事項	・格付けを取得している場合は、格付けを記入すること。 ・二重通貨建て債券の場合は、発行時と異なる利払い又は償還時の通貨を記入すること。 ・非居住者による本邦における証券の発行又は募集の場合は、 「5 販売額(払込金額)」欄中「(1) 居住者」への販売額に関して、1) 一般政府、2) 銀行(銀行勘定)、3) 銀行(信託勘定)、4) 信託銀行(銀行勘定)、5) 信託銀行(信託勘定)、6) 生命保険会社、7) 損害保険会社、8) 投資信託委託会社、資産運用会社及び投資法人、9) 金融商品取引業者、10) 中央銀行、11) その他の内訳を記入すること。	

(記入要領)

- 西暦により記入すること。
- 「報告者の区分」欄中「5. その他」に該当する場合は、かっこ内に職業又は業種を具体的に記入すること。
- 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授權された者の氏名を記入すること。
- 非居住者による外国における証券の発行又は募集の場合は、「5 販売額(払込金額)」欄中「(1) 居住者」欄及び「(2) 非居住者」欄には記入を要しない。
- 一括して報告をする場合は、2通目以降の報告書の「報告者」欄には、「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄を除き記入を要しない。
 (日本産業規格A4)

別紙様式第二十二 (平13蔵令69・令元財令9・令2財令68・一部改正)

根拠法規：外国為替の取引等の
報告に関する省令

主務官庁：財務省

本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得に関する報告書

財務大臣 殿
(日本銀行経由)

報告年月日： _____
 報告者： _____
 氏名又は名称及び
 代表者の氏名 _____
 国 籍 _____
 住所又は所在地 _____
 職業又は業種 _____
 代理人： _____
 氏名又は名称及び
 代表者の氏名 _____
 住所又は所在地 _____
 職業又は業種 _____
 責任者の氏名： _____
 担当者の氏名(電話番号)： _____

1 取得の態様 (該当分に○)	イ 購入 ロ 抵当権設定 ハ 賃借 (始期) (終期) ニ その他(具体的に記入すること。)
2 不動産の内容 (該当分に○)	イ 土地(面積 m ²) ロ 建物(延面積 m ²) ハ その他
3 不動産の所在地	
4 取得年月日	
5 取得の対価	

(記入要領)

- 西暦により記入すること。
- 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。
- 「5 取得の対価」欄には実際の取引通貨をもって記入することとし、「1 取得の態様」欄において「ロ 抵当権設定」に該当する場合には抵当権設定により担保される金額を、「ハ 賃借」に該当する場合には一定期間における賃借料及び当該期間をそれぞれ次の例にならってかっこ書すること。
(例：(担保される債権の額 100万米ドル)、(賃借料 100万円/月))

(日本産業規格 A 4)

別紙様式第二十三

根拠法規：外国為替の取引等の
報告に関する省令
主務官庁：財務省

電子決済手段等の売買又は他の電子決済手段等と
の交換に係る媒介等に関する報告書

財務大臣殿
(日本銀行経由)

報告年月日： _____
報告者：
氏名又は名称及び
代表者の氏名 _____
住所又は所在地 _____
責任者の氏名 _____
担当者の氏名(電話番号) _____

1 取引の当事者	居住者の氏名又は名称： 非居住者の氏名又は名称：
2 取引の種類	<input type="checkbox"/> (下記の中から選びその番号を枠内に記入すること。)
1) 居住者による電子決済手段等の買入 2) 居住者による電子決済手段等の売却 3) 電子決済手段等と他の電子決済手段等との交換	
3 電子決済手段等の種類	<p>【電子決済手段等の売買】</p> <input type="checkbox"/> (下記の中から売買する電子決済手段等の種類を選びその番号を枠内に記入し、6)について()内に電子決済手段等の種類の具体的な名称を記入すること。)
	<p>【電子決済手段等と他の電子決済手段等との交換】</p> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (下記の中から交換する電子決済手段等の種類をそれぞれ選び、居住者が譲り受ける電子決済手段等の番号をイの枠内に、居住者が譲渡する電子決済手段等の番号をロの枠内に記入し、6)については()内に電子決済手段等の種類の具体的な名称を記入すること。)
1) ビットコイン(BTC) 2) イーサリアム(ETH) 3) リップル(XRP) 4) ビットコインキャッシュ(BCC又はBCH) 5) ライトコイン(LTC) 6) その他()	
4 非居住者の所在国等	所在国又は地域名() <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 本省令別表第2に定める国又は地域番号を記入すること。
5 取引の実行年月日	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 年 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 日
6 取引金額	(単位：百万円) 【電子決済手段等と他の電子決済手段等との交換の本邦通貨への換算方法】 <input type="checkbox"/> (下記の中から選びその番号を枠内に記入し、4)の場合には()内に具体的な換算の方法(レート)を記入すること。)
1) 実勢相場 2) 月中平均レポート 3) 月末レート 4) その他()	

(日本産業規格 A4)

(記入要領)

- 1 西暦により記入すること。
 - 2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。
 - 3 「4 非居住者の所在国等」欄は、上欄に取引の当事者のうち非居住者の所在国又は地域名を記入し、下欄に当該所在国又は地域に係る本省令別表第2に定める国又は地域番号を記入すること。
 - 4 「5 取引の実行年月日」欄には、当該取引の決済日を記入すること。
 - 5 「6 取引金額」欄は、以下の取引の種類に応じた金額を記入すること。
 - (1) 電子決済手段等の売買
電子決済手段等の売買の対価の額を記入することとし、外国通貨で決済した場合には、本省令第35条第1号の規定により円換算の上、記入すること。
 - (2) 電子決済手段等と他の電子決済手段等との交換
居住者が譲り受ける電子決済手段等を本邦通貨に換算した額を記入すること。電子決済手段等の本邦通貨への換算は、本省令第36条の2第2項に定める方法により行うこととし、具体的な換算の方法については、1)～4)の該当する番号を記入すること。「4)その他」の場合には、具体的な換算の方法(レート)を記入すること。
 - 6 本報告書の提出に際しては、この記入要領を転写することは要しない。
-

別紙様式第二十四

根拠法規：外国為替の取引等の
報告に関する省令
主務官庁：財 務 省

電子決済手段等の売買又は他の電子決済手段等との交換に係る媒介等に関する報告書(一括報告分)

財 務 大 臣 殿
(日本銀行経由)

報告年月日： _____
報告者： _____
氏名又は名称
及び代表者の氏名 _____
住所又は所在地 _____
責任者の氏名 _____
担当者氏名(電話番号) _____

共 通 項 目					
取引の種類	取 引 年 月				

電子決済手段等と他の電子決済手段等との交換の本邦通貨への換算方法(該当分に○ 4. の場合には()内に使用した換算の方法(レート)を記入すること。)

1. 実勢相場 2. 月中平均レート 3. 月末レート 4. その他()

(単位：百万円)

電子決済手段等の種類				非居住者の 所在地国等	取 引 金 額
イ		ロ			
コード	名称	コード	名称		

- (記入要領)
- 西暦により記入すること。
 - 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。
 - 本報告書は、報告しようとする電子決済手段等の売買又は他の電子決済手段等との交換が行われた日の属する月毎に記入すること。
 - 3千万円相当額以下の電子決済手段等の売買又は他の電子決済手段等との交換を除外して報告することが困難な場合には、これらを含めて報告して差し支えない。
 - 「共通項目」及び「明細項目」におけるコード番号は、裏面のコード表の記載に従い記入すること。
 - 本報告書は、「取引の種類」ごとに別葉として作成すること。
 - 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。
 - 電子決済手段等の売買又は他の電子決済手段等との交換の取引当事者の氏名又は名称については、別途適宜の方法により管理・保存しておくこと。

(日本産業規格A4)

【報告書裏面】

【共通項目】

取引の種類【注1】		取引年月【注2】	
コード	定義		
1	居住者による電子決済手段等の買入	YYYYMM	西暦年月 (6桁)
2	居住者による電子決済手段等の売却		
3	電子決済手段等と他の電子決済手段等との交換		

【明細項目】

電子決済手段等の種類【注3】		非居住者の所在国等【注4】		取引金額【注5】
コード	定義	コード	定義	
1	ビットコイン(BTC)	(3桁)	本省令別表第2に定める国又は地域番号	本邦通貨換算 (百万円単位)
2	イーサリアム(ETH)			
3	リップル(XRP)			
4	ビットコインキャッシュ(BCC又はBCH)			
5	ライトコイン(LTC)			
6	その他			

【注1】 取引の種類

居住者による電子決済手段等の買入を「1」、居住者による電子決済手段等の売却を「2」、電子決済手段等と他の電子決済手段等との交換を「3」として記入すること。

【注2】 取引年月

年表示は西暦(4桁)で記入し、月表示は「01」から「12」までとして記入すること。

【注3】 電子決済手段等の種類

(1) 電子決済手段等の売買
 売買する電子決済手段等の種類をイ欄にのみ記入すること。
 (2) 電子決済手段等と他の電子決済手段等との交換
 居住者が譲り受ける電子決済手段等の種類をイ欄に、居住者が譲渡する電子決済手段等の種類をロ欄に記入すること。
 (注) コード「1」～「5」を記入する場合、「名称」欄の記入は要しない。

【注4】 非居住者の所在国等

取引の当事者のうち非居住者の所在国又は地域を本省令別表第2に定める国又は地域番号により記入すること。

外国にある事業所に勤務する目的で現に外国に滞在しているなど本邦国籍を有する非居住者との取引は、当該非居住者の所在国又は地域を記入すること。

【注5】 取引金額

以下の取引の種類に応じた金額を記入すること(単位未満は四捨五入)。

(1) 電子決済手段等の売買
 電子決済手段等の売買の対価の額を記入することとし、外国通貨で決済した場合には、本省令第35条第1号の規定により円換算の上、記入すること。

(2) 電子決済手段等と他の電子決済手段等との交換
 居住者が譲り受ける電子決済手段等を本邦通貨に換算した額を記入すること。電子決済手段等の本邦通貨への換算は、本省令第36条の2第2項に定める方法により行うこととし、具体的な換算の方法については、「電子決済手段等と他の電子決済手段等との交換の本邦通貨への換算方法」の1.～4.の該当する番号に○を付けること。「4. その他」の場合には、具体的な換算の方法(レート)を記入すること。

(注) 本報告書の提出に際しては、この裏面を転写することは要しない。

別紙様式第二十五 (平16財令67・金改、令元財令9・令2財令68・一部改正)

根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令

主務官庁：財 務 省

特別国際金融取引勘定における資金の運用調達状況報告書
(年 月分)

報告年月日：_____

報 告 者：_____

名称及び代表者の
氏名 _____

所 在 地 _____

責任者の氏名 _____

担当者の氏名
(電話番号) _____

財 務 大 臣 殿

(日本銀行経由)

(単位：億円)

	資 産 A		負 債 B		その他の勘定との間の 資金の振替額[A-B] (△印入超)
		対非居 住者		対非居 住者	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					

17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					

付 表

当月中の対非居住者運用資産の月中平残		
前月中の対非居住者運用資産の月中平残 (又は100億円) C		
当月中の日々の振替限度額 [C × 10 / 100]		
当月中の毎日のその他の勘定との間の資金の振替額	その他の勘定からの資金の振替額の合計額	
	その他の勘定への資金の振替額の合計額	

(記入要領)

- 1 西暦により記入すること。
- 2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。
- 3 本報告書には、月中の毎日の終業時において特別国際金融取引勘定に経理されている資金の運用及び調達の状況を記入すること。
- 4 資産及び負債の記入にあたっては、デリバティブ取引を除くこと。

(日本産業規格 A 4)

	1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般政府 4. 中央銀行 5. その他		
	1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般政府 4. 中央銀行 5. その他		

- (記入要領)
- 1 西暦により記入すること。
 - 2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。
 - 3 円以外の通貨については円に換算の上、記入すること。
 - 4 債務者の所在国又は地域別、譲渡先の部門別に集計すること。
 - 5 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

(日本産業規格 A 4)

報告者の名称： _____

2 対居住者貸付債権の売買

(1) 対居住者貸付債権の非居住者への譲渡

(単位：億円)

債務者の部門 (該当分に○)	譲渡先の所在国又は地域	譲渡の対価	売買対象債権金額
1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般政府 4. 中央銀行 5. その他			
1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般政府 4. 中央銀行 5. その他			
1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般政府 4. 中央銀行 5. その他			
1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般政府 4. 中央銀行 5. その他			
1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般政府 4. 中央銀行 5. その他			
1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般政府 4. 中央銀行 5. その他			

(2) 対居住者貸付債権の非居住者からの譲渡

(単位：億円)

債務者の部門 (該当分に○)	譲渡先の所在国又は地域	譲渡の対価	売買対象債権金額
1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般政府 4. 中央銀行 5. その他			
1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般政府 4. 中央銀行 5. その他			
1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般政府 4. 中央銀行 5. その他			
1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般政府			

4. 中央銀行 5. その他			
1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般政府 4. 中央銀行 5. その他			
1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般政府 4. 中央銀行 5. その他			

- (記入要領) 1 西暦により記入すること。
 2 円以外の通貨については円に換算の上、記入すること。
 3 債務者の部門別、譲渡先又は譲受先の所在国又は地域別に集計すること。
 4 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

(日本産業規格 A 4)

別紙様式第二十九 (平23財令96・金改、令元財令9・令2財令88・一部改正)

根拠法規：外国為替の取引等の

報告に関する省令

主務官庁：財務省

外国通貨又は旅行小切手の売買に関する報告書

(年 月分)

財務大臣 殿
(日本銀行経由)

報告年月日： _____

報告者： _____

名称及び _____

代表者の氏名 _____

所在地 _____

責任者の氏名 _____

担当者の氏名 (電話番号) _____

(単位：千米ドル)

売却			買入れ		
件数	うち200万円相当額を超える取引件数	金額	件数	うち200万円相当額を超える取引件数	金額

- (記入要領)
- 西暦により記入すること。
 - 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授權された者の氏名を記入すること。
 - 銀行等を相手方として行った外国通貨又は旅行小切手の売却又は買入れ(居住者外貨預金勘定からの払出し又は同勘定への受入れを含む。以下同じ。)に係る計数については除くこと。
 - 「売却」欄には、外国通貨又は旅行小切手の売却件数、うち200万円相当額を超える取引件数及び売却金額を記入すること。
 - 「買入れ」欄には、外国通貨又は旅行小切手の買入れ件数、うち200万円相当額を超える取引件数及び買入れ金額を記入すること。
 - 米ドル以外の通貨については米ドルに換算の上、記入すること。なお、「うち200万円相当額を超える取引件数」欄の「200万円相当額」を算定するに当たっては、本省令第35条第2号の規定にかかわらず、外国通貨又は旅行小切手の売却又は買入れが行われた日における実勢外国為替相場を用いても差し支えない。
- (日本産業規格 A 4)

別紙様式第三十一 (平14財令43・全改、令元財令9・令2財令88・一部改正)

根拠法規：外国為替の取引等の
報告に関する省令

主務官庁：財 務 省

貸付けの実行等の状況に関する報告書

(年 月分)

財 務 大 臣 殿

(日本銀行経由)

該当分に○印 (数字は計表ID)

061	銀行勘定分
064	信託勘定分

計表ID (3桁)	
金融機関コード (5桁)	

報告年月日： _____
 報 告 者： _____
 名 称 及 び _____
 代表者の氏名 _____
 所 在 地 _____
 責任者の氏名 _____
 担当者の氏名 _____
 (電話番号) _____

1 本邦店の非居住者に対する貸付

(単位：億円)

		外国通貨建		本邦通貨建	
		実 行	回 収	実 行	回 収
対非居住者貸付 (本邦店名義)	0010				
	うち中長期	0030			

2 本邦店の対非居住者貸付債権の放棄の状況

(単位：億円)

債務者の所在国又は地域	中長期貸付		短期貸付	
	外国通貨建	本邦通貨建	外国通貨建	本邦通貨建

(記入要領)

- 1 西暦により記入すること。
- 2 「代表者の氏名」及び「所在地」欄については、記入を省略して差し支えない。
- 3 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。
- 4 本邦店の非居住者に対する貸付けの実行等の状況を対象とし、銀行勘定分、信託勘定分をそれぞれ別業に作成すること。
- 5 円以外の通貨については円に換算の上、記入すること。
- 6 「中長期貸付」欄には原契約期間が1年を超えるもの、「短期貸付」欄には1年以内のものを記入すること。
- 7 「放棄」欄には合意・取決めに基づくもの（直接償却分）のみを記入すること。

(日本産業規格 A 4)

別紙様式第三十二 (平14財令13・改、令18財令9・令2財令89・一部改正)

対外支払手段等の売買に関する報告書

(年 月～ 月分)

報告年月日： _____
報 告 者： _____

氏名又は名称

及び代表者の氏名

報告者の区分 (該当分に○) 1. 銀行 2. その他

住所又は所在地 _____

責任者の氏名 _____

担当者の氏名 (電話番号) _____

(単位：百万米ドル)

	米ドルを対価とする取引			円を対価とする取引 (米ドルを除く)				左記以外 の取引	全通貨計
	円	ユーロ	その他 通貨	ユーロ	英ポンド	スイス・ フラン	オースト リア・ ドル		
対銀行等取引分									
	ア ウ ト ラ イ ト								
	対銀行等取引分								
	ア ウ ト ラ イ ト								
ア ウ ト ラ イ ト	対銀行等取引分								
	ア ウ ト ラ イ ト								
	対銀行等取引分								
	ア ウ ト ラ イ ト								

ス	アローカー経由													
	本支店間取引													
ウ	その他													
	アローカー経由													
エ	本支店間取引													

(記入要領)

- 1 西暦により記入すること。
- 2 本報告書は、本邦店の四半期中に取引を締結した対外支払手段等の売買高の合計額を記入すること。
- 3 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授權された者の氏名を記入すること。
- 4 「アウトライト」とは特定受渡日の「売切り」又は「買切り」の取引をいい、「スワップ」とは受渡日が異なる同額通貨の「売り」と「買い」を同時にかつ交差的に行う取引（為替スワップ取引）及び一定の期間内に異なる通貨の想定元本又は金利を交換することを同時に約定する取引（通貨スワップ取引）をいう。「アウトライト」及び「為替スワップ取引」については当該取引に係る売却及び買入の対価額の合計額を記入し、「通貨スワップ取引」については当該取引の約定日における想定元本額の合計額を記入すること。
- 5 「対銀行等取引分」欄には、法第16条の2に規定する銀行等（本邦内本支店を除く。）及び外国にある銀行（本店又は支店を含む。）との取引高を記入すること。
- 6 「アローカー経由」欄には、外国為替アローカー（電子アローカーを含む。）を経由した取引高を内書すること。
- 7 「本支店間取引」欄には、外国にある本店又は支店との取引高を内書することとし、本邦内本支店間の取引高は記入しないこと。
- 8 「その他」欄には、顧客との取引及び銀行等又は外国にある銀行以外との銀行等間外国為替市場における取引等の取引高を記入すること。
- 9 ミドル以外の通貨についてはミドルに換算の上、記入すること。
- 10 本報告書は、外国通貨又は旅行小切手の売買を除いて記入すること。ただし、外国通貨又は旅行小切手の売買を除くことが困難な場合には、これを含めて記入して差し支えない。

(日本産業規格 A 4)

別紙様式第三十三 (平16財令81・金改、平19財令49・平27財令56・令元財令9・令2財令88、一部改正)

根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令
主務官庁：財務省

銀行等の非居住者等に対する国別債権債務に関する報告書

財務大臣殿

(日本銀行経由)

(年 月 月末現在)

報告年月日： _____
報告者： 名称及び代表者の氏名 _____
所在地 _____
責任者の氏名 _____
担当者の氏名 (電話番号) _____

短期債権
短期債務
中長期債権
中長期債務

(単位：百万米ドル)

国(地域)別	外 債						外 債						円 建	
	米ドル	英ポンド	スイスフラン	ユーロ	その他	計	米ドル	英ポンド	スイスフラン	ユーロ	その他	計	うち 非銀行	
ミャンマー														
中国														
香港														
インド														
インドネシア														
北朝鮮														
韓国														
ラオス														
マレーシア														
ネパール														
パキスタン														
フィリピン														
シンガポール														
スリランカ														
台湾														
タイ														
ベトナム														
その他														
アジア州計														

(記入要領) 1. 西暦により記入すること。
2. 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授權された者の 氏名を記入すること。
(日本産業規格 A 3)

	短期債権
	短期債務
	中長期債権
	中長期債務

報告者の名称： _____
 (単位：百万米ドル)

国(地域)別	外 貨 建						う ち 非 銀 行						円 建	
	米ドル	英ポンド	スイスフラン	ユーロ	その他	計	米ドル	英ポンド	スイスフラン	ユーロ	その他	計		うち 非銀行
アルゼンチン														
ボリビア														
ブラジル														
チリ														
コロンビア														
コスタリカ														
エクアドル														
メキシコ														
ニカラグア														
ペルー														
ウルグアイ														
ベネズエラ														
その他														
ラテンアメリカ計														
クウェート														
カタール														
サウジアラビア														
アラブ首長国連邦														
バーレーン														
イラン														
イラク														
リビア														
オマーン														
エジプト														
イスラエル														
ヨルダン														
レバノン														

(日本産業規格 A 3)

(2)

	短期債権
	短期債務
	中長期債権
	中長期債務

報告者の名称： _____ (単位：百万米ドル)

国(地域)別	外 貨 建							円 建						
								うち非銀行						
	米ドル	英ポンド	スイスフラン	ユーロ	その他	計	米ドル	英ポンド	スイスフラン	ユーロ	その他	計	うち非銀行	
シリア														
イエメン														
その他														
中近東計														
アルジェリア														
エチオピア														
ガボン														
コートジボワール														
ケニア														
モロッコ														
リベリア														
ナイジェリア														
ニジェール														
セネガル														
コンゴ民主共和国														
タンザニア														
南アフリカ														
ザンビア														
エスワティニ														
その他														
アフリカ州計														

(日本産業規格 A 3)

(3)

	短期債権
	短期債務
	中長期債権
	中長期債務

報告者の名称： _____

(単位：百万米ドル)

国(地域)別	外 貨 建						う ち 非 銀 行						円 建	
	米ドル	英ポンド	スイスフラン	ユーロ	その他	計	米ドル	英ポンド	スイスフラン	ユーロ	その他	計		うち 非銀行
ベルギー														
ルクセンブルク														
フランス														
ドイツ														
イタリア														
オランダ														
スウェーデン														
スイス(BISを含む)														
ガンジイ														
ジャージイ														
マン島														
英国														
オーストリア														
デンマーク														
アイルランド														
アイスランド														
スペイン														
ポルトガル														
フィンランド														
ノルウェー														
ギリシャ														
トルコ														
セルビア														
クロアチア														
スロベニア														
旧ユーゴスラビア														
その他														
西欧諸国計														

(日本産業規格 A 3)

(4)

	短期債権
	短期債務
	中長期債権
	中長期債務

報告者の名称： _____

(単位：百万米ドル)

国(地域)別	外 貨 建						う ち 非 銀 行						円 建	
	米ドル	英ポンド	スイスフラン	ユーロ	その他	計	米ドル	英ポンド	スイスフラン	ユーロ	その他	計		うち 非銀行
アルバニア														
ブルガリア														
チェコ														
スロバキア														
旧チェコ・スロバキア														
ハンガリー														
ポーランド														
ルーマニア														
エストニア														
ラトビア														
リトアニア														
アルメニア														
アゼルバイジャン														
ベラルーシ														
ジョージア														
カザフスタン														
キルギス														
モルドバ														
ロシア														
タジキスタン														
トルクメニスタン														
ウクライナ														
ウズベキスタン														
旧ソ連														
その他														
東欧諸国計														

(日本産業規格 A 3)

(5)

	短期債権
	短期債務
	中長期債権
	中長期債務

報告者の名称： _____

(単位：百万米ドル)

国(地域)別	外 貨 建						う ち 非 銀 行						円 建	
	米ドル	英ポンド	スイスフラン	ユーロ	その他	計	米ドル	英ポンド	スイスフラン	ユーロ	その他	計		うち 非銀行
カナダ														
米国														
バハマ														
バミューダ諸島														
ケイマン諸島														
キューバ														
ジャマイカ														
マルアンチル														
パナマ														
トリニダード・トバゴ														
その他														
カリブ海諸国計														
オーストラリア														
ニュージーランド														
パプアニューギニア														
フィジー														
その他														
大洋州計														
国際機関計														
その他														
対非居住者合計														
うち														
外国中央銀行														
・公的通貨当局														
対居住者														

(日本産業規格 A 3)

(6)

(裏面)

(記入要領)

- 1 本報告書は、特別国際金融取引協定承認銀行等の本邦店の非居住者及び居住者に対する債権及び債務を対象とし、下記に従い作成すること。
 - (1) 報告に当たっては外国通貨計、米ドル、英ポンド、スイス・フラン、ユーロ、その他外国通貨及び円建に区分すること。ユーロ参加国通貨建の債権、債務がある場合には、「ユーロ」欄に含めて記入すること。なお、それぞれについて「非銀行」に対する分を内書すること。
 - (2) 債権債務ともに短期及び中長期に区分し、短期は原契約期間が1年以内のものを、中長期は同1年を超えるものを記入すること。
- 2 (1) 外貨建債権債務の各合計額は、本省令別紙様式第二十六「資産負債状況報告書(外貨建本邦店分)」の残高、対非居住者及びうち中長期の各合計額に一致させること。
 - (2) 円建債権債務の各合計額は、本省令別紙様式第二十六「資産負債状況報告書(円建本邦店分)」の残高、対非居住者及びうち中長期の各合計額に一致させること。
 - (3) 非居住者に対する債権債務の各合計額のうち「外国中央銀行及び公的通貨当局」に対する分を内書すること。
- 3 本報告書様式に記載されていない国に対する残高がある場合には当該国の属する地域の「その他」の欄に一括してその合計を記入すること。
- 4 報告単位は百万米ドル単位(小数第一位まで記入、第一位未満四捨五入)とし、米ドル以外の通貨については米ドルに換算の上、記入すること。

別紙様式第三十四 (平15財令61・金改、平19財令49・平27財令56・令元財令9・令2財令88、一部改正)

根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令
主務官庁：財務省

国別対外債権残高報告書 (1/2)
(年 月 月末現在)

財務大臣 殿
(日本銀行経由)

報告年月日： _____

報告者：名称及び代表者の氏名 _____

所在地 _____

責任者の氏名 _____

担当者の氏名 (電話番号) _____

ID	データ・ 入力区分	計表ID	金融機関 コード (5桁)	支店・現法 コード (5桁)	時期 (6桁)		システム コード (1桁)
					年(西暦)	月	
25	D1						0

(1) 合計 (連結ベース)

(単位：百万米ドル)

国(地域)別	コード	日本銀行 使用欄	債 権 残 高																			
			短 期				中 長 期															
			貸付金	その他	うち 資金放出	計	貸付金	その他	うち 資金放出	有価証券 (うち円建)	計	残 存 期 間 別 区 分										
1年以内	1年超 2年以内	2年超										分類不能										
ミャンマー	122																					
中国	105																					
香港	108																					
インド	123																					
インドネシア	118																					
北朝鮮	104																					
韓国	103																					
ラオス	121																					
マレーシア	113																					
ネパール	131																					
パキスタン	124																					
フィリピン	117																					
シンガポール	112																					
スリランカ	125																					
台湾	106																					
タイ	111																					
ベトナム	110																					
その他	700																					
アジア州計	008																					
アルゼンチン	413																					
ボリビア	408																					
ブラジル	410																					
チリ	409																					

(日本産業規格 B4)

1/2 (1)

国別対外債権残高報告書 (1/2)
(年 月末現在)

ID	データ・ 入力区分	計表ID	金融機関 コード (5桁)	支店・現法 コード (5桁)	時期 (6桁)		システム コード (1桁)
					年(西暦)	月	
25	D1						0

(1) 合計 (連結ベース)

(単位：百万米ドル)

国(地域)別	コード	日本銀行 使用欄	債 権 残 高												
			短 期				中 期				長 期				
			貸付金	その他	うち 貸付金	計	貸付金	その他	うち 貸付金	有価証券 (うち円建)	計	残 存 期 間 別 区 分			
												1年以内	1年超 2年以内	2年超	分類不能
コロンビア	401														
コスタリカ	311														
エクアドル	406														
メキシコ	305														
ニカラグア	310														
ペルー	407														
ウルグアイ	412														
ベネズエラ	402														
その他	725														
ラテンアメリカ計	015														
クウェート	138														
カタール	140														
サウジアラビア	137														
アラブ首長国連邦	147														
バーレーン	135														
イラン	133														
イラク	134														
リビア	305														
オマーン	141														
エジプト	306														
イスラエル	143														
ヨルダン	144														
レバノン	146														

(日本産業規格 B 4)

1/2 (2)

国別対外債権残高報告書 (1/2)
(年 月末現在)

ID	データ・ 入力区分	計表ID	金融機関 コード (5桁)	支店・現法 コード (5桁)	時期 (6桁)		システム コード (1桁)
					年(西暦)	月	
25	D1						0

(1) 合計 (連結ベース)

(単位: 百万米ドル)

国(地域)別	コード	日本銀行 使用欄	債 権 残 高																			
			短 期				中 期				長 期											
			貸付金	その他	うち 貸付金	計	貸付金	その他	うち 貸付金	有価証券 (うち円建)	計	残 存 期 間 別 区 分										
												1年以内	1年超 2年以内	2年超	分類不能							
シリア	145																					
イエメン	149																					
その他	705																					
中近東計	005																					
アルジェリア	503																					
エチオピア	508																					
ガボン	531																					
コートジボワール	516																					
ケニア	541																					
モロッコ	501																					
リベリア	515																					
ナイジェリア	524																					
ニジェール	525																					
セネガル	510																					
コンゴ民主共和国	533																					
タンザニア	543																					
南アフリカ	551																					
ザンビア	554																					
エスワティニ	556																					
その他	730																					
アフリカ州計	006																					
ベルギー	208																					
ルクセンブルク	209																					

(日本産業規格 B 4)

1/2 (3)

国別対外債権残高報告書 (1/2)
 (年 月末日現在)

ID	データ・ 入力区分	計表ID	金融機関 (5桁)	支店・現法 号 (5桁)	時期 (6桁)		システ ム (1桁)
					年(西暦)	月	
25	D1						0

(1) 合計 (連結ベース)

(単位：百万米ドル)

国(地域)別	コード	日本銀行 使用欄	債 権 残 高																			
			短 期				中 期				長 期											
			貸付金	その他	うち 貸付金放出	計	貸付金	その他	うち 貸付金放出	有価証券 (うち円建)	計	残 存 期 間 別 区 分										
												1年以内	1年超 2年以内	2年超	分類不能							
フランス	210																					
ドイツ	213																					
イタリア	220																					
オランダ	207																					
スウェーデン	203																					
スイス(BISを 含む)	215																					
ガーンジー	041																					
ジャージー	043																					
マン島	060																					
英国	205																					
オーストリア	225																					
デンマーク	204																					
アイルランド	206																					
アイスランド	201																					
スペイン	218																					
ポルトガル	217																					
フィンランド	222																					
ノルウェー	202																					
ギリシャ	230																					
トルコ	224																					
セルビア	711																					
クロアチア	241																					
スロベニア	242																					

(日本産業規格 B 4)

1/2 (4)

国別対外債権残高報告書 (1/2)
 (年 月末日現在)

ID	データ・ 入力区分	計表ID	金融機関 (5桁)	支店・現法 号 (5桁)	時期 (6桁)		システム 号 (1桁)
					年(西暦)	月	
25	D1						0

(1) 合計 (連結ベース)

(単位：百万米ドル)

国(地域)別	コード	日本銀行 使用欄	債 権 残 高																			
			短 期				中 期				長 期											
			貸付金	その他	うち 貸付金	計	貸付金	その他	うち 貸付金	有価証券 (うち円建)	計	残 存 期 間 別 区 分										
												1年以内	1年超 2年以内	2年超	分類不能							
旧ユーゴスラビア	712																					
その他	710																					
西 欧 諸 国 計	003																					
アルバニア	229																					
ブルガリア	232																					
チエコ	245																					
スロバキア	246																					
旧チェコ・スロバ キア	716																					
ハンガリー	227																					
ポーランド	223																					
ルーマニア	231																					
エストニア	235																					
ラトビア	236																					
リトアニア	237																					
アルメニア	151																					
アゼルバイジ ン	150																					
ベラルーシ	239																					
ジョージア	157																					
カザフスタン	153																					
キルギス	154																					
モルドバ	240																					
ロシア	224																					
タジキスタン	155																					

(日本産業規格 B 4)

1/2 (5)

国別対外債権残高報告書 (1/2)
 (年 月末日現在)

ID	データ・ 入力区分	計表ID	金融機関 (5桁)	支店・現法 (5桁)	時期(6桁)		システム コード (1桁)
					年(西暦)	月	
25	D1						0

(1) 合計 (連結ベース)

(単位：百万米ドル)

国(地域)別	コード	日本銀行 使用欄	債 権 残 高																			
			短 期				中 期				長 期											
			貸付金	その他	うち 貸付金放出	計	貸付金	その他	うち 貸付金放出	有価証券 (うち円建)	計	残 存 期 間 別 区 分										
												1年以内	1年超 2年以内	2年超	分類不能							
トルクメニスタン	156																					
ウクライナ	238																					
ウズベキスタン	152																					
田 土 連	717																					
そ の 他	715																					
東 欧 諸 国 計	004																					
カ ナ ダ	302																					
米 国	304																					
バ ハ マ	315																					
バミューダ諸島	314																					
ケイマン諸島	328																					
キューバ	321																					
ジャマイカ	316																					
英領アンチル	326																					
パ ナ マ	312																					
トリニダード・ト バゴ	320																					
そ の 他	720																					
カリブ海諸国計	014																					
オーストラリア	601																					
ニュージーランド	606																					
バブアニューギニア	602																					
フィジー	612																					
そ の 他	735																					

(日本産業規格 B 4)

1/2 (6)

国別対外債権残高報告書 (1/2)
(年 月末現在)

ID	データ・ 入力区分	計表ID	金融機関 コード (5桁)	支店・現法 コード (5桁)	時期 (6桁)		システ ム コード (1桁)
					年(西暦)	月	
25	D1						0

(1) 合計 (連結ベース)

(単位：百万米ドル)

国(地域)別	コード	日本銀行 使用欄	債 権 残 高														
			短 期				中 期				長 期						
			貸付金	その他	うち 資金放出	計	貸付金	その他	うち 資金放出	有価証券 (うち円建)	計	残 存 期 間 別 区 分					
												1年以内	1年超 2年以内	2年超	分類不能		
大 洋 州 計	007																
アジア開発銀行	757																
欧州投資銀行	755																
米州開発銀行	754																
中米経済統合銀行	761																
アフリカ開発銀行	758																
国際復興開発銀行	751																
欧州鉄道金融公社	827																
北欧投資銀行	756																
欧州評議会議民基金	826																
欧州連合	821																
そ の 他	740																
国 際 機 関 計	009																
日 本	100																
合 計	000																

(日本産業規格 B 4)

1/2 (7)

別紙様式第三十四

根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令
主務官庁：財務省

国別内外債権残高報告書(2/2)
(年 月末現在)

財務大臣殿
(日本銀行経由)

報告年月日： _____

報告者 名称及び代表者の氏名 _____

所在地 _____

責任者の氏名 _____

担当者の氏名(電話番号) _____

ID	サービス区分	計表ID	金融機関コード(5桁)	支店・理法コード(5桁)	時期(6桁)		システムコード(1桁)
					年(西暦)	月	
26	D1						0

(1) 合計 (連結ベース)

(単位：百万米ドル)

国(地域)別	コード	債		権		残		高		(現地通貨建現地向け残高)			
		貸付金	その他	計	うち 対公的機関	うち 民間金融機関	本 店 区 分	支 店 区 分	在 所 在	債	権	債	務
ミヤンマー	122												
中 国	105												
香 港	108												
イ ン ド	123												

インドネシア	118																			
北朝鮮	104																			
韓国	108																			
ラオス	121																			
マレーシア	113																			
ネパール	131																			
パキスタン	124																			
フィリピン	117																			
シンガポール	112																			
スリランカ	125																			
台湾	106																			
タイ	111																			
ベトナム	110																			
その他の	700																			
アジア州計	008																			
アルゼンチン	413																			
ボリビア	408																			
ブラジル	410																			
チリ	409																			

(日本産業規格 B 4)

ラテンアメリカ計	015																			
クウェート	138																			
カタール	140																			
サウジアラビア	137																			
アラブ首長国連邦	147																			
バーレーン	135																			
イラン	133																			
イラク	134																			
リビア	505																			
オマーン	141																			
エジプト	506																			
イスラエル	143																			
ヨルダン	144																			
レバノン	146																			

(日本産業規格B4)

国別対外債権残高報告書 (2/2)
(年 月末現在)

ID	データ・入力区分	計表ID	金融機関コード (5桁)	支店・現法コード (5桁)	時期 (6桁)		システムコード (1桁)
					年(西暦)	月	
26	D 1						0

(1) 合計 (連結ベース)

(単位：百万米ドル)

国 (地域) 別	コード	債 権		残 高		高		債 権 債 務		
		貸 付 金	そ の 他	計	うち 公的機関	うち 民間金融機関	他行の支店に対する債権		債 権	債 務
							本 店 区 分	支 店 所 在 地 区 分		
シ	リ	145								
イ	エ	149								
そ	の	705								
中	近 東 計	005								
ア	ル	503								
エ	チ	538								
ガ	ボ	531								
コ	ート	516								
ケ	ニ	541								

モロツコ	501																			
リベリア	515																			
ナイジェリア	524																			
ニジェール	525																			
セネガル	510																			
コンゴ民主共和国	538																			
タンザニア	543																			
南アフリカ	551																			
ザンビア	554																			
エスワチニ	556																			
その他の	730																			
アフリカ州計	006																			
ベルギー	208																			
ルクセンブルク	209																			

(日本産業規格B4)

オーストリア	225																			
デンマーク	204																			
フィンランド	206																			
フランス	201																			
スウェーデン	218																			
ポルトガル	217																			
ドイツ	222																			
ノルウェー	202																			
ギリシヤ	230																			
トルコ	234																			
セルビア・モンテネグロ	711																			
クロアチア	241																			
スロベニア	242																			

(日本産業規格 B 4)

ネーランド	223																				
ルーマニア	231																				
エストニア	235																				
ラトビア	236																				
リトアニア	237																				
ブルメニア	151																				
アゼルバイジャン	150																				
ベラルーシ	239																				
ジョージア	157																				
カザフスタン	153																				
キルギス	154																				
モルドバ	240																				
ロシア	224																				
タジキスタン	155																				

(日本産業規格 B 4)

国別対外債権残高報告書 (2/2)
 (年 月末日現在)

ID	データ・入力区分	計表ID	金融機関コード (5桁)	支店・現法コード (5桁)	時期 (6桁)		システムコード (1桁)
					年(西暦)	月	
26	D 1						0

(1) 合計 (連結ベース)

(単位：百万米ドル)

国 (地域) 別	コード	債 権		残 高		債 権 債 務	
		貸 付 金	そ の 他	計	他行の支店に対する債権		(現地通貨建現地向け残高)
					うち 公的機関	うち 民間金融機関	
	トルクメニスタン	156					
	ウクライナ	238					
	ウズベキスタン	152					
旧ソ連	717						
その他の	715						
東欧諸国計	004						
カナダ	302						
米国	304						
パハ	315						

バミューダ諸島	314																			
ケイマン諸島	328																			
キューバ	321																			
ジャマイカ	316																			
南領アンチル	326																			
パナマ	312																			
トリニダード・トバゴ	320																			
その他の	720																			
カリブ海諸国計	014																			
オーストラリア	601																			
ニュージージーランド	606																			
パプアニューギニア	602																			
フィジー	612																			
その他の	735																			

(日本産業規格 B 4)

国際復興開発銀行	751																		
欧州鉄道金融公社	827																		
北欧投資銀行	756																		
欧州評議会民生基金	826																		
欧州連合	821																		
その他の	740																		
国際機関計	009																		
日本	100																		
合計	000																		

(日本産業規格 B 4)

別紙様式第三十四

根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令
主務官庁：財務省

国別対外債権残高報告書
(年 月末日現在)

財務大臣殿
(日本銀行経由)

報告年月日： _____

報告者 名称及び代表者の氏名 _____

所在地 _____

責任者の氏名 _____

担当者の氏名 (電話番号) _____

ID	データ・入力区分	計表ID	金融機関コード (5桁)	支店・理法コード (5桁)	時期 (6桁)		システムコード (1桁)
					年(西暦)	月	
26	D 1						0

(2) 合計 全対象与信 (クロスボーダー与信及び現地向け与信) 合算ベース、連結ベース、最終リスケベース

(単位：百万米ドル)

国 (地域) 別	コード	債 権 残 高			対外債権与信 関連与信	支払 勘定	未実行 残高
		合 計		うち 現 地 向 け			
		うち 対公的機関	うち 民間金融機関				
ミ ヤ ン マ ー	122						
中 国	105						
香 港	108						
イ ン ド ネ シア	123						
イ ン ド ネ シア	118						
北 朝 鮮	104						

韓 国	103							
ラオス	121							
マレーシア	113							
ネパール	131							
パキスタン	124							
フィリピン	117							
シンガポール	112							
スリランカ	125							
台湾	106							
タイ	111							
ベトナム	110							
その他	700							
アジア州計	008							
オセアニア州計	413							
ボリビア	408							
ブラジル	410							
チリ	409							

(日本産業規格B4)

国別対外債権残高報告書
(年 月末日現在)

ID	データ・入力区分	計表ID	金融機関コード (5桁)	支店・現地下 コード (5桁)	時期 (6桁)		システム コード (1桁)
					年(西暦)	月	
26	D1						0

(2) 合計 金対券与信 (クロスボーダー与信及び現地向け与信) 合算ベース、連結ベース、最終リスクベース

(単位：百万米ドル)

国 (地域) 別	コード	債権残高			対外債権 与信	未償還 借入金	未償還 借入金
		合計		現地向け			
		対公的機関	民間金融機関				
コロンビア	401						
コスタリカ	311						
エクアドル	406						
メキシコ	305						
ニカラグア	310						
ペルー	407						
ウルグアイ	412						
ベネズエラ	402						
その他の	725						
ラテンアメリカ計	015						

ク	ウ	エ	ー	ト	138													
カ	タ	ー	ル		140													
サ	ウ	ジ	ア	ラ	ビ	ア	137											
ア	ラ	ノ	首	長	国	進	邦	147										
バ	ー	レ	ー	ン	135													
イ	ラ	ン			133													
イ	ラ	ク			134													
リ	ビ	ア			505													
オ	ー	ン			141													
エ	ジ	ノ	ト		506													
イ	ヌ	ラ	エ	ル	143													
ヨ	ル	ダ	ン		144													
レ	バ	ン			146													

(日本産業規格 B 4)

国別対外債権残高報告書
(年 月末日現在)

ID	データ・入力区分	計表ID	金融機関コード (5桁)	支店・現地 コード (5桁)	時期 (6桁)		システム コード (1桁)
					年(西暦)	月	
26	D 1						0

(2) 合計 全対象与信 (クロスボーダー与信及び現地向け与信) 合算ベース、連結ベース、最終リスクベース

(単位：百万米ドル)

国 (地域) 別	コード	債 権 残 高			与信 連関	支払 承諾	未実行 残高
		合 計		現 地 向 け			
		計	計				
		計	計	計			
シ リ ア	145						
イ エ メ ソ	149						
そ の 他	705						
中 近 東 計	005						
ア ル ジ エ リ ア	508						
エ チ オ ピ ア	538						
ガ ボ ン	531						
コ ート ジ ボ ワ ール	516						
ケ ニ ア	541						
モ ロ コ	501						

リベリア	515								
ナイジェリア	524								
ニジェール	525								
セネガル	510								
コンゴ民主共和国	533								
タンザニア	543								
南アフリカ	551								
ザンビア	554								
エスワチニ	556								
その他の	730								
アフリカ州計	006								
ベルギー	208								
ルクセンブルク	209								

(日本産業規格 B 4)

国別対外債権残高報告書
(年 月末日現在)

ID	データ・入力区分	計表ID	金融機関コード (5桁)	支店・現簿 コード (5桁)	時期 (6桁)		システマ コード (1桁)
					年(西暦)	月	
26	D 1						0

(2) 合計 全対象与信 (クロスボーダー与信及び現地向け与信) 合算ベース、連結ベース、最終リスクベース

(単位：百万米ドル)

国 (地 域)	別 号	コード	債 権 残 高			与信 連関	未 実行 残高
			合 計		うち 現地 向 け		
			うち 対公的機関	うち 民間金融機関			
			計				
フランス		210					
ドイツ		213					
イタリア		220					
オランダ		207					
スウェーデン		208					
スイス (BISを含む)		215					
ジャージー		041					
ジャージー		043					
マ ン 島		060					
英 国		205					

オーストリア	225								
デนมาร์ク	204								
フィンランド	206								
フランス	201								
スウェーデン	218								
ポルトガル	217								
ドイツ	222								
ノルウェー	202								
ギリシヤ	230								
トルコ	234								
セルビア・モンテネグロ	711								
クロアチア	241								
スロベニア	242								

(日本産業規格 B 4)

国別対外債権残高報告書
(年 月末日現在)

ID	データ・入力区分	計表ID	金融機関コード (5桁)	支店・現法 コード (5桁)	時期 (6桁)		システ ム コード (1桁)
					年(西暦)	月	
26	D1						0

(2) 合計 金対券与信 (クロスボーダー与信及の現地向け与信) 合算ベース、連結ベース、最終リスケベース

(単位：百万米ドル)

国 (地 域) 別	コード	債 権 残 高			リ バ ン ク 与 信 関 連	支 払 定 額 残 高	コ ミ ッ ト 行 上 残 高
		合 計		うち 現 地 向 け			
		うち 対 公 的 機 関	うち 民 間 金 融 機 関				
旧ユーラシア	712						
その他の	710						
西 欧 諸 国 計	003						
ア ル バ ニ ア	229						
ブ ル ガ リ ア	232						
チ ェ コ	245						
ス ロ バ キ ア	246						
旧チエコ・スロバキ ア	716						
ハンガリー	227						

キ	ラ	ソ	ド	223															
ル	ー	マ	ニ	ア	231														
エ	ヌ	ト	ニ	ア	235														
ラ	ト	ビ	ア	236															
リ	ト	ア	ニ	ア	237														
ア	ル	メ	ニ	ア	151														
ア	ゼ	ル	バ	イ	ジ	ヤ	ン	150											
ベ	ラ	ル	ー	シ	239														
ジ	ョ	ー	ジ	ア	157														
カ	ザ	フ	ス	タ	ン	153													
キ	ル	ギ	ス	154															
モ	ル	ド	バ	240															
ロ	シ	ア	224																
タ	ジ	キ	ス	タ	ン	155													

(日本産業規格 B 4)

国別対外債権残高報告書
(年 月末日現在)

ID	区分	計表 ID	金融機関コード (5桁)	支店・現法 コード (5桁)	時期 (6桁)		システ ム コード (1桁)
					年(西暦)	月	
26	D 1						0

(2) 合計 全対象与信 (クロスボーダー与信及び現地向け与信) 合算ベース、連結ベース、最終リスクベース

(単位：百万米ドル)

国 (地 域) 別	コード	債 権 残 高			与信 残高	未 済 高
		合 計		現 地 向 け		
		公 的 機 関	民 間 金 融 機 関			
トルクメニスタン	156					
ウクライナ	238					
ウズベキスタン	152					
旧ソ連	717					
その他の	715					
東欧諸国計	004					
カナダ	302					
米国	304					
バハマ	315					
パシフィック諸島	314					

ケイマン諸島	328								
キューバ	321								
ジャマイカ	316								
蘭領アソチル	326								
パナマ	312								
トリニダード・トバゴ	320								
その他の	720								
カリブ海諸国計	014								
オーストラリア	601								
ニュージーランド	606								
パプアニューギニア	602								
フィジー	612								
その他の	735								

(日本産業規格B4)

国別対外債権残高報告書
(年 月末日現在)

ID	データ・入力区分	計表ID	金融機関コード (5桁)	支店・現住所 (5桁)	時期 (6桁)		システマコード (1桁)
					年(西暦)	月	
27	D 1						0

(2) 合計 金対券与信 (クロスボーダー与信及び現地向け与信) 合算ベース、連結ベース、最終リスクベース

(単位：百万米ドル)

国 (地域) 別	コード	債 権 残 高			対外債権与信	未実行残高
		合 計		うち 現地 向 け		
		うち 対公的機関	うち 民間金融機関			
大 洋 州 計	007					
アジア 開発銀行	757					
欧州 投資 銀行	755					
米 州 開 発 銀行	754					
中米経済統合銀行	761					
アフリカ開発銀行	758					
国際復興開発銀行	751					

欧州鉄道金融公社	827																			
北欧投資銀行	756																			
欧州評議会民生基金	826																			
欧州連合	821																			
その他の	740																			
国際機関計	009																			
日本	100																			
合計	000																			

(日本産業規格 B 4)

(裏面)

(記入要領)

- 1 西暦により記入すること。
- 2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。
- 3 本報告書は、次に掲げる区分に従い作成すること。

(1) 債権残高

① 合計・連結ベース

下記イ、ロ、ハの残高を連結ベース（本支店と海外現地法人間及び海外現地法人相互間の債権・債務（出資金を含む。）を相殺）により合計した残高。但し国別の分類は、与信先の国籍によること。

イ 本邦店

・円建・外貨建対非居住者債権残高（本支店勘定を除く。）

・対居住者債権残高のうち最終リスクが非居住者に帰するもの

ロ 海外店

・全通貨建債権残高（本支店勘定及び現地通貨建現地向け残高を除く。）

ハ 海外現地法人分

・全通貨建債権残高（現地通貨建現地向け残高を除く。）

② 合計・全対象与信（クロスボーダー与信及び現地向け与信）合算ベース、連結ベース、最終リスクベース

上記①のイ、ロ、ハに加え、現地通貨建て現地向け与信も加えた全対象与信を、連結ベース（本支店と海外現地法人間及び海外現地法人相互間の債権・債務（出資金を含む。）を相殺）により合計した残高。但し国別の分類は与信の最終リスクが所在する国によること。

(2) 支払承諾勘定残高

当該国のため確認するL/C及び債務保証等の残高

(3) コミット済未実行残高

中長期貸付（原契約期間が1年を超えるもの）について、コミット済であるが、未実行となっている残高。

(4) 現地通貨建現地向け債権債務残高

邦銀の海外店及び海外現地法人の現地通貨建現地向け取引については「現地通貨建現地向け残高」の「債権」欄に外書記入（債権・債務の各残高に含めない。）とすること。

(5) デリバティブ関連与信

デリバティブを時価評価した際の評価益の残高。但し法的に有効なネットインゴ契約に基づく取引についてはこれを勘案すること。

4 債権残高について、短期（原契約期間が1年以内のもの）及び中長期（同1年を超えるもの）に区分し、さらに中長期については残存期間別に分類すること。なお、「分類不能分」区分には、商品勘定で保有している有価証券並びに直接投資及び株式など期間の定めのないものを記入すること。

5 本報告書様式に記載されていない国に対する残高がある場合には、当該国の属する地域の「その他」の欄に一括してその合計額を記入すること。

6 報告単位は、全て百万米ドル単位（小数第一位まで記入、第一位未満四捨五入）とし、米ドル以外の通貨については米ドルに換算の上、記入すること。

別紙様式第三十六 (平成財令96・金融、令和財令9・令2財令88・一部改正)

根拠法規：外国為替の取引等の
報告に関する省令
主務官庁：財務省

外貨証券に対する投資残高に関する報告書

報告年月日： _____

財務大臣殿
(日本銀行経由)

報告者： _____

名称及び _____

代表者の氏名 _____

報告者の区分 _____

所在地 _____
責任者の氏名 _____
担当者の氏名 _____

勘定区分 (該当分に○)

銀行勘定分	
信託勘定分	

1 自己分

(1) 非居住者発行証券 (_____ 年末現在)

(単位：億円、百万通貨単位)

所在国 又は地域	通貨	株式	投資信託に 係る株式及 ひ受託証券	中長期債券		新株予約 権等	短期証券	譲渡性預金証券			その他	
				国債・公債	事業債			短期	中期	短期	中期	短期

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(記入要領) 1 西暦により記入すること。本報告書は、毎年12月末現在における約定済み外貨証券の保有残高が対象(保護預り

分)に関して、約定済みペーシの把握が困難な場合は、受渡し済みペーシで記入して差し支えない。)

2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。

3 信託業務を兼営する銀行等においては、銀行勘定分と信託勘定分をそれぞれ別業に作成し「勘定区分」欄の該当分に○印を記入すること。

4 「所在国又は地域」欄には証券の発行体である非居住者の所在国又は地域を記入し、「通貨」欄には当該証券の券面通貨を記入すること。

5 計数記入欄の上段には、原則として時価を記入すること(時価が不明である場合は、簿価等により記入して差し支えない。)、下段には、額面金額を記入すること(券面通貨が円の場合は億円、その他の通貨は百万通貨単位。ただし、「株式」、「投資信託に係る株式及び受益証券」及び「新株予約権等」欄は下段の記入を要しない。)

6 「中長期」は発行時の満期が1年を超えるもの、「短期」は1年以内のものとする。

7 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次業として報告すること。

(日本産業規格 A 4)

報告者の名称： _____

1 自己分

(2) 居住者発行証券 (年末現在)

(単位：億円、百万通貨単位)

発行者の 部門別 類	通 貨	株 式	投資信託に 係る株式及 ひ受益証券	中長期債券		新株予約 権等	短期証券	譲渡性預金証書		コマーシャル・ペー パー		そ の 他	
				国債・公債	事業債			短 期	中 長 期	短 期	中 長 期	短 期	中 長 期
銀行													
その他 金融機関													
一般政府													
その他													

- (記入要領)
- 1 西暦により記入すること。本報告書は、毎年12月末現在における約定済み外貨証券の保有残高が対象 (保護預り分に関して、約定済みベースの把握が困難な場合は、受渡し済みベースで記入して差し支えない。)
 - 2 「通貨」欄には当該証券の券面通貨を記入すること。
 - 3 計数記入欄の上段には、原則として時価を記入すること (時価が不明である場合は、簿価等により記入して差し支えない。)とし、下段には、額面金額を記入すること (券面通貨が円の場合は億円、その他の通貨は百万通貨単

位。ただし、「株式」、「投資信託に係る株式及び受益証券」及び「新株予約権等」欄は下段の記入を要しない。

- 4 「中長期」は発行時の満期が1年を超えるもの、「短期」は1年以内のものとする。
- 5 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

(日本産業規格 A 4)

報告者の名称： _____

2 国内寄託分

[銀行等 (該当分に〇) 金融商品取引業者 その他]

(1) 非居住者発行証券 (年未現在) (単位: 億円、百万通貨単位)

所在国 又は地域	通貨	株式 投資信託に 係る株式及び 受益証券	中長期債券		新株予約 権等	短期証券	譲渡性預金証券			コインシヤル・ペー			その他		
			国債・公債	事業債			短期	中長期	短期	中長期	短期	中長期			

- (記入要領) 1 西暦により記入すること。本報告書は、毎年12月末現在における約定済み外貨証券の保有残高が対象 (保護預り分に関して、約定済みベースの把握が困難な場合は、受渡し済みベースで記入して差し支えない。)
- 2 寄託先により、銀行等 (法第16条の2に定める「銀行等」をいう。)、金融商品取引業者及びその他に区分し、それぞれ別業で作成すること。
- 3 「所在国又は地域」欄には証券の発行体である非居住者の所在国又は地域を記入し、「通貨」欄には当該証券の

券面通貨を記入すること。

- 4 計数記入欄の上段には、原則として時価を記入すること（時価が不明である場合は、簿価等により記入して差し支えない。）とし、下段には、額面金額を記入すること（券面通貨が円の場合は億円、その他の通貨は百万通貨単位。ただし、「株式」、「投資信託に係る株式及び受益証券」及び「新株予約権等」欄は下段の記入を要しない。）。
- 5 「中長期」は発行時の満期が1年を超えるもの、「短期」は1年以内のものとする。
- 6 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次業として報告すること。

（日本産業規格 A 4）

報告者の名称： _____

2 国内寄託分

[銀行等 (該当分に〇) 金融商品取引業者 その他]

(2) 居住者発行証券 (年未現在) (単位：億円、百万通貨単位)

発行者の 別類	通 貨	株 式	投資信託に 係る株式及 び受益証券	中長期債券		新株予約 権等	短期証券	譲渡性預金証書		コマーシャル・ペー パー		そ の 他	
				国債・公債	事業債			短 期	中 長 期	短 期	中 長 期	短 期	中 長 期
銀行													
その他 金融機関													
一般政府													
その他													

(記入要領) 1 西暦により記入すること。本報告書は、毎年12月末現在における約定済み外貨証券の保有残高が対象 (保護預り分に関して、約定済みベースの把握が困難な場合は、受渡し済みベースで記入して差し支えない。)
2 寄託先により、銀行等 (法第16条の2に定める「銀行等」をいう。)、金融商品取引業者及びその他に区分し、それぞれ別業で作成すること。

- 3 「通貨」欄には当該証券の券面通貨を記入すること。
- 4 計数記入欄の上段には、原則として時価を記入すること（時価が不明である場合は、簿価等により記入して差し支えない。）とし、下段には、額面金額を記入すること（券面通貨が円の場合は億円、その他の通貨は百万通貨単位。ただし、「株式」、「投資信託に係る株式及び受益証券」及び「新株予約権等」欄は下段の記入を要しない。）。
- 5 「中長期」は発行時の満期が1年を超えるもの、「短期」は1年以内のものとする。
- 6 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次業として報告すること。

（日本産業規格 A 4）

3 保護預り分

報告者の名称: _____

[(該当分に○) 銀行 その他金融機関 一般政府 中央銀行 その他]

(1) 非居住者発行証券 (年末現在) (単位: 億円、百万通貨単位)

所在地	国	通貨	株式	投資信託に 係る株式及び 受益証券	中長期債券		新株予約 権等	短期証券	譲渡性預金証書		コマーシャル・ペーパー		その他	
					国債・公債	事業債			短期	中長期	短期	中長期	短期	中長期

- (記入要領)
- 1 西暦により記入すること。本報告書は、毎年12月末現在における約定済み外貨証券の保有残高が対象(保護預り分)に関して、約定済みベースの把握が困難な場合は、受渡し済みベースで記入して差し支えない。
 - 2 寄託者により、銀行、その他金融機関、一般政府、中央銀行及びその他に区分し、それぞれ別業で作成すること。
 - 3 「所在国又は地域」欄には証券の発行体である非居住者の所在国又は地域を記入し、「通貨」欄には当該証券の券面通貨を記入すること。
 - 4 計数記入欄の上段には、原則として時価を記入すること(時価が不明である場合は、簿価等により記入して差し支えない。)とし、下段には、額面金額を記入すること(券面通貨が円の場合は億円、その他の通貨は百万通貨単位。ただし、「株式」、「投資信託に係る株式及び受益証券」及び「新株予約権等」欄は下段の記入を要しない。)
 - 5 「中長期」は発行時の満期が1年を超えるもの、「短期」は1年以内のものとする。
 - 6 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次業として報告すること。
- (日本産業規格 A 4)

報告者の名称： _____

3 保護預り分

[銀行 其他金融機関 (該当分は○) 一般政府 中央銀行 その他]

(2) 居住者発行証券 (年末現在) (単位：億円、百万通貨単位)

発行者の別類	通 貨 株 式	投資信託に 係る株式及 ひ受益証券	中長期債券		新株予約 権等	短期証券	譲渡性預金証書			コモディティ・ペー		そ の 他	
			国債・公債	事業債			短 期	中 長 期	短 期	中 長 期	短 期	中 長 期	
銀行													
其他 金融機関													
一般政府													
その他													

(記入要領) 1 西暦により記入すること。本報告書は、毎年12月末現在における約定済み外貨証券の保有残高が対象(保護預り分)に関して、約定済みベースの把握が困難な場合は、受渡し済みベースで記入して差し支えない。

2 寄託者により、銀行、其他金融機関、一般政府、中央銀行及びその他に区分し、それぞれ別業で作成すること。

- と。
- 3 「通貨」欄には当該証券の券面通貨を記入すること。
 - 4 計数記入欄の上段には、原則として時価を記入すること（時価が不明である場合は、簿価等により記入して差し支えない。）とし、下段には、額面金額を記入すること（券面通貨が円の場合は億円、その他の通貨は百万通貨単位。ただし、「株式」、「投資信託に係る株式及び受益証券」及び「新株予約権等」欄は下段の記入を要しない。）。
 - 5 「中長期」は発行時の満期が1年を超えるもの、「短期」は1年以内のものとする。
 - 6 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

（日本産業規格 A 4）

合	計							

- (記入要領)
- 1 西暦により記入すること。本報告書は、毎年12月末現在における約定済み円建外債の保有残高が対象（保護預り分に関して、約定済みベースの把握が困難な場合は、受渡し済みベースで記入して差し支えない。）。
 - 2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授權された者の氏名を記入すること。
 - 3 信託業務を兼営する銀行等においては、銀行勘定分と信託勘定分をそれぞれ別業に作成し「勘定区分」欄の該当分に○印を記入すること。
 - 4 「証券種類」欄には、「国債・公債（発行時の満期が1年を超えるもの。）」、「事業債（同1年を超えるもの。）」、「短期証券（同1年以内のもの。）」の別を記入し、それぞれ別業で作成すること。
 - 5 「所在国又は地域」欄には、証券発行体の所在国又は地域を記入すること。
 - 6 寄託分は、自己で保有しているものうち、本邦の銀行等又は金融商品取引業者に保管を委託しているものを記入すること。
 - 7 顧客からの保護預り分については寄託者の部門別に区分して記入すること。
 - 8 計数記入欄の上段には、原則として時価で記入すること（時価が不明である場合は、簿価等により記入して差し支えない。）とし、下段には、額面金額を記入すること。
 - 9 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次業として報告すること。

(日本産業規格A4)

合	計						

- (記入要領) 1 西暦により記入すること。本報告書は、毎年12月末現在における約定済み円払証券の保有残高が対象 (約定済みペーシの把握が困難な場合は、受渡し済みペーシで記入して差し支えない。)
- 2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。
- 3 非居住者のために保護預りを行っている証券について、円払証券の発行体の部門別 (銀行、その他金融機関、一般政府、その他) に、それぞれ別業で作成すること。
- 4 投資家の所在国又は地域別に集計して記入すること。
- 5 計数記入欄の上段には、原則として時価を記入すること (時価が不明である場合は、簿価等により記入して差し支えない。) とし、下段には、額面金額を記入すること (ただし、「株式」、「投資信託に係る株式及び受益証券」及び「新株予約権等」欄は下段の記入を要しない。)
- 6 「中長期」は発行時の満期が1年を超えるもの、「短期」は1年以内のものとする。
- 7 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次業として報告すること。
- (日本産業規格 A 4)

報告者の名称： _____

(2) その他金融機関が発行した証券 (年末現在) (単位：億円)

投資者又は地域の 住所	株式	投資信託に 係る株式及 び受益証券	中長期債券	新株予約権 等	短期証券	その他の			
						コマーシャル・ペーパー 短期	中期	短期	中期
合 計									

(記入要領) 1 西暦により記入すること。本報告書は、毎年12月末現在における約定済み円払証券の保有残高が対象(約定済みベースの把握が困難な場合は、受渡し済みベースで記入して差し支えない。)

2 非居住者のために保護預りを行っている証券について、円払証券の発行体の部門別(銀行、その他金融機関、一般政府、その他)に、それぞれ別業で作成すること。

3 投資家の所在国又は地域別に集計して記入すること。

4 計数記入欄の上段には、原則として時価を記入すること(時価が不明である場合は、簿価等により記入して差し支えない。)とし、下段には、額面金額を記入すること(ただし、「株式」、「投資信託に係る株式及び受益証券」及び「新株予約権等」欄は下段の記入を要しない。)

5 「中長期」は発行時の満期が1年を超えるもの、「短期」は1年以内のものとする。

6 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次業として報告すること。

(日本産業規格 A 4)

(3) 一般政府が発行した証券 (年末現在)

報告者の名称: _____
(単位: 億円)

投資家の所在国又は地域	株式	投資信託に係る株式及び受益証券	中長期債券	新株予約権等	短期証券	その他の				
						コモン・ユーリ・ペーパー 短期	中期	短期	中期	
合 計										

(記入要領) 1 西暦により記入すること。本報告書は、毎年12月末現在における約定済み円払証券の保有残高が対象(約定済みベースの把握が困難な場合は、受渡し済みベースで記入して差し支えない。)
2 非居住者のために保護預りを行っている証券について、円払証券の発行体の部門別(銀行、その他金融機関、一般政府、その他)に、それぞれ別業で作成すること。
3 投資家の所在国又は地域別に集計して記入すること。
4 計数記入欄の上段には、原則として時価を記入すること(時価が不明である場合は、簿価等により記入して差し支えない。)とし、下段には、額面金額を記入すること(ただし、「株式」、「投資信託に係る株式及び受益証券」及び「新株予約権等」欄は下段の記入を要しない)。
5 「中長期」は発行時の満期が1年を超えるもの、「短期」は1年以内のものとする。
6 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次業として報告すること。
(日本産業規格A4)

別紙様式第三十九 (平30財令45・金改、令元財令9・令2財令88・一部改正)

根拠法規：外国為替の取引等の
報告に関する省令
主務官庁：財 務 省

割引の方法により発行される公債又は社債の保有残高に関する報告書
(年 末 現 在)

財 務 大 臣 殿
(日本銀行経由)

報告年月日： _____

報 告 者：

名 称 及 び

代表者の氏名 _____

報告者の区分 (該当分に○)

- | | | |
|----------------|--------------------------|--------------|
| 1. 一般政府 | 2. 銀行 (銀行勘定) | 3. 銀行 (信託勘定) |
| 4. 信託銀行 (銀行勘定) | 5. 信託銀行 (信託勘定) | 6. 生命保険会社 |
| 7. 損害保険会社 | 8. 投資信託委託会社、資産運用会社及び投資法人 | |
| 9. 金融商品取引業者 | 10. 中央銀行 | 11. その他 |

所 在 地 _____

責任者の氏名 _____

担当者の氏名 (電話番号) _____

(該当分に○)

自 己 分

保護預り分

- | | |
|----------------------|--|
| 1 居住者 | { 一般政府、銀行 (銀行勘定)、信託銀行 (銀行勘定)、生命保険会社、損害保険会社、投資信託委託会社、資産運用会社及び投資法人、金融商品取引業者、中央銀行、その他 } |
| 2 非居住者 < 所在国又は地域 = > | |

[2 非居住者 < 所在国又は地域 = >]

(単位：千通貨単位)

銘 柄	発行体 部門コード	所在国又は地域	通 貨	保有残高	利回り(年率%)

(記入要領) 1 西暦により記入すること。

2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授權された者の氏名を記入すること。

3 本報告書は、自己分と保護預り分を区分し、さらに保護預り分のうち、居住者については投資家の部門別 (業態別)、非居住者については所在国又は地域別にそれぞれ別葉で作成すること。

- 4 非居住者からの保護預り分については、銘柄ごとに発行体部門コード
(1 銀行 2 その他金融機関 3 一般政府 5 その他)を付すこと。
(日本産業規格 A 4)

別紙様式第四十 (平23財令66(平25財令02)・令改、令元財令9・令2財令08・一部改正)

根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令
主務官庁：財務省

利子、配当金又は手数料等の支払又は支払の受領に関する報告書
(年 月分)

財務大臣殿
(日本銀行経由)

	1. 支払	(該当分に○ 左記の区分により別表とすること。)
	2. 支払の受領	

報告年月日： _____
 報告者：(18～22)
 名称及び
 代表者の氏名 _____
 報告者の区分 (該当分に○)
 1. 銀行 2. その他金融機関 3. その他 _____
 所在地 _____
 責任者の氏名 _____
 担当者の氏名 (電話番号) _____

(単位：百万円)

所在国又は 地域	貸付利息又は借入利息					預金利息	株式・持分配当金		債券利子				投資信託に 係る株式及 び有価証券 の収益分配 金	証券 貸借料	金融・証 券手数料 等	源泉徴収 された利子 又は配当金 等の合計金額	うち 源泉徴収 として認め された金額									
	親子会社等及 び関連企業と の間以外		親子会社等又は 関連企業との間		親子会社等 の配当金		その他の 配当金	親子会社等及び 関連企業との間以外		親子会社等又は 関連企業との間																
	金融会社間	金融会社間以 外	金融会社間	金融会社間 以外				中長期	短期	金融会社 間	金融会社間 以外															
日本銀 行使用 欄	533	532	4960	531	563	7374	8566	97	98	109	110	121	122	133	134	145	146	157	158	169	170	181	182	193	194	205
23	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
合 計																										

- (記入要領) 1 西暦により記入すること。
 2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授權された者の氏名を記入すること。

- 3 「所在国又は地域」欄には、原取引（支払又は支払の受領の原因となった取引をいう。）の相手方の所在国又は地域を記入すること。ただし、原取引の相手方の所在国又は地域を記入することが困難な場合には、支払又は支払の受領の相手方の所在国又は地域を記入して差し支えない。
- 4 報告者（報告者が他の居住者の媒介等を行う場合は、媒介等の依頼人である当該他の居住者）及び取引相手の双方が金融仲介業者（銀行業、金融商品取引業又は保険業及びその他の金融業）を行う先である場合には「金融会社間」欄に、それ以外の場合は「金融会社間以外」欄に記入すること。
- 5 報告者の区分が「1. 銀行」に該当する者は、貸付利息、借入利息及び債券利子については「親子会社等及び関連企業との間以外」及び「親子会社等又は関連企業との間」を合算し、「親子会社等及び関連企業との間以外」欄に記入すること。
- 6 「親子会社等」とは、報告者（報告者が他の居住者の媒介等を行う場合は、媒介等の依頼人である当該他の居住者）を別表第1の注第1号に掲げる居住者とした場合に、同号イからハまでに掲げるものに該当することとなるものをいい、「関連企業」とは、同号ニからルまでに掲げるものに該当することとなるものをいう。
- 7 「中長期」欄には、発行時の満期が1年を超える債券に係る利子の受払を記入し、「短期」の欄には発行時の満期が1年以内の債券に係る利子の受払を記入すること。
- 8 源泉徴収前の金額を記入すること（円以外の通貨については円に換算の上、記入すること）。
- 9 記入欄が不足する場合には、本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次案として報告すること。
- 10 所在国又は地域毎の合計額が百万円に満たない場合は、当該所在国又は地域についての記載を要しない。また、いずれの月中の合計額も百万円に満たない場合は、本報告書の提出を要しない。
- 11 「源泉徴収された利子又は配当金等の合計金額」欄には、源泉徴収された利子又は配当金等の源泉徴収前合計金額を記入すること。

(日本産業規格 A 4)

別紙様式第四十一 (平30財令15・金融、令元財令9・令2財令89・一部改正)

根拠法規：外国為替の取引等の
報告に関する省令
主務官庁：財務省

非居住者に対する貸付け等の実行の状況に関する報告書

(年 月分)

財務大臣殿
(日本銀行経由)

報告年月日：
報告者：

名称及び
代表者の氏名
所在地
責任者の氏名
担当者の氏名(電話番号)
(単位：百万円)

所在国又は地域	中長期		短期	
	貸付	回収	貸付	回収
	()	()	()	()
	()	()	()	()
	()	()	()	()
	()	()	()	()
	()	()	()	()

	()	()
	()	()
	()	()
	()	()
	()	()
	()	()

(単位：百万円)

	中長期	短期
当年末貸付残高		

(記入要領) 1 西暦により記入すること。

2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。

3 円以外の通貨については円に換算の上、記入すること。

4 「中長期」欄には原契約期間が1年を超えるもの、「短期」欄には1年以内のものを記入すること。

5 「回収」欄のかつこ書には、貸付債権の放棄額を外書すること。

6 「当年末貸付残高」欄は12月分の報告の場合に限り記入すること。

7 記入欄が不足する場合には、本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

(日本産業規格 A 4)

別紙様式第四十三 (平23財令96・全改、令元財令9・令2財令88・一部改正)

根拠法規：外国為替の取引等の
報告に関する省令
主務官庁：財務省

証券取引に係る預り金等に関する報告書

(年 月分)

財務大臣殿
(日本銀行経由)

報告年月日：_____

報告者：_____

名称及び
代表者の氏名 _____

所在地 _____

責任者の氏名 _____

担当者の氏名(電話番号) _____

(単位：百万円)

取引種類	月中受入額	月中払出額	当月末残高
証券売買に係る預り金			
非居住者の信用取引に係る貸付金	(返済)	(貸付け)	
非居住者の信用取引に係る貸証券受入れ金	(受入れ)	(払出し)	
非居住者の発行日取引の売付け	(売付け)	(反対)	
非居住者の発行日取引の買付け	(反対)	(買付け)	
信用取引等に係る委託保証金			

(記入要領) 1 西暦により記入すること。

2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授權された者の氏名を記入すること。

3 上記取引に係る非居住者との間の資金の月中の受払い及び月末残高を円換算の上、記入すること。

4 「証券売買に係る預り金」欄には、証券の条件付売買取引に係るマージンコール発生に伴う担保金、デリバティブ取引又は証券貸借取引に係る担保金又は証拠金及び信用取引又は発行日取引に係る預り金を含めないこと。

5 「信用取引等に係る委託保証金」欄には、非居住者の信用取引又は発行日取引に係る委託保証金についてのみ記入すること。

(日本産業規格 A 4)

別紙様式第四十五 (平23財令96(平25財令02)・全改、令元財令9・令2財令08・一部改正)

根拠法規：外国為替の取引等の
報告に関する省令
主務官庁：財務省

国際航空輸送事業収支報告書(本邦航空業者分)

(年 月分)

財務大臣殿
(日本銀行経由)

報告年月日： _____
報告者： _____
名称及び _____
代表者の氏名 _____
所在地 _____
責任者の氏名 _____
担当者の氏名(電話番号) _____

(単位：百万円)

	項 目	対 居 住 者 取 引	対 非 居 住 者 取 引
取 入	(1) 貨 物 運 賃		
	(イ) 輸 出 貨 物 運 賃		
	(ロ) 輸 入 貨 物 運 賃		
	(ハ) 三 国 間 貨 物 運 賃		
	(2) 旅 客 運 賃		
	(3) 連 帯 輸 送 運 賃		
	(4) 航 空 機 賃 賃 料		
	うちファイナンスリース契約によるもの(元本部分)		
	ファイナンスリース契約によるもの(利子部分)		
	(5) そ の 他 の 取 入		
うち手数料等収入			
支	(1) 運 航 経 費		
	(イ) 修 繕 費		
	(ロ) 燃 料		
	(ハ) 代 理 店 手 数 料		
	(ニ) 空 港 調 達 需 品		
	(ホ) 航 空 保 険 料		
	(ヘ) そ の 他		
	うち外国人搭乗員給与		

出	公 的 手 数 料 等		
	(2) 連 帯 輸 送 運 賃		
	(3) 運 賃 清 算 金		
	(4) 航 空 機 賃 借 料		
	うちファイナンスリース契約によるもの(元本部分)		
	ファイナンスリース契約によるもの(利子部分)		
	(5) そ の 他 の 支 出		
	うち乗務員訓練費及び一般管理費		

(記入要領) 1 西暦により記入すること。

2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授權された者の氏名を記入すること。

3 「貨物運賃」欄は、対居住者取引と対非居住者取引別に区分することが困難な場合には、円貨建取引を対居住者取引、外貨建取引を対非居住者取引として記入して差し支えない。

(日本産業規格 A 4)

別紙様式第四十六 (平23財令96・全改、令元財令9・令2財令88・一部改正)

根拠法規：外国為替の取引等の
報告に関する省令
主務官庁：財務省

国際航空輸送事業収支報告書 (外国航空業者本邦内支店・代理店分)

(年 月分)

財務大臣 殿
(日本銀行経由)

報告年月日： _____
報告者： _____
名称及び
代表者の氏名 _____
所在国又は地域 _____
所在地 _____
責任者の氏名 _____
担当者の氏名 (電話番号) _____

(単位：百万円)

	項 目	対 居 住 者 取 引
収 入	(1) 貨 物 運 賃	_____
	(イ) 輸 出 貨 物 運 賃	_____
	(ロ) 輸 入 貨 物 運 賃	_____
	(ハ) 三 国 間 貨 物 運 賃	_____
	(2) 旅 客 運 賃	_____
	(3) 連 帯 輸 送 運 賃	_____
	(4) 航 空 機 賃 賃 料	_____
	うちファイナンスリース契約によるもの(元本部分)	_____
	ファイナンスリース契約によるもの(利子部分)	_____
	(5) そ の 他 の 収 入	_____
うち手数料等収入	_____	
支 出	(1) 運 航 経 費	_____
	(イ) 修 繕 費	_____
	(ロ) 燃 料	_____
	(ハ) 代 理 店 手 数 料	_____
	(ニ) 空 港 調 達 需 品	_____
	(ホ) 航 空 保 険 料	_____
	(ヘ) そ の 他	_____
	うち邦人搭乗員給与	_____

出	公 的 手 数 料 等	
	(2) 連 帯 輸 送 運 賃	
	(3) 運 賃 清 算 金	
	(4) 航 空 機 賃 借 料	
	うちファイナンスリース契約によるもの(元本部分)	
	ファイナンスリース契約によるもの(利子部分)	
	(5) そ の 他 の 支 出	
うち乗務員訓練費及び一般管理費		

(記入要領) 1 西暦により記入すること。

2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授權された者の氏名を記入すること。

(日本産業規格 A 4)

別紙様式第四十七 (平23財令96・全改、令元財令9・令2財令88・一部改正)

根拠法規：外国為替の取引等の
報告に関する省令
主務官庁：財 務 省

運航事業収支報告書 (本邦運航業者分)

(年 月分)

財 務 大 臣 殿
(日本銀行経由)

報告年月日： _____

報 告 者： _____

名称及び _____

代表者の氏名 _____

所 在 地 _____

責任者の氏名 _____

担当者の氏名 (電話番号) _____

	項 目	対居住者取引 (単位：百万円)	対非居住者取引 (単位：千米ドル)	
収	(1) 貨 物 運 賃			
	(i) 輸 出 貨 物 運 賃			
	(ii) 輸 入 貨 物 運 賃			
	(iii) 三 国 間 貨 物 運 賃			
入	(2) 旅 客 運 賃			
	(3) 用 船 料			
	(i) 裸 用 船 用 船 料			
	(ii) 貨 物 船 用 船 料 (裸用船以外)			
	(iii) 旅 客 船 用 船 料 (裸用船以外)			
	(4) そ の 他 の 収 入			
	うち手数料等収入			
支	(1) 運 航 費			
	(i) 燃 料 費			
	(ii) そ の 他 輸 送 関 連			
		うち公的手数料等		
	(2) 船 費			
	(i) 船 員 費			
	うち外国人船員給料			

出	(a) 船舶保険料		
	(b) 船舶修繕費		
	(c) 船舶消耗品費		
	(d) その他		
	(3) 用船料		
	(i) 裸用船用船料		
	(c) 貨物船用船料 (裸用船以外)		
	(b) 旅客船用船料 (裸用船以外)		
	(4) その他の支出		
	うち一般管理費		

- (記入要領) 1 西暦により記入すること。
- 2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授權された者の氏名を記入すること。
- 3 「貨物運賃」欄は、対居住者取引と対非居住者取引別に区分することが困難な場合には、円貨建取引を対居住者取引、外貨建取引を対非居住者取引として記入して差し支えない。

(日本産業規格 A 4)

別紙様式第四十八 (平12蔵令69・平14財令43・平23財令96・令元財令9・令2財令68・一部改正)

根拠法規：外国為替の取引等の
報告に関する省令
主務官庁：財務省

運航事業収支報告書 (外国運航業者本邦内支店・代理店分)
(年 月分)

財務大臣殿
(日本銀行経由)

報告年月日：_____

報告者：

名称及び
代表者の氏名 _____

所在国又は地域 _____

所在地 _____

責任者の氏名 _____

担当者の氏名 (電話番号) _____

(単位：百万円)

	項 目	対 居 住 者 取 引
収	(1) 貨物運賃	
	(イ) 輸出貨物運賃	
	(ロ) 輸入貨物運賃	
	(ハ) 三国間貨物運賃	
入	(2) 旅客運賃	
	(3) 用船料	
	(イ) 裸用船用船料	
	(ロ) 貨物船用船料 (裸用船以外)	
	(ハ) 旅客船用船料 (裸用船以外)	
	(4) その他の収入 うち手数料等収入	
支	(1) 運航費	
	(イ) 燃料費	
	(ロ) その他輸送関連 うち公的手数料等	
	(2) 船費	
	(イ) 船員費 うち邦人船員給料	
	(ロ) 船舶保険料	
	(ハ) 船舶修繕費	
	(ニ) 船舶消耗品費	
	(ホ) その他	
	(3) 用船料	
	(イ) 裸用船用船料	
	(ロ) 貨物船用船料 (裸用船以外)	
	(ハ) 旅客船用船料 (裸用船以外)	
(4) その他の支出 うち一般管理費		

(記入要領) 1 西暦により記入すること。
2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。

(日本産業規格 A 4)

別紙様式第四十九 (平13蔵令69・平23財令66・令元財令9・令2財令68・一部改正)

根拠法規：外国為替の取引等の
報告に関する省令

主務官庁：財 務 省

貨物の輸出入等に係る保険に関する報告書
(年 月分)財 務 大 臣 殿
(日本銀行経由)

報告年月日：_____

報 告 者：

名 称 及 び

代表者の氏名 _____

所 在 地 _____

責任者の氏名 _____

担当者の氏名 (電話番号) _____

(単位：百万円)

本邦貨物輸入に 関する元受保険	本邦貨物輸出等に関する元受保険		貨物保険にかかる 事業費率 (%)
	受取保険料	支払保険金	
受取保険料	受取保険料	支払保険金	

- (記入要領)
- 1 西暦により記入すること。
 - 2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授權された者の氏名を記入すること。
 - 3 本邦貨物輸出等及び輸入に関する元受保険の受取保険料及び支払保険金は、居住者及び非居住者との受払いを合算して記入すること。
 - 4 「本邦貨物輸出等に関する元受保険」欄には、本邦からの輸出貨物のほか三国間貨物の輸送事故を担保する保険契約に基づく保険料の受取額及び保険金の支払額を含めて記入すること。
 - 5 円以外の通貨は円に換算の上、記入すること。
 - 6 「貨物保険に係る事業費率」欄には、前事業年度における保険料収入に占める事業費の割合を、同事業費率を算出した月のみ記入すること。

(日本産業規格 A 4)

報告者の氏名又は名称：_____

付表1 海外支店等への対外直接投資等残高

(報告者の決算月： 年 月決算)

(千通貨単位)

所在国又は地域	通貨名	設置資金及び 拡張資金	支店等に対す る貸付金残高	支店等からの 借入金残高

- (記入要領)
- 1 西暦により記入すること。
 - 2 本表における「海外支店等」とは、法第23条第2項に規定する支店等をいい、「対外直接投資等」とは、法第20条第11号に規定する資本取引及び海外支店等に対する対外直接投資をいう。なお、当該海外支店等の有する資産の額が1億円相当額以下の場合には、報告を要しない。
 - 3 「設置資金及び拡張資金」、「支店等に対する貸付金残高」及び「支店等からの借入金残高」欄には、所在国又は地域ごとに通貨別に集計し、各通貨千単位で記入すること。
 - 4 「設置資金及び拡張資金」欄には、支店等の純資産を記入すること。ただし、純資産の把握が困難な場合には、支店等の資産から支店名義で親会社以外から調達した資金の残高及び支店等に対する貸付金の残高を除くことにより算出しても差し支えない。
 - 5 「支店等に対する貸付金残高」及び「支店等からの借入金残高」欄は、「資産負債状況報告書」を提出している銀行等は、記入を要しない。

付表2 外国の会社型投資信託の残高
 (報告者の決算月： 年 月決算)
 (千通貨単位)

所在国又は地域	残 高	
	通貨名	

- (記入要領)
- 1 報告者が議決権の100分の10以上を所有している外国の会社型投資信託で、当該出資に係る残高が、1億円相当額（報告者の事業年度末における簿価）を超える場合、その残高を投資信託の所在国又は地域ごと、通貨ごとに記入すること。
 - 2 同一の所在国又は地域に対し複数の契約がある場合には通貨別に集計の上、記入すること。
 - 3 記入欄が不足する場合には、本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次業として報告すること。

(日本産業規格 A 4)

付表 3 外国関連企業の主要資産負債勘定等
(報告者の決算月: 年 月決算)

報告者の氏名又は名称: _____

(千通貨単位)

外国関連企業名	業種番号	所在国 又は地域	通貨名	外国関連企業から 当社への 貸付金残高	外国関連企業から 当社への 債券投資残高	外国関連企業による 当社からの 借入金残高	当社から 外国関連企業への 債券投資残高

- (記入要領)
- 1 本付表については、本省令第29条各号に掲げるものについて記入すること。
 - 2 各欄について、報告者の事業年度末における状況に代えて、外国関連企業の直近の事業年度末の状況を記入し、て差し支えない。この場合、「外国関連企業名」欄には、外国関連企業の名称に加え当該外国関連企業の決算月を補記すること。なお、報告の対象となる残高が10億円に満たない場合には、各欄の記入を要しない。
 - 3 「業種番号」欄には、本省令別表第3に定める番号を記入すること。
 - 4 「外国関連企業から当社への貸付金残高」欄については、「資産負債状況報告書」を提出している銀行等は記入を要しない。
 - 5 「外国関連企業による当社からの借入金残高」欄については、「資産負債状況報告書」を提出している銀行等及び「非居住者に対する貸付け等の実行の状況に関する報告書」を提出している保険会社は記入を要しない。
 - 6 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。
- (日本産業規格 A 4)

別紙様式第五十二 (平30財令45・全改、令元財令9・令2財令88・一部改正)

根拠法規：外国為替の取引等の
報告に関する省令

主務官庁：財務省

本邦にある会社等の内部留保等に関する報告書

(報告者の決算月： 年 月決算)

(1年に満たない事業年度を採用している場合は上記以外の決算月： 月)

財務大臣 殿

(日本銀行経由)

報告年月日： _____

報告者：

名称及び
代表者の氏名 _____

報告者の業種番号 _____

住所又は所在地 _____

責任者の氏名 _____

担当者の氏名(電話番号) _____

1. 概況

外国投資家名		当社の設立年	年	
外国投資家の業種番号		外国投資家の当社への 議決権割合	当期	前期
外国投資家の所在国 又は地域			%	%
最終投資家の所在国 又は地域				

2. 当社の主要資産負債勘定等

(百万円)

科 目	当 期	科 目	当 期
当社から上記外国投資家への貸付金残高		当社による上記外国投資家からの借入金残高	
当社から上記外国投資家への債券投資残高		上記外国投資家から当社への債券投資残高	
当社から上記外国投資家への出資残高		上記外国投資家から当社への出資残高	
		当社の内部留保残高	
		当社の内部留保 (当期中)	

(記入要領) 1 西暦により記入すること。

2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授權された者の氏名を記入すること。

- 3 「報告者の業種番号」及び「外国投資家の業種番号」欄には、本省令別表第3に定める番号を記入すること。
- 4 「外国投資家の当社への議決権割合」欄は、報告者が特定目的会社の場合には、当該外国投資家に所有される特定出資の割合を記入すること。
- 5 「当社から上記外国投資家への貸付金残高」欄については、「資産負債状況報告書」を提出している銀行等（法第16条の2に定める「銀行等」をいう。以下同じ。）及び「非居住者に対する貸付け等の実行の状況に関する報告書」を提出している保険会社は記入を要しない。
- 6 「当社による上記外国投資家からの借入金残高」欄については、「資産負債状況報告書」を提出している銀行等は記入を要しない。
- 7 「当社の内部留保残高」欄には、報告者の利益剰余金の金額を記入すること。
- 8 「当社の内部留保（当期中）」欄には、報告者の経常損益相当額から営業外収益及び営業外費用に含まれる各種損益、支払配当金（ただし、資本剰余金の取崩しによる配当金を除く。）を控除した金額を記入すること。
- 9 外国投資家が、報告者の議決権の100分の10以上を所有している場合に記入すること。

（日本産業規格 A 4）

(記入要領)

- 1 本付表については、本省令第30条第1項各号及び第2項各号に掲げるものについて記入すること。
- 2 各欄について、報告者の事業年度末における状況に代えて、外国関連企業の直近の事業年度末の状況を記入して差し支えない。この場合、「外国関連企業名」欄には、外国関連企業の名称に加え当該外国関連企業の決算月を補記すること。なお、報告の対象となる残高が10億円に満たない場合には、各欄の記入を要しない。
- 3 「業種番号」欄には、本省令別表第3に定める番号を記入すること。
- 4 「当社から外国関連企業への貸付金残高」欄については、「資産負債状況報告書」を提出している銀行等及び「非居住者に対する貸付け等の実行の状況に関する報告書」を提出している保険会社は記入を要しない。
- 5 「当社による外国関連企業からの借入金残高」欄については、「資産負債状況報告書」を提出している銀行等は記入を要しない。
- 6 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

(日本産業規格 A 4)

別紙様式第五十三 (平30財令45・金改、令元財令9・令2財令88・一部改正)

根拠法規：外国為替の取引等の
報告に関する省令
主務官庁：財 務 省

証券の償還等の状況報告書

(年 末 現 在)

財 務 大 臣 殿

(日本銀行経由)

報告年月日： _____

報 告 者： _____

名 称 及 び _____

代 表 者 氏 名 _____

居住者

所在国又は地域 _____ 非居住者 (該当分に○)

報告者の区分 (居住者のみ、該当分に○)

- (1. 一般政府 2. 銀行 (銀行勘定) 3. 信託銀行 (銀行勘定)
4. 生命保険会社 5. 損害保険会社
6. 投資信託委託会社、資産運用会社及び投資法人
7. 金融商品取引業者 8. その他)

所 在 地 _____

責 任 者 の 氏 名 _____

担 当 者 氏 名 (電 話 番 号) _____

(単位：百万円、千通貨単位)

1 発行又は募集した証券	(1) 種 類		
	(2) 額 面 総 額		
	(3) 発行又は募集の時期 (払込日) 及び場所		
	(4) 定時償還の方法		
2 償還等の状況	(1) 当年の償還・株式転換等の額	(2) 償還・株式転換等の累計額	(3) 残 高

- (記入要領)
- 1 西暦により記入すること。
 - 2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。
 - 3 金額は、当該証券の券面表示通貨により記入すること。
 - 4 「2 償還等の状況」欄中「(1) 当年の償還・株式転換等の額」欄及び「(2) 償還・株式転換等の累計額」欄には、当該証券の元本の全額又は一部の償還、買入消却又は株式への転換について、当年中に行った額及び当年までの累計額をそれぞれ記入すること。また、「(3) 残高」欄には、当該証券の当年末の残高を記入すること。

(日本産業規格 A 4)

別紙様式第五十四 (平23財令96・金改、令元財令9・令2財令88・一部改正)

根拠法規：外国為替の取引等の
報告に関する省令
主務官庁：財 務 省

海外預金の残高に関する報告書

(年 月末)

財 務 大 臣 殿

(日本銀行経由)

報告年月日： _____

報 告 者： _____

氏名又は名称

及び代表者の氏名 _____

報告者の区分 (該当分に○)

1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般政府 5. その他

住所又は所在地 _____

責任者の氏名 _____

担当者の氏名 (電話番号) _____

1 報告通貨 (該当分に○)

イ. 円 (2. に換算方法を記入) ロ. 円以外 ()

(() 内に通貨名を記入すること。)

2 外国通貨の本邦通貨への換算方法 (該当分に○。ハの場合には () 内に使用した換算レートを記入すること。)

イ. 月中平均レート ロ. 月末レート ハ. その他<社内レート等>

()

(単位：百万円・千通貨単位)

海外預金残高	
--------	--

(記入要領) 1 西暦により記入すること。

2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授權された者の氏名を記入すること。

3 「海外預金残高」欄には、月末残高が1億円相当額を超える海外預金口座の残高の合計額を報告すること。ただし、月末残高が1億円相当額以下のものを含めて集計しても差し支えない。

4 本省令別紙様式第15の1により報告した、証券の条件付売買取引に係るマージンコール発生に伴う担保金の残高、別紙様式第15の2

により報告した、証券の貸借取引に伴う現金担保金の残高、および別紙様式第27により報告した、デリバティブ取引に伴う担保金・証拠金の残高については、本報告の対象外である。

5 原通貨により報告する場合は、通貨別に別業にすること。

(日本産業規格 A 4)

付 表

報告者の名称

1 円建本邦店、海外店分に関する付表
…円建預り金及び繰渡性預金の保有者別内訳

(単位：億円)

保 有 者 別	預 り 金		繰渡性預金	
	本邦店分	海外店分	本邦店分	海外店分
外 国 銀 行	/	/	/	/
外国中央銀行・公的通貨当局	/	/	/	/
外国政府・政府機関、これに準ずるもの	/	/	/	/
国 際 機 関	/	/	/	/
そ の 他	/	/	/	/
合 計	/	/	/	/
<参考> 本邦の繰渡性預金残高	/	/	/	/

(2) 直物その他内訳

(単位：百万米ドル)

資 産	残 高		負 債	
	居住者 非居住者	居住者 非居住者	居住者 非居住者	居住者 非居住者
未收利息・新払利息・支払利息	/	/	未払利息・新受利息・受入利息	/
未 整 理 等	/	/	特定海外債権等 引当金	/
そ の 他	/	/	未 整 理 等	/
計	/	/	そ の 他	/
	/	/	計	/

2 円建海外店分に関する付表
…先物為替の売買予約内訳

(単位：億円)

資 産	残 高	負 債	残 高
ネット・アグチエアル・バランス	/	ネット・アグチエアル・バランス	/
買 子 約 残 高	/	売 子 約 残 高	/
ネット・フォワード・バランス	/	ネット・フォワード・バランス	/
ネット・バランス	/	ネット・バランス	/

(3) 先物内訳

(単位：百万米ドル)

資 産	産 生	残 高	負 債	債 権	残 高
先物 外国 為 替 取 引	/	/	先物 外国 為 替 取 引	/	/
未 受 取 利 息	/	/	未 支 払 利 息	/	/
海 外 店 利 益 金	/	/	海 外 店 損 失 金	/	/
出 資 現 法 配 当 金	/	/	通貨オプション・デリガ相当額	/	/
通貨オプション・デリガ相当額	/	/	そ の 他	/	/
そ の 他	/	/	計	/	/
計	/	/	計	/	/

3 外貨建本邦店分に関する付表
(1) 先物為替の売買予約内訳等

(単位：百万米ドル)

資 産	産 生	負 債	残 高
ネット・アグチエアル・バランス	/	ネット・アグチエアル・バランス	/
対 顧 客	/	対 顧 客	/
対海外本支店	/	対海外本支店	/
対 銀 行	/	対 銀 行	/
買 子 約 残 高	/	売 子 約 残 高	/
ネット・フォワード・バランス	/	ネット・フォワード・バランス	/
ネット・バランス	/	ネット・バランス	/

別紙様式第五十六

(平10蔵令104・金改、平12蔵令89・一部改正)

対外支払手段等の売買に関する報告書

(年 月 ~ 月分)

財務大臣 殿
(日本銀行経由)

根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令
主務官庁：財務省

報告年月日： _____
報告者： _____
報告名称及び
代表者の氏名

所在地 _____
責任者記名押印 _____
又は署名 _____
担当者の氏名 _____
(電話番号) _____
(単位 百万米ドル)

	全通	貨計	米ドル	英ポンド	スイス・フラン	ドイツ・マルク	ユーロ
	為替	為替	為替	為替	為替	為替	為替
直							
対 船							
対 海							
対 外							
本 支							
銀 行							
対 銀 行 (国内)							
うち市場取引分							
合 計							
物							
対 顧 客							
対 うちアクトライ							
先 海 外							
本 支 店							
銀 行							
対 銀 行 (国内)							
うち市場取引分							
うち翌日渡締							
合 計							

- (記入要領)
- 1 本報告書は、本邦臣の四半期中に取引を締結した対外支払手段等の売買高の合計額を記入すること。
 - 2 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授權された者が記名押印又は署名すること。
 - 3 米ドル以外の通貨については米ドルに換算の上、記入すること。
 - 4 本報告書は、外国通貨又は旅行小切手の売買を除いて記入すること。ただし、外国通貨又は旅行小切手の売買を除くことが困難な場合には、含めて記入して差し支えない。
 - 5 ユーロの売買高について記入することが困難な場合には、「ユーロ」欄にその旨記入すること。

(日本工業規格 A 4)

別紙様式第五十七 (平10蔵令164・全改、平12蔵令69・一部改正)

根拠法規：外国為替の取引等の

報告に関する省令

主務官庁：財務省

デリバティブ取引に関する報告書

(年 月分)

財務大臣殿

(日本銀行経由)

報告年月日： _____

報告者： _____

名称及び

代表者の氏名 _____

所在地 _____

責任者記名押印

又は署名 _____

担当者の氏名 _____

(電話番号) _____

1 本邦店の受取・支払手数料

(単位：千米ドル)

	前 月	当 月
受取手数料(A)		
支払手数料(B)		
受払計(A-B)		

(記入要領) 1 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授權された者が署名すること。

2 「受取手数料」欄には、海外からの取次分について、本邦店が非居住者から受取った手数料を、「支払手数料」欄には、自己勘定分及び取次分について、銀行等が非居住者に支払った手数料を記入すること。

3 米ドル以外の通貨については米ドルに換算の上、記入すること。

なお、単位未満については、小数点以下第2位を四捨五入の上、小数点第1位までの数値とすること。

(「2 本邦店の売買差損益及び受取・支払プレミアム」及び「3 証拠金預託残高」において同じ。)

4 「受払計」欄がマイナスとなった場合は△を付すこと。

(日本工業規格A4)

2 本邦店の売買差損益及び受取・支払プレミアム

(単位：千米ドル)

取引区分			海 外			国内 (取次分のみ) [百万円]	
			自己勘定分		取次分		合計
			通貨	合計			
金融等先物取引の 売買差損益	前月						
	当月						
金融等先物 オプション取引	受取プレミアム	前月					
		当月					
	支払プレミアム	前月					
		当月					
金融等現物 オプション取引	受取プレミアム	前月					
		当月					
	支払プレミアム	前月					
		当月					

(記入要領) 1 「金融等先物取引の売買差損益」欄には、先物及び先物オプション取引の反対売買による決済及び最終決済によって発生した売買差損益を記入すること。

なお、先物オプションのプレミアムに係る損益（反対売買による受取プレミアムとその支払プレミアムの差損益を含む）並びに租税（取引所税等）及び証拠金その他の費用は考慮しなくてよい。

2 オプション取引の「受取・支払プレミアム」欄は、実際にプレミアムのあった月に記入すること。

3 「国内」欄には、海外からの取次分のみを記入すること。

3 証拠金預託残高

(単位：千米ドル)

取引区分	前月末	当月末
海外金融等先物・先物オプション取引		
取次分		
現金残高分		
海外金融等現物オプション取引		
取次分		
現金残高分		
合 計		
取次分		
現金残高分		
国内金融等先物・オプション取引 (取次分のみ)		
現金残高分 〔百万円〕		

(記入要領) 1 証拠金の預託残高は、証拠金の値洗いを行った月末における残高（自己勘定分と取次分との合計額）を記入すること。

代用有価証券を証拠金として使っている場合、評価方法は原則として時価で行うこと。

2 「国内金融等先物・オプション取引」欄には、非居住者からの国内取引所への取次分を記入すること。

なお、同欄における円以外の通貨については円に換算の上、記入すること。

(日本工業規格 A 4)

別紙様式第五十九 (平10蔵令164・全改、平11蔵令3・平12蔵令89・一部改正)

根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令

主務官庁：財 務 省

非居住者とのデリバティブ取引に関する報告書

(年 月中)

財 務 大 臣 殿

(日本銀行経由)

報告年月日： _____

報 告 者：

名称及び

代表者の氏名 _____

所 在 地 _____

責任者記名押印

又は署名 _____

担当者の氏名(電話番号) _____

(単位：百万円)

取引相手 の 国 籍	店 頭 オ プ シ ョ ン 取 引				先 渡 取 引 に 係 る	
	売 買 高		月 末 残 高		売 買 差 損 益	
	受取プレ ミアム	支払プレ ミアム	受取プレ ミアム	支払プレ ミアム	金利先渡 取 引	為替先渡 取 引
合 計						

- (記入要領)
- 1 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。
 - 2 本報告書は、本邦店における決済ベースの計数を記入すること。
 - 3 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次業として報告すること。
 - 4 金利先渡取引以外の先渡取引に係る売買差損益については、合算の上、「為替先渡取引」欄に記入すること。

(日本工業規格 A 4)

別紙様式第六十 (平12蔵令69・一部改正)

根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令

主務官庁：財 務 省

デリバティブ取引に係る金利の受払に関する報告書

(年 月中)

財 務 大 臣 殿
(日本銀行経由)

報告年月日： _____

(18~22)

報 告 者：

名称及び

代表者の氏名 _____

所 在 地 _____

責任者記名押印

又は署名 _____

担当者の氏名 (電話番号) _____

(単位：千米ドル)

国	名	受	取	支	払
	23 25	5 6 2		5 6 2	
		26	37	38	49
合	計				

(記入要領) 1 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。

2 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

(日本工業規格 A 4)

別紙様式第六十一 (平12蔵令69・一部改正)

根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令

主務官庁：財 務 省

貸 付 金 実 行 状 況 報 告 書

(年 月 中)

財 務 大 臣 殿

(日本銀行経由)

報告年月日：_____

報 告 者：

名称及び
代表者の氏名 _____

所 在 地 _____

責任者記名押印
又は署名 _____

担当者の氏名 (電話番号) _____

(単位：百万米ドル、億円)

		外 貨			円 貨		
		実 行	回 収	放 棄	実 行	回 収	放 棄
対非 居住者	本 邦 店 名 義	()	()	/	()	()	/
	うち 中 長 期	()	()	/	()	()	/
対 居住者	海 外 店 名 義	/	/	/	/	/	/
	うち中長期	/	/	/	/	/	/

(記入要領) 1 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。

2 ()内には特別国際金融取引勘定に経理されているものを記入(内書)すること。

3 放棄欄には合意・取決めに基づくもの(直接償却分)を記入すること。

4 米ドル以外の外国通貨については米ドルに換算の上、記入すること。

(日本工業規格 A 4)

付 表

貸付金債権の放棄額国別内訳

(年 月分)

報告者の名称 _____

(単位：百万米ドル、億円)

国 名	本邦店名義対非居住者		海外店名義対居住者	
	外国通貨建	本邦通貨建	外国通貨建	本邦通貨建

- (記入要領) 1 米ドル以外の外国通貨については米ドルに換算の上、記入すること。
2 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

(日本工業規格 A 4)

別紙様式第六十二 (平10法令184・全改、平12法令68・一部改正)

財 務 大 臣 殿
(日本銀行経由)

外 貨 証 券 の 取 置 状 況 報 告 書
(年 月 分)

報告日	年 月 日	時 分
報告月	年 月 日	時 分
報告日	年 月 日	時 分
報告月	年 月 日	時 分
報告日	年 月 日	時 分
報告月	年 月 日	時 分
報告日	年 月 日	時 分
報告月	年 月 日	時 分
報告日	年 月 日	時 分
報告月	年 月 日	時 分
報告日	年 月 日	時 分
報告月	年 月 日	時 分

報告年月日: _____

報告者: _____

代表者の氏名 _____

所在地 _____

責任者の氏名(職名) _____

担当者の氏名(職名) _____

(単位: 円×千円)

証券の種類	当 月 中 取 得 額				当 月 中 処 分 額				上 月 末 取 得 額			
	証券会社経由	他の銀行等経由	その他	対 応 住 者	証券会社経由	他の銀行等経由	その他	対 応 住 者	証券会社経由	他の銀行等経由	その他	対 応 住 者
株 式	0											
株 式 配 当	0											
債券(株・短期証券)	0											
うちユーロ円債	0											
振替証券	0											
新株引当物等	0											
短期証券	0											
前払証券	0											
コーポレート・ベーク	1											
うち中期債	1											
その他	1											
そ の 他	1											
1(うち短期)	1											
合 計	1											

1 「対 應 住 者」は、報告者の提出した報告書に「対 應 住 者」であることを記載した証券の種類を指し、当該証券の名称を、その証券の種類を記載した証券の名称とする。この場合、当該証券の名称は、当該証券の種類を記載した証券の名称とする。この場合、当該証券の種類は、当該証券の種類を記載した証券の名称とする。

2 「対 應 住 者」は、報告者の提出した報告書に「対 應 住 者」であることを記載した証券の種類を指し、当該証券の名称を、その証券の種類を記載した証券の名称とする。この場合、当該証券の名称は、当該証券の種類を記載した証券の名称とする。この場合、当該証券の種類は、当該証券の種類を記載した証券の名称とする。

3 「対 應 住 者」は、報告者の提出した報告書に「対 應 住 者」であることを記載した証券の種類を指し、当該証券の名称を、その証券の種類を記載した証券の名称とする。この場合、当該証券の名称は、当該証券の種類を記載した証券の名称とする。この場合、当該証券の種類は、当該証券の種類を記載した証券の名称とする。

4 「対 應 住 者」は、報告者の提出した報告書に「対 應 住 者」であることを記載した証券の種類を指し、当該証券の名称を、その証券の種類を記載した証券の名称とする。この場合、当該証券の名称は、当該証券の種類を記載した証券の名称とする。この場合、当該証券の種類は、当該証券の種類を記載した証券の名称とする。

5 「対 應 住 者」は、報告者の提出した報告書に「対 應 住 者」であることを記載した証券の種類を指し、当該証券の名称を、その証券の種類を記載した証券の名称とする。この場合、当該証券の名称は、当該証券の種類を記載した証券の名称とする。この場合、当該証券の種類は、当該証券の種類を記載した証券の名称とする。

(日本工業規格B4)

付 表 1

外貨証券の条件付売買（顕先売買）の状況
（ 年 月 月末現在）

報告者の名称

（単位：百万米ドル）

取引区分	買		現		先		売		現		先	
	当月中買入額	当月中売戻額	純買入額	当月末残高	当月中売却額	当月中買戻額	純売却額	当月末残高	当月中買入額	当月中売戻額	純買入額	当月末残高
非居住者												
居住者(証券会社等)												
合計												
対非居住者取引の国籍別内訳												
取引区分	買		現		先		売		現		先	
取引相手の国籍	当月中買入額	当月中売戻額	純買入額	当月末残高	当月中売却額	当月中買戻額	純売却額	当月末残高	当月中買入額	当月中売戻額	純買入額	当月末残高

(記入要領) 1 議渡性預金証書及びコンマシーヤルペーパーの条件付売買については両者を合計の上、かつこの書(外書)すること。
2 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。
(日本工業規格 B 4)

付 表 2

外貨証券の貸借取引に係る報告書
(年 月 末現在)

報告者の名称 _____

(単位：百万米ドル)

	貸借取引の相手方の国籍				計
株 式	当月中借入				
	当月中返済				
	当月中貸付				
債 券	当月中返済				
	当月中貸付				
	当月中返済				
そ の 他	当月中借入				
	当月中返済				
	当月中貸付				
当月中返済					

(記入要領) 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。
(日本工業規格 B 4)

別紙様式第六十三 (平10蔵令104・金改、平12蔵令89・一部改正)

円払証券の売買状況報告書

財 務 大 臣 殿
(日本銀行様出)

(年 月 日)

報告年度：外国為替の取引等の報告に関する法令
手続行方：財 務 省

共通項目		項目	
取引種別	証券コード	買入の時刻	売却の時刻
1	1	00:00	23:59
2	2	00:00	23:59
3	3	00:00	23:59
4	4	00:00	23:59
5	5	00:00	23:59
6	6	00:00	23:59
7	7	00:00	23:59
8	8	00:00	23:59
9	9	00:00	23:59
10	10	00:00	23:59

報告年月日： _____
 報告者： _____
 代表者の氏名 _____
 所在地 _____
 責任者の氏名(職名) _____
 文書番号 _____
 担当者の氏名(職名) _____

(単位：百万円)

内 容 区 分	券 種 区 分	券 種 名	額 率 コ ー ド	株 数 又 は 額 面 総 額	買 入 れ の 価 額	償還期限		備 考	計 表 の 場 所
						年	月		
0									D40
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
合 計									
内訳区分									
額 率 コー ド									

(記入事項) 1 「証券種類名」欄には、報告の債権について投資者または証券取引業者が指定する名称を記載すること。
 2 「証券区分」欄には、報告の債権の種類を記載すること。ただし、非居住者の「国等」及び「銘柄コード」の同一の取引(併せて報告すること)に別個として、非居住者の「国等」及び「銘柄コード」の異なる取引(併せて報告すること)を記載すること。
 3 「償還期限」欄には、報告の債権の償還期限を記載すること。ただし、非居住者の「国等」及び「銘柄コード」の異なる取引(併せて報告すること)を記載すること。
 4 「計表の場所」欄には、報告の債権の償還期限を記載すること。ただし、非居住者の「国等」及び「銘柄コード」の異なる取引(併せて報告すること)を記載すること。
 5 「備考」欄には、報告の債権に関する事項を記載すること。また、「銘柄コード」欄には、証券コードを記載すること。
 6 「償還期限」欄には、報告の債権の償還期限を記載すること。ただし、非居住者の「国等」及び「銘柄コード」の異なる取引(併せて報告すること)を記載すること。
 7 「計表の場所」欄には、報告の債権の償還期限を記載すること。ただし、非居住者の「国等」及び「銘柄コード」の異なる取引(併せて報告すること)を記載すること。
 (日本銀行様出 B 4)

(裏面)

「共通項目」欄のコード表等

1 「取引種類」

項目	コード
非居住者の買入	20
非居住者の売却	21
償還	22
付表1関係	
非居住者の売現先	30
非居住者の買現先	32

2 「証券種類」

区	分	コード	
		中長期	短期
株	株式	100	
新株	新株引受権証券	110	
新株	新株引受権証券	120	
国	国債	200	201
特	特殊債	300	301
金	金融債	400	401
議	議渡性預金証券	450	451
地	地方債	500	501
社	社債	600	601
	コマーシャル・ペーパー(居住者発行分)	650	651
	〃(非居住者発行分)	660	661
円	円建外債	700	701
受	受益証券	800	
そ	その他の証券	900	901

(注) 中長期、短期の区分は、証券の原契約期間が1年を超えるものを中長期、1年以内のものを短期とする。

(注) 本報告書の提出に際しては、この裏面を転写することはない。

3 「特記」

項目	コード
特記なし	0
公募増資	5

付表 1

田払証券の条件付売買（現先売買）の状況
 （ 年 月分）

取引種別	取引コード	証券の種別	銘柄
田払証券	0		

非居住者の買取先
 非居住者の売却先
 （該当に〇）

譲渡者の名称

区分	非居住者 家数	銘柄	銘柄コード	月中スタート		月中エンド		月		年		合計
				買入れ の総額	買入れ の総額	売却 の総額	売却 の総額	実行 総額	戻し 総額	実行 総額	戻し 総額	
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
合計												

（日本工業規格日4）

付 表 2

円払証券の貸借取引に係る報告書
(年 月 末現在)

報告者の名称 _____

(単位：億円)

	貸借取引の相手方の国籍				計
株 式	当月中借入				
	当月中返済				
	当月中貸付				
債 券	当月中返済				
	当月中貸付				
	当月中返済				
そ の 他	当月中借入				
	当月中返済				
	当月中貸付				
当 月 末	返済高				
当 月 末	返済高				
当 月 末	返済高				

(記入要領) 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。
(日本工業規格 B 4)

別紙様式第六十四 (平12蔵令69・一部改正)

金融の借入利息若しくは預金利息、証券に係る利子、配当金又は銀行手数料支払報告書

財務大臣 殿
(日本銀行様出)

年 月 日

報告書提出者(有価証券の取得者)の名称(個人) _____
 報告書提出者(有価証券の取得者)の名称(法人) _____
 報告書提出者(有価証券の取得者)の名称(個人) _____
 報告書提出者(有価証券の取得者)の名称(法人) _____
 報告書提出者(有価証券の取得者)の名称(個人) _____
 報告書提出者(有価証券の取得者)の名称(法人) _____
 報告書提出者(有価証券の取得者)の名称(個人) _____
 報告書提出者(有価証券の取得者)の名称(法人) _____
 報告書提出者(有価証券の取得者)の名称(個人) _____
 報告書提出者(有価証券の取得者)の名称(法人) _____

名	金額の借入利息	預金利息	証券		銀行手数料
			子会社配当金	その他の配当金	
株	527	563	531	526	528
債					561
預					431
金					
借					
入					
金					
利					
子					
息					
若					
しくは					
預					
金					
利息					
、					
証券					
に係る					
利子					
、					
配当					
金					
又は					
銀行					
手数料					
支払					
報告					
書					

(記入要領) 1. 所在地を併記する署名は、報告の趣意について発せられた者(個人)の署名を指すこと。
 2. 国名は、(国名)と記すこと。ただし、(国名)の相手方による場合は、(国名)を省略すること。
 3. 証券の種類は、証券の種類等(1)を指すものとして記入し、「(2)国名」欄には証券の種類等(1)を指すものとして記入すること。
 4. 利率は、利率の表示について、(利率)と記すこと。
 5. 借入額が不足する場合は、(不足額)を記入し、又は(不足額)を記入し、又は(不足額)を記入し、又は(不足額)を記入すること。
 (日本) (国名) (利率) (利率)

付 表 金銭の貸付利息若しくは預金利息、証券に係る利子、配当金又は銀行手数料支払の受領報告書
 (年 月中) 報告者の名称 _____

(単位：千米ドル)

国	名	金銭の貸付利 息	預 金 利 息	配 当 金		債 券 利 子		収益分配金	銀行手数料									
				子会社配当金	その他の配当 金	長 期	短 期											
	米 国	23	25	527	563	4950	531	6162	526	7374	528	8586	561	9798	599	10910	431	121
	カナダ	304	26															
	オーストラリア	302																
	ニュージーランド	601																
	フィリピン	215																
	インドネシア	208																
	タイ	210																
	インドネシア	213																
	イタリヤ	220																
	ルクセンブルク	209																
	オランダ	207																
	オーストリア	205																
	スペイン	108																
	シンガポール	112																
	合 計																	

(記入要領) 1 国別区分は、原取引(支払の受領の原因となった取引をいう。)の相手方の所在国又は地域によること。ただし、原取引の相手方による区分が困難な場合には支払の受領の直接の相手先の所在国又は地域により区分に差し替えない。
 2 「長期」欄には原契約期間等が1年を超えるものを記入し、「短期」欄には原契約期間等が1年以内のものを記入すること。
 3 米ドル以外の通貨については米ドルに換算の上、記入すること。
 4 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。
 (日本工業規格 B 4)

別紙様式第六十五 (平10蔵令164・全改、平12蔵令69・一部改正)

根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令

主務官庁：財 務 省

対外支払手段等の売買に関する報告書

(年 月～ 月分)

財務大臣 殿
(日本銀行経由)

報告年月日：_____

報告者：_____

名称及び

代表者の氏名 _____

所在地 _____

責任者記名押印

又は署名 _____

担当者の氏名(電話番号) _____

1 先物為替予約 (単位：千米ドル)

	先物買予約		先物売予約	
	期中取引	期末残高	期中取引	期末残高
対顧客取引				
対国内銀行取引				
対外国金融機関等取引				

2 通貨スワップ取引・スワップション取引 (単位：千米ドル)

	期中取引 (想定元本額)		期中残高 (想定元本額)	
	対顧客取引			
対国内銀行取引				
対外国金融機関等取引				

3 通貨オプション取引

① コール・オプション取引 (単位：千米ドル)

	オプションの買		オプションの売	
	期中取引	期末残高	期中取引	期末残高
対顧客取引				
対国内銀行取引				
対外国金融機関等取引				

② プット・オプション取引 (単位：千米ドル)

	オプションの買		オプションの売	
	期中取引	期末残高	期中取引	期末残高
対顧客取引				
対国内銀行取引				
対外国金融機関等取引				

(記入要領) 1 本報告書は、本邦店の四半期中に取引を締結した対外支払手段等の売買高の合計額を記入すること。

2 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授權された者が記名押印又は署名すること。

3 米ドル以外の通貨については米ドルに換算の上、記入すること。

(日本工業規格 A 4)

別紙様式第六十六 (平10蔵令164・全改、平12蔵令69・一部改正)

根拠法規：外国為替の取引等の
報告に関する省令
主務官庁：財務省

デリバティブ取引に関する報告書

(年 月分)

財務大臣 殿
(日本銀行経由)

報告年月日：_____

報告者：_____

名称及び
代表者の氏名 _____所在地
責任者記名押印
又は署名
担当者の氏名
(電話番号) _____

1 受取・支払手数料

(単位：千米ドル)

	前 月	当 月
受取手数料 (A)		
支払手数料 (B)		
受払計 (A - B)		

- (記入要領)
- 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授權された者が署名すること。
 - 「受取手数料」欄には、海外からの取次分について、本邦店が非居住者から受取った手数料を、「支払手数料」欄には、自己勘定分及び取次分について、証券会社、保険会社、証券投資信託委託業者又は金融先物取引業者が非居住者に支払った手数料を記入すること。
 - 米ドル以外の通貨については米ドルに換算の上、記入すること。
なお、単位未満については、小数点以下第2位を四捨五入の上、小数点第1位までの数値とすること。
(「2 売買差損益及び受取・支払プレミアム」及び「3 証拠金預託残高」において同じ。)
 - 「受払計」欄がマイナスとなった場合は△を付すこと。
(日本工業規格 A 4)

2 売買差損益及び受取・支払プレミアム (単位：千円ドル)

取引区分	海		外		国内 (取次分のみ) 〔百万円〕
	自己勘定分		取次分	合計	
	通貨	合計			
デリバティブ取引の 売買差損益	前月				
	当月				
金融等先物 オプション取引	受取プレミアム	前月			
		当月			
	支払プレミアム	前月			
		当月			
金融等現物 オプション取引	受取プレミアム	前月			
		当月			
	支払プレミアム	前月			
		当月			

- (記入要領)
- 「デリバティブ取引の売買差損益」欄には、デリバティブ取引の反対売買による決済及び最終決済によって発生した売買差損益（別紙様式第五十九により報告した先渡取引に係る売買差損益を除く。）を記入すること。
なお、先物オプションのプレミアムに係る損益（反対売買による受取プレミアムとその支払プレミアムの差損益を含む）並びに租税（取引所税等）及び証拠金その他の費用は考慮しなくてよい。
 - オプション取引の「受取・支払プレミアム」欄は、実際にプレミアムのあった月に記入すること。
 - 「国内」欄には、海外からの取次分のみを記入すること。

3 証拠金預託残高 (単位：千円ドル)

取引区分	前月	月末	当月	月末
海外金融等先物・先物オプション取引				
取次分				
現金残高分				
海外金融等現物オプション取引				
取次分				
現金残高分				
合計				
取次分				
現金残高分				
国内金融等先物・オプション取引 (取次分のみ) 〔百万円〕				
現金残高分 〔百万円〕				

- (記入要領)
- 証拠金の預託残高は、証拠金の値洗いを行った月末における残高（自己勘定分と取次分との合計額）を記入すること。
代用有価証券を証拠金として使っている場合、評価方法は原則として時価で行うこと。
 - 「国内金融等先物・オプション取引」欄には、非居住者からの国内取引所への取次分を記入すること。
なお、同欄における円以外の通貨については円に換算の上、記入すること。

(日本工業規格 A 4)

別紙様式第六十七 (平10蔵令164・全改、平12蔵令69・一部改正)

根拠法規：外国為替の取引等の
報告に関する省令
主務官庁：財務省

外貨証券売買契約状況報告書
(年 月 日約定分)

財務大臣 殿
(日本銀行経由)

報告年月日： _____
報告者： _____

名称及び
代表者の氏名 _____
所在地 _____
責任者記名押印 _____
又は署名
担当者の氏名(電話番号) _____

一般売買

(単位：千米ドル)

区	分	買入額	売却額	純買入額
証券対 券由居 会社住 等者 を売 買(者 を売 買)	株式			
	債券(除く短期証券)			
	短期証券			
	譲渡性預金証券			
	コマーシャル・ペーパー			
	その他			
	計			
証券対 券由非 会社居 等住 者 を売 買(者 を売 買)	株式			
	債券(除く短期証券)			
	短期証券			
	譲渡性預金証券			
	コマーシャル・ペーパー			
	その他			
	計			
合	計			

条件付売買(現先売買)

(単位：千米ドル)

区	分	買入(売却)額	売戻し(買戻し)額	純買入(売却)額
買 現 先	短期			
	中期			
売 現 先	短期			
	中期			

- (記入要領)
- 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授權された者が記名押印又は署名すること。
 - 「一般売買」欄には、外貨証券の受渡決済を伴う売買契約(条件付売買を除く。)の締結の日(外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引、外国有価証券市場における有価証券の売買に係る有価証券オプション取引と類似の取引、有価証券先渡取引又は有価証券の売買に係る有価証券店頭オプション取引については、外貨証券の受渡決済を行うことが確定した日)の当該契約の状況を記入すること。
 - 自社の取引及び自社の媒介、取次ぎ又は代理に係る取引について記入すること。
 - 米ドル以外の通貨については米ドルに換算の上、記入すること。
 - 「短期証券」欄には、原契約期間が1年以内の証券の合計額を記入すること。
 - 報告対象の日において、元本の償還金の受領があった場合は、当該償還金額を各区分に応じ、「売却額」欄にかっこ書(外書)すること。
- (日本工業規格 A 4)

付 表

外貨証券売買契約状況報告書（大口取引分）

（ 年 月 日約定分）

債券等 [該当分に○]
株式 [債券等、株式ごとに別業とすること]

報告者の名称

	銘	柄	市 場	額面金額	売買金額	利 率	償還期限	受渡日
居住者の買入				原通貨 千単位	千米ドル	%	年月日	年月日
居住者の売却								
償還								

- (記入要領)
- 1 報告書の対象となる取引のうち、同一銘柄の額面金額が1千万米ドル以上のもの（米国財務省証券にあっては、同一銘柄の額面金額が3千万米ドル以上のものを、また、株式にあっては、同一銘柄の売買金額が1千万米ドル以上のものについて記入して差し支えない。）並びにユーロ円債（外国において発行又は募集した本邦通貨表示の証券をいう。）及び円リンク債（外貨証券のうち、当該外貨証券の引受契約調印時において、当該外貨証券の表示通貨又は償還金を本邦通貨に固定させているものをいう。）について、記入すること。
 - 2 債券等にあっては、当該債券等の受渡決済を伴う売買契約（条件付売買を除く。）の締結の日（外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引、外国有価証券市場における有価証券の売買に係る有価証券オプション取引と類似の取引、有価証券先渡取引又は有価証券の売買に係る有価証券店頭オプション取引については、当該債券等の受渡決済を行うことが確定した日）の当該契約の状況を記入すること。
 - 3 株式にあっては、「額面金額」、「利率」、「償還期限」の各欄の記入を要しない。
 - 4 「額面金額」欄には、原通貨単位で記入し、通貨名を明記すること。
 - 5 「売買金額」欄には、米ドル以外の通貨については米ドルに換算の上、記入すること。
 - 6 上記様式に記入することができない場合は、日本工業規格 A 4 の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。

(日本工業規格 A 4)

別紙様式第六十八 (平10蔵令104・金改、平12蔵令89・一部改正)

円払証券売買契約状況報告書
(年 月 日約定分)

根拠法規：外国為替の取引等の
報告に関する法令
主務官庁：財務省

財務大臣 殿
(日本銀行経由)

報告年月日： _____
報告者： _____
代表者の氏名 _____
所在地 _____
責任者記名押印 _____
又は署名 _____
担当者の氏名(電話番号) _____

一般売買

株 種	非居住者の買入額					非居住者の売却額					純買入額	備考
	当月中	翌月中	翌々月中	その他	計	当月中	翌月中	翌々月中	その他	計		
国債												
地方債												
外国債												
国債												
地方債												
外国債												
短期証券												
政府短期証券												
地方短期証券												
その他の短期証券												
その他												

条件付売買(現先売買)

非居住者の買現先	非居住者の売現先
置戻し	置戻し

(単位：百万円)

- (記入要領) 1 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について接准された者が記名押印又は署名すること。
2 「一般売買」欄には、円払証券(外国為替及び外国貿易法第6条第1項第12号に規定する外債証券以外の証券をいう。)の受渡決済を伴う売買契約(条件付売買を除く。)の締結の日(有価証券先物取引、有価証券の売買に係る有価証券オプショナル取引、有価証券先物取引又は有価証券の売買に係る有価証券店頭オプション取引については、円払証券の受渡決済を行うことが確定した日)の当該契約の成立を記入すること。
3 自社の取引及び自社の媒介、取次ぎ又は代理に係る取引について記入すること。
4 「短期」欄には原契約期間が1年以内のものを記入し、「中期」欄には原契約期間が1年を超えるものを記入すること。
5 報告対象の日において、元本の償還金の受領があった場合は、当該償還金額を各区分に応じ、「非居住者の売却額」欄にかっこ書(外書)すること。
(日本工業規格 A 4)

(単位：百万円)

付 表

円払証券売買契約状況報告書（大口取引分）

（ 年 月 日約定分）

債券等 [該当分に○]
株 式 [債券等、株式ごとに別業とすること]

報告者の名称 _____

	投資家名（国籍）	金 額	銘 柄	受 渡 日
非居住者の買入		百万円		年 月 日
非居住者の売却				
償 還				

- （記入要領）
- 1 報告書の対象となる取引のうち、同一銘柄の売買金額が、債券等にあっては10億円以上のもの及び株式にあっては2億円以上のものについて、記入すること。
 - 2 債券等にあっては、当該債券等の受渡決済を伴う売買契約（条件付売買を除く。）の締結の日（有価証券先物取引、有価証券の売買に係る有価証券オプション取引、有価証券先渡取引又は有価証券の売買に係る有価証券店頭オプション取引については、当該債券等の受渡決済を行うことが確定した日）の当該契約の状況を記入すること。
 - 3 上記様式に記入することができない場合は、日本工業規格 A 4 の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。

（日本工業規格 A 4）

別紙様式第六十九 (平10蔵令164・全改、平12蔵令69・一部改正)

根拠法規：外国為替の取引等の
報告に関する省令
主務官庁：財務省

外貨証券売買契約状況報告書

(年 月 日約定分)

財務大臣 殿
(日本銀行経由)

報告年月日： _____
報告者： _____
名称及び
代表者の氏名 _____
所在地 _____
責任者記名押印 _____
又は署名 _____
担当者の氏名(電話番号) _____

一般売買

(単位：千米ドル)

証券の種類	居住者の買入額	居住者の売却額	純買入額
株式			
債券(除く短期証券)			
短期証券			
譲渡性預金証書			
コマーシャル・ペーパー			
その他			
合計			

条件付売買(現先売買)

(単位：千米ドル)

取引区分	買入(売却)額	売戻し(買戻し)額	純買入(売却)額
居住者の買現先	短期		
	中長期		
居住者の売現先	短期		
	中長期		

- (記入要領)
- 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授權された者が記名押印又は署名すること。
 - 「一般売買」欄には、外貨証券の受渡決済を伴う売買契約(条件付売買を除く。)の締結の日(外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引、外国有価証券市場における有価証券の売買に係る有価証券オプション取引と類似の取引、有価証券先渡取引又は有価証券の売買に係る有価証券店頭オプション取引については、外貨証券の受渡決済を行うことが確定した日)の当該契約の状況を記入すること。
 - 「居住者」には自社を含む。
 - 米ドル以外の通貨については米ドルに換算の上、記入すること。
 - 「短期証券」欄には、原契約期間が1年以内の証券の合計額を記入すること。
 - 報告対象の日において、元本の償還金の受領があった場合は、当該償還金額を各区分に応じ、「居住者の売却額」欄にかっこ書(外書)すること。

(日本工業規格 A 4)

付 表

外貨証券売買契約状況報告書（大口取引分）
 （ 年 月 日約定分）

債券等 [該当分に○]
 株 式 [債券等、株式ごとに別業とすること]

報告者の名称 _____

	銘 柄	市 場	額面金額	売買金額	利 率	償還期限	受 渡 日
居住者の買入			原通貨 千単位	千米ドル	%	年月日	年月日
居住者の売却							
償還							

- (記入要領)
- 1 報告書の対象となる取引のうち、同一銘柄の額面金額が1千万米ドル以上のもの（米国財務省証券にあっては、同一銘柄の額面金額が3千万米ドル以上のものを、また、株式にあっては、同一銘柄の売買金額が1千万米ドル以上のものについて記入して差し支えない。）並びにユーロ円債（外国において発行又は募集した本邦通貨表示の証券をいう。）及び円リンク債（外貨証券のうち、当該外貨証券の引受契約調印時において、当該外貨証券の表示通貨又は償還金を本邦通貨に固定させているものをいう。）について、記入すること。
 - 2 債券等にあっては、当該債券等の受渡決済を伴う売買契約（条件付売買を除く。）の締結の日（外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引、外国有価証券市場における有価証券の売買に係る有価証券オプション取引と類似の取引、有価証券先渡取引又は有価証券の売買に係る有価証券店頭オプション取引については、当該債券等の受渡決済を行うことが確定した日）の当該契約の状況を記入すること。
 - 3 株式にあっては、「額面金額」、「利率」、「償還期限」の各欄の記入を要しない。
 - 4 「額面金額」欄には、原通貨単位で記入し、通貨名を明記すること。
 - 5 「売買金額」欄には、米ドル以外の通貨については米ドルに換算の上、記入すること。
 - 6 上記様式に記入することができない場合は、日本工業規格 A 4 の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。

(日本工業規格 A 4)

当社の紹介、取次ぎ又は代理による担任者の職務の充任

種別	名称	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者
債の証券会社	株式会社 三井住友銀行	代表取締役 田中 功一	(株)	(株)	(株)	(株)	(株)
	株式会社 三井住友銀行	代表取締役 田中 功一	(株)	(株)	(株)	(株)	(株)
生命保険会社	株式会社 三井住友生命	代表取締役 田中 功一	(株)	(株)	(株)	(株)	(株)
	株式会社 三井住友生命	代表取締役 田中 功一	(株)	(株)	(株)	(株)	(株)
損害保険会社	株式会社 三井住友火災	代表取締役 田中 功一	(株)	(株)	(株)	(株)	(株)
	株式会社 三井住友火災	代表取締役 田中 功一	(株)	(株)	(株)	(株)	(株)
投資信託委託業者	株式会社 三井住友信託	代表取締役 田中 功一	(株)	(株)	(株)	(株)	(株)
	株式会社 三井住友信託	代表取締役 田中 功一	(株)	(株)	(株)	(株)	(株)
公的機関	株式会社 三井住友銀行	代表取締役 田中 功一	(株)	(株)	(株)	(株)	(株)
	株式会社 三井住友銀行	代表取締役 田中 功一	(株)	(株)	(株)	(株)	(株)

付 表 1

外貨証券の条件付売買（現先売買）の状況
（ 年 月末現在）

報告者の名称 _____

1 当月中売買高 (単位：千米ドル)

取引の相手方	居住者の買現先				居住者の売現先			
	買入額	売戻額	純買入額	残高	売却額	買戻額	純売却額	残高
自己	非居住者							
	銀行(含む信託銀行)							
	他の証券会社							
	生命・損害保険会社							
	投資信託委託業者							
	公的機関							
	その他							
計								
委託	非居住者							
	銀行(含む信託銀行)							
	他の証券会社							
	生命・損害保険会社							
	投資信託委託業者							
	公的機関							
	その他							
計								
合計	非居住者							
	銀行(含む信託銀行)							
	他の証券会社							
	生命・損害保険会社							
	投資信託委託業者							
	公的機関							
	その他							
計								

2 対非居住者取引の期限別残高内訳 (単位：千米ドル)

	短期	中長期	合計	自己	
				自己	委託
月限	/	/	/	/	/
月限	/	/	/	/	/
月限	/	/	/	/	/
月限	/	/	/	/	/
月限	/	/	/	/	/
月限 (6か月超)	/	/	/	/	/

(日本工業規格 B 4)

報告者の名称 _____

3 対非居住者取引の国籍別内訳 (単位：千米ドル)

取引の相手先の国籍別	取引区分	居住者の買現先				居住者の売現先			
		買入額	売戻額	純買入額	残高	売却額	買戻額	純売却額	残高
自									
己									
委									
託									
合									
計									

- (記入要領) 1 譲渡性預金証書及びコマーシャル・ペーパーの条件付売買については両者を合計の上、かっこ書(外書)すること。
 2 「短期」欄には、取引の対象となる外貨証券の原契約期間等が1年以内のものを記入し、「中長期」欄には、取引の対象となる外貨証券の原契約期間等が1年を超えるものを記入すること。

(日本工業規格 B 4)

付 表 2

外貨証券の貸借取引に係る報告書
 (年 月末日現在)

報告者の名称 _____
 (単位：百万米ドル)

	貸借取引の相手方の国籍				計
株 式	当月中借入				
	当月中返済				
	当月中貸付				
	当月中返済				
	当月中返済				
	当月中返済				
	当月中返済				
	当月中返済				
	当月中返済				
	当月中返済				
債 券	当月中借入				
	当月中返済				
	当月中返済				
	当月中返済				
	当月中返済				
	当月中返済				
	当月中返済				
	当月中返済				
	当月中返済				
	当月中返済				
そ の 他	当月中返済				
	当月中返済				
	当月中返済				
	当月中返済				

(記入要領) 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次業として報告すること。
 (日本工業規格 B 4)

別紙様式第七十一 (平10蔵令164・全改、平12蔵令89・一部改正)

外貨証券の売買状況報告書
(月分)

財務大臣 殿
(日本銀行株主)

日本銀行 貸出欄	
報告年月	年 月 日
報告日	年 月 日
報告者	会社名
所在地	〒
代表取締役(代表者)又は署名	
報告者氏名(電算簿用)	

報告年月日: _____
報告者: _____
代表取締役(代表者)の氏名: _____
所在地: _____
代表取締役(代表者)又は署名: _____
報告者氏名(電算簿用): _____

1. 買収者 2. 貸付者

証券区分	証券の種類	当月中買入額	当月中売却額	償還額等	備考
21	株券(除く外国証券)	0	0	0	1
	株券(除く外国証券)	0	0	0	2
	うちユーロ付債	0	0	0	3
	新株引受権	0	0	0	4
	短期借入金	0	0	0	5
	短期借入金	0	0	0	6
	短期借入金	0	0	0	7
	短期借入金	0	0	0	8
	短期借入金	0	0	0	9
	短期借入金	0	0	0	10
22	株券(除く外国証券)	0	0	0	1
	株券(除く外国証券)	0	0	0	2
	うちユーロ付債	0	0	0	3
	新株引受権	0	0	0	4
	短期借入金	0	0	0	5
	短期借入金	0	0	0	6
	短期借入金	0	0	0	7
	短期借入金	0	0	0	8
	短期借入金	0	0	0	9
	短期借入金	0	0	0	10

証券会社を抽出する元
証券会社に
証券の保有を
委託している引
当証券(償還額)に
対しては、償還
額を記載する

(単位:円未満5角)

付 表 1

外貨証券の条件付売買（現先取引）の状況

（ 年 月末現在）

報告者の名称 _____

1 当月中の売買高 (単位：百万米ドル)

取引区分 取引の相手方	居住者の買現先				居住者の売現先			
	買入 額	売戻 額	純買 入額	残高	売却 額	買戻 額	純売 却額	残高
非 居 住 者								
居住者（証券会社等）	/	/	/	/	/	/	/	/
合 計								

2 当月中の対非居住者取引の国籍別内訳 (単位：百万米ドル)

取引区分 取引相手の国籍	居住者の買現先				居住者の売現先			
	買入 額	売戻 額	純買 入額	残高	売却 額	買戻 額	純売 却額	残高

- (記入要領) 1 譲渡性預金証書及びコマーシャル・ペーパーについては、両者の合計の上、かっこ書（外書）すること。
2 米ドル以外の通貨については米ドルに換算の上、記入すること。

(日本工業規格 A 4)

付 表 2

外貨証券の貸借取引に係る報告書
(年 月末現在)

報告者の名称

(単位：百万米ドル)

	貸借取引の相手方の国籍		計
株式	当月	入済高	
	当月	借戻残	
	当月	貸付高	
	当月	借戻残	
	当月	貸付高	
	当月	借戻残	
	当月	貸付高	
	当月	借戻残	
	当月	貸付高	
	当月	借戻残	
	当月	貸付高	
	当月	借戻残	
債券	当月	入済高	
	当月	借戻残	
	当月	貸付高	
	当月	借戻残	
	当月	貸付高	
	当月	借戻残	
	当月	貸付高	
	当月	借戻残	
	当月	貸付高	
	当月	借戻残	
	当月	貸付高	
	当月	借戻残	
その他	当月	入済高	
	当月	借戻残	
	当月	貸付高	
	当月	借戻残	
	当月	貸付高	
	当月	借戻残	
	当月	貸付高	
	当月	借戻残	
	当月	貸付高	
	当月	借戻残	
	当月	貸付高	
	当月	借戻残	

(記入要領) 1 「当月中借入」、「当月中貸付」及び「当月中返済」欄には、当月中に非居住者との間で外貨証券の借入れ又は貸付けを行った実績を、また、「当月中残高」欄は、当月中における外貨証券の借入れ又は貸付けの残高を、それぞれ時価又は簿価により記入すること。ただし、本邦にある銀行等に寄託している証券のうち、当該銀行等の名義により行った貸借取引については記入を要しない。
2 返済のうち、証券に代えて金銭で行われたものについては、当該金額を「当月中返済」欄の下段にかっこ書(内書)すること。
(日本工業規格 A 4)

(裏面)

「共通項目」欄のコード表等

1 「取引種類」

項目	コード
非居住者の買入	20
非居住者の売却	21
償還	22
付表1関係	
非居住者の売現先	30
非居住者の買現先	32

2 「証券種類」

区 分	コード	
	中長期	短期
株式	100	
新株引受権証書	110	
新株引受権証書	120	
国債	200	201
特 殊 債	300	301
金 融 債	400	401
譲 渡 性 預 金 証 書	450	451
地 方 債	500	501
社 債	600	601
コマーシャル・ペーパー(居住者発行分)	650	651
〃 (非居住者発行分)	660	661
円 建 外 債	700	701
受 益 証 券	800	
そ の 他 の 証 券	900	901

(注)中長期、短期の区分は、証券の原契約期間が1年を超えるものを中長期、1年以内のものを短期とする。

(注)本報告書の提出に際しては、この書面を転写することは要しない。

3 「特記」

項目	コード
特記なし	0
公募増資	5

付 表 1

円払証券の条件付売買（現先売買）の状況
 (年 月分)

引 取 額		送 付 額	
1	2	3	4
円払証券の買戻金	円払証券の買戻金	円払証券の買戻金	円払証券の買戻金
5	6	7	8
9	10	11	12
13	14	15	16
17	18	19	20
21	22	23	24
25	26	27	28
29	30	31	32

引取者の買戻金
 送付者の買戻金 (該当に○)

発行者の名称

(単位:百万円)

区分	区分	格	格	月 中		月 中		月 末		計
				ス	タ	エ	ス	タ	ト	
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
0										
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
合 計										

(日本工業規格 B 4)

付 表 2

円払証券の貸借取引に係る報告書
(年 月 末現在)

報告者の名称

(単位：億円)

	貸借取引の相手方の国籍		計
株式	入済高付済高	借返済残借返済残	中未中中未中中未中中未中
債券	入済高付済高	借返済残借返済残	中未中中未中中未中中未中
	入済高付済高	借返済残借返済残	中未中中未中中未中中未中
	入済高付済高	借返済残借返済残	中未中中未中中未中中未中
	入済高付済高	借返済残借返済残	中未中中未中中未中中未中
	入済高付済高	借返済残借返済残	中未中中未中中未中中未中
	入済高付済高	借返済残借返済残	中未中中未中中未中中未中
	入済高付済高	借返済残借返済残	中未中中未中中未中中未中
	入済高付済高	借返済残借返済残	中未中中未中中未中中未中
	入済高付済高	借返済残借返済残	中未中中未中中未中中未中
	入済高付済高	借返済残借返済残	中未中中未中中未中中未中
	入済高付済高	借返済残借返済残	中未中中未中中未中中未中
	入済高付済高	借返済残借返済残	中未中中未中中未中中未中
その他	入済高付済高	借返済残借返済残	中未中中未中中未中中未中

(記入要領) 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次業として報告すること。

(日本工業規格 B 4)

別紙様式第七十四 (平12蔵令69・一部改正)

根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令
主務官庁：財務省

証券の対外売買契約等に係る利子又は配当金の支払報告書

(年 月分)

財務大臣 殿
(日本銀行経由)

報告年月日： _____
報告者： (18~22)

名称及び
代表者の氏名 _____

所在地 _____

責任者記名押印
又は署名 _____

担当者の氏名(電話番号) _____

(単位：千米ドル)

国名	配当金		債券利子			収益分配金
	子会社配当金	その他の配当金	長期	うち金融子会社以外の子会社との取引	短期	
	541	544	546	543	561	599
米 国	23,304	25,26	3,758	4,950	61,62	7,374
カナダ	302					8,586
オーストラリア	601					
スイス	215					
ベルギー	208					
フランス	210					
ドイツ	213					
イタリア	220					
ルクセンブルク	209					
オランダ	207					
イギリス	205					
香港	108					
シンガポール	112					
合計						

- (記入要領) 1 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。
- 2 国別区分は、原取引(支払の原因となった取引をいう。)の相手方の所在国又は地域によること。ただし、原取引の相手方による区分が困難な場合には支払の相手先の所在国又は地域により区分して差し支えない。
- 3 「長期」欄には原契約期間等が1年を超えるものを記入し、「短期」欄には原契約期間等が1年以内のものを記入すること。
- 4 米ドル以外の通貨については米ドルに換算の上、記入すること。
- 5 記入欄が不足する場合は、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

(日本工業規格 A 4)

付 表

証券の対外売買契約等に係る利子又は配当金の支払の受領報告書

(年 月分)

報告者の名称 _____

(単位：千米ドル)

国 名	配 当 金		債 券 利 子			収益分配金		
	子 会 社 配 当 金	そ の 他 の 配 当 金	長 期	うち金融子会 社以外の子会 社との取引	短 期			
	541	544	546	543	561	599		
米 国	23304	2526	3738	4950	6162	7374	8586	97
カ ナ ダ	302							
オーストラリア	601							
ス イ ス	215							
ベ ル ギ ー	208							
フ ラ ン ス	210							
ド イ ツ	213							
イ タ リ ア	220							
ルクセンブルク	209							
オ ラ ン グ	207							
イ ギ リ ス	206							
香 港	108							
シンガポール	112							
合 計								

- (記入要領) 1 国別区分は、原取引（支払の受領の原因となった取引をいう。）の相手方の所在国又は地域によること。ただし、原取引の相手方による区分が困難な場合には支払の受領の相手先所在国又は地域により区分して差し支えない。
- 2 「長期」欄には原契約期間等が1年を超えるものを記入し、「短期」欄には原契約期間等が1年以内のものを記入すること。
- 3 米ドル以外の通貨については米ドルに換算の上、記入すること。
- 4 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

(日本工業規格 A 4)

別紙様式第七十五 (平12蔵令69・一部改正)

根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令
主務官庁：財務省

金銭の貸付利息及び外貨証券取得等に係
る利子又は配当金の支払の受領報告書

(年 月分)

財務大臣 殿
(日本銀行経由)

報告年月日：_____

報告者：(18~22)

名称及び
代表者の氏名 _____

所在地 _____

責任者記名押印

又は署名 _____

担当者の氏名(電話番号) _____

(単位：千米ドル)

国名	金銭の貸付利息		配当金		債券利子			収 分 配 金		
	555	552	551	554	長期	うち金融子 会社以外の 子会社との 取引				
						553	561			
米 国	23,304	2526	3738	4950	6162	7374	8586	9798	10911	121
カナダ	302									
オーストラリア	601									
スイス	215									
ベルギー	208									
フランス	210									
ドイツ	213									
イタリア	220									
ルクセンブルク	209									
オランダ	207									
イギリス	205									
香港	108									
シンガポール	112									
合 計										

- (記入要領) 1 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。
- 2 国別区分は、原取引(支払の受領の原因となった取引をいう。)の相手方の所在国又は地域によること。ただし、原取引の相手方による区分が困難な場合には支払の受領の相手先の所在国又は地域により区分して差し支えない。
- 3 「長期」欄には原契約期間等が1年を超えるものを記入し、「短期」欄には原契約期間等が1年以内のものを記入すること。
- 4 米ドル以外の通貨については米ドルに換算の上、記入すること。
- 5 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

(日本工業規格 A 4)